

第 3 次庄原市環境基本計画

次世代へつなぐ しょうばらの里山環境

～自らが“実践”し“実感”する“快適な暮らしづくり”～

2021（令和 3）年 3 月

庄原市



目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の対象	4
第2章 環境の現況と課題	5
1. 庄原市の概況	5
2. 庄原市の環境の現況	15
3. 2次計画の検証と市民のニーズ	24
4. 施策の検証とアンケートから見えてきた課題	39
第3章 環境像と基本目標	40
1. 目指すべき環境像	40
2. 基本目標	41
3. 施策の体系	42
第4章 環境づくりの取り組み	43
【自然環境】	
基本目標Ⅰ 里山と暮らすまちづくり	43
(1) 農地の保全	43
(2) 地域資源の活用	44
(3) 生物多様性の保全	47
(4) 景観の保全と創造	49
【生活環境】	
基本目標Ⅱ 安全・安心、快適なまちづくり	51
(1) 大気環境の保全	51
(2) 水環境の保全	53
(3) マナー・モラルの向上	55

【地球環境】

基本目標Ⅲ 地球にやさしい循環型のまちづくり	57
（１）省エネルギーの推進	57
（２）３Ｒの推進	62
（３）その他地球環境の保全	66

【環境教育・環境学習、環境保全活動】

基本目標Ⅳ 地域で取り組む環境づくり	67
（１）環境教育・環境学習の推進	67
（２）環境保全活動の推進	69

第５章 計画の推進

１．計画の推進体制	71
２．計画の進行管理	72
３．目標指標一覧	73

資料編

１．庄原市環境基本条例	資料-1
２．第２次庄原市環境基本計画目標達成状況	資料-2
３．市民アンケート調査結果	資料-3
４．事業者アンケート調査結果	資料-23
５．庄原市温室効果ガス排出量算定方法	資料-33
６．環境用語集	資料-35

本編内に記載している年号早見表

西暦	和暦	西暦	和暦	西暦	和暦	西暦	和暦
1950	昭和 25	2003	平成 15	2012	平成 24	2021	令和 3
1960	昭和 35	2004	平成 16	2013	平成 25	2022	令和 4
1979	昭和 54	2005	平成 17	2014	平成 26	2023	令和 5
1980	昭和 55	2006	平成 18	2015	平成 27	2024	令和 6
1990	平成 2	2007	平成 19	2016	平成 28	2025	令和 7
1995	平成 7	2008	平成 20	2017	平成 29	2030	令和 12
2000	平成 12	2009	平成 21	2018	平成 30	2050	令和 32
2001	平成 13	2010	平成 22	2019	平成 31/ 令和元		
2002	平成 14	2011	平成 23	2020	令和 2		

※本計画書は西暦表記としています。

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を続けてきた社会経済システムは、多くの人々の生活を豊かにしました。一方で、大気や水の汚染、地球温暖化の進行、生物多様性の喪失など、地球規模の環境問題が顕在化しています。

環境問題は、私たちの日常生活や事業活動による影響が積み重なったものであり、解決には、ライフスタイルを根本から見直し、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素排出量の削減、省資源、3R(ごみを減らす「リデュース(Reduce)」、繰返し使う「リユース(Reuse)」、資源として再利用する「リサイクル(Recycle)」)の推進等による低炭素社会及び循環型社会を構築していくことが必要となっています。

国際社会では、「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)」で、「パリ協定」が採択され、2015 年 9 月の国連総会においては、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : SDGs)」に代表される「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

また、国内では、地球温暖化対策について、2016 年 5 月に温室効果ガスの削減目標等を含む「地球温暖化対策計画」、2018 年 6 月に「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」、2018 年 7 月に「第 5 次エネルギー基本計画」が策定されました。現在、国は、2050 年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた各種検討をはじめとしています。さらに、「環境基本法第 15 条」に基づく、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める「第五次環境基本計画」が 2018 年 4 月に策定されています。

このような社会情勢のなか、中国山地の豊かな自然環境に恵まれた本市においては、バイオマス活用など地域資源の有効活用や循環利用に向け、様々な取り組みを進めてきました。しかし、過疎化や高齢化、担い手不足などにより、地域の生活基盤を取り巻く環境の悪化が懸念される状況となっています。

そのため、私たちの子や孫、さらにその子孫が健やかな生活を送ることができる未来にするため、これらの問題の解決、里山の保全と再生、将来に向けたより良い環境の創造を進めて行くことが求められています。

このような本市の取り組むべき課題や地球温暖化など地球規模の環境問題に対応するとともに、次代へ引き継ぐ環境づくりを推進するため、2016 年 3 月に策定した「第 2 次庄原市環境基本計画(以下「2 次計画」という。)」の終了に合わせて必要な見直しを行い、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」を含む「第 3 次庄原市環境基本計画(以下「本計画」という。)」を策定します。



2. 計画の目的

本計画は、「庄原市環境基本条例」の基本理念に基づき、市民・事業者・市のすべての主体が共通の目標に向かって相互に補完し、協力し合うことにより、本市の良好な環境の保全及び創造のため、地球環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくことを目的としています。

庄原市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 環境の保全と創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、その環境が将来にわたって良好に維持されることを目的として行わなければならない。

2 環境の保全と創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済を持続的に発展することができる循環型社会が構築されることを目的に、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての者が健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。



3. 計画の位置づけ

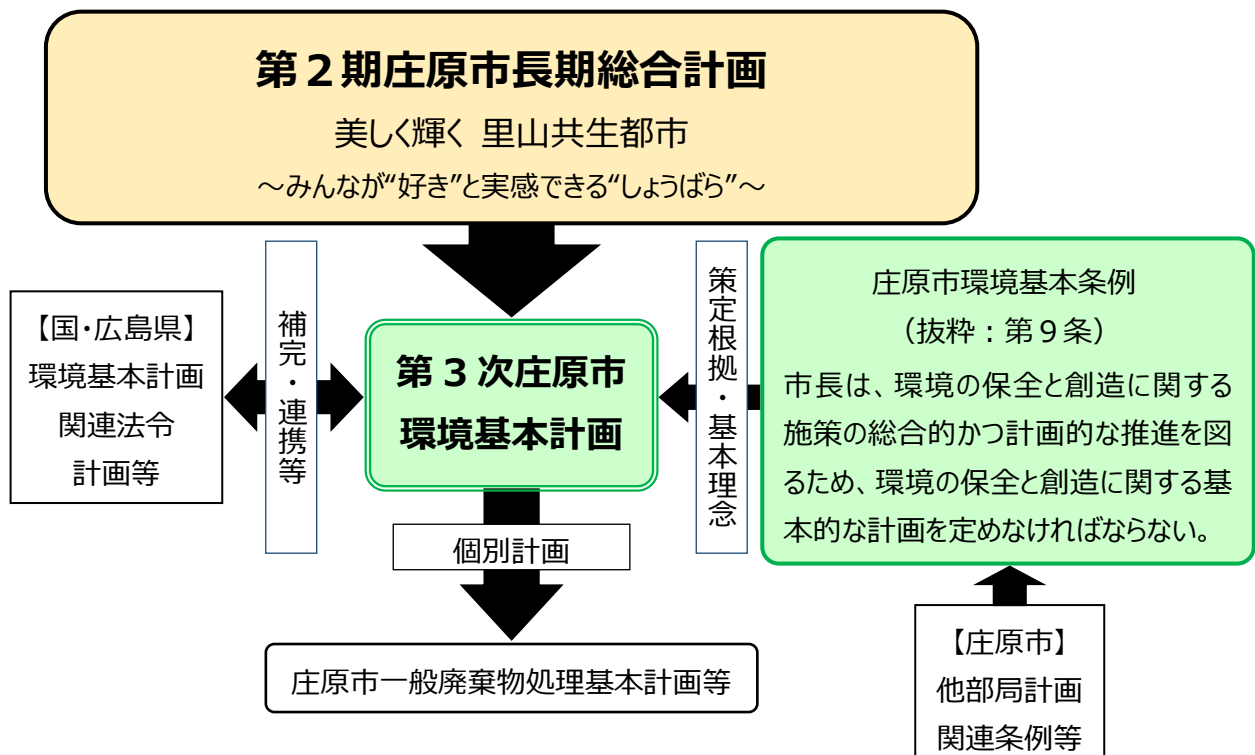
国では、「環境基本法（1993年11月施行）」に基づいて、「環境の保全に関する基本的な計画」（以下「環境基本計画」という。）を定めています。国の環境基本計画は、社会情勢の変化に対応するため5年程度を目途に見直しが行われています。1994年12月に閣議決定された第一次計画から、現在は、2018年4月に閣議決定された「第五次全国環境基本計画」となっています。

「第五次全国環境基本計画」では、「SDGs」の考え方を活用して環境・経済・社会の統合的向上に取り組むことをはじめ、経済や社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげるとしています。

また、各地域が資源を持続可能な形で最大限に活用の上、特性を強みとして発揮する「地域循環共生圏」を創出するとしています。さらに、そうした地域の特性に応じ、資源を補完し支え合う取り組みを進め、幅広い関係者と連携を図っていくとしています。

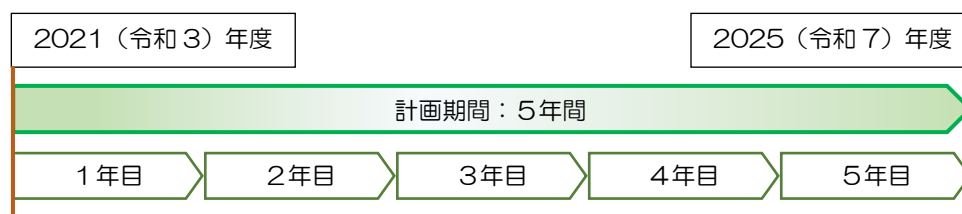
広島県においては、「広島県環境基本条例（1995年3月施行）」に基づき、1997年3月に環境基本計画が策定され、現在は、2016年3月に策定された「第4次広島県環境基本計画」となっています。

本計画は、国や広島県の環境基本計画などと補完・連携し、2016年3月に策定された「第2期庄原市長期総合計画」の将来像の具現化に向け、環境の分野における方針や施策を示し、取り組みの推進を図る計画であり、本市環境施策の根幹となる計画として位置づけ、「庄原市環境基本条例（2006年9月施行）」に基づき策定します。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を内包するものです。



4. 計画の期間

本計画は、目標年度を2025（令和7）年度とし、計画期間は2021（令和3）年度からの5年間とします。施策の進捗状況は毎年確認するとともに、社会情勢や環境の変化などにより、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。



5. 計画の対象

（1）対象地域

本計画は、庄原市全域をその対象地域とします。また、大気、水、地球規模の環境問題など、近隣市町や下流域など市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、広域的な取り組みを必要とする施策については、国、広島県及び他の地方公共団体等と連携して推進に努めます。

（2）対象とする環境要素

「本計画で対象とする環境範囲は、動植物や自然とのふれあい等に関する内容を含む自然環境、公害等に関する内容を含む生活環境、地球温暖化や廃棄物等に関する内容を含む地球環境、環境教育・学習及び環境保全活動等に関する内容を含む環境教育・環境学習・環境保全活動の横断的な分野に区分され、以下の環境範囲を対象とします。

ただし、対象とする環境範囲については、限定的なものではなく、新たな項目を立てる必要が生じた場合には適宜、見直しを行っていきます。

環境分野	対象とする環境要素
自然環境	農地、森林、自然資源、生物多様性、景観 など
生活環境	大気、水、騒音、振動、悪臭、有害化学物質、マナー・モラル など
地球環境	地球温暖化、低炭素社会、再生可能エネルギー、省資源、省エネルギー、地域資源、廃棄物、3R など
環境教育・環境学習・ 環境保全活動	環境教育・環境学習、環境保全活動 など

第2章 環境の現況と課題

1. 庄原市の概況

(1) 地勢

本市は、広島県の北東部、中国地方のほぼ中央に位置し、東は岡山県、北は島根県・鳥取県に隣接する“県境のまち”です。中国山地の山々に囲まれた河川沿いに広がる盆地や流域の平坦地に、複数の市街地と大小の集落を形成しています。

東西約 53km、南北約 42km のおおむね四角形で、面積は 1,246.49km²。広島県の約 14%を占めています。

中国山地の山々に囲まれ、標高 150m～200mの盆地をはじめ、全般的に緩やかな起伏の台地を形成していますが、北部の県境周辺部は、県内有数を誇る 1,200m級の高峰と森林に囲まれ、この地の沢を源流とした河川は江の川水系と高梁川水系に分岐し、それぞれ日本海、瀬戸内海に注いでいます。

こうした地理的環境は、水と緑に恵まれ四季の変化に富んだ豊かな自然環境をつくり、中山間地域ならではの心やすらぐ里山を生み出しています。

本市の道路網は、中国縦貫自動車道の2つのインターチェンジ（庄原 IC、東城 IC）と中国横断自動車道尾道松江線の2つのインターチェンジ（口和 IC、高野 IC）を中心として、東西と南北に国道 4 路線、県道 45 路線が整備され、市内の各地域を結んでいるほか、市道や農道・林道が生活道路として利用されています。

本市の位置図



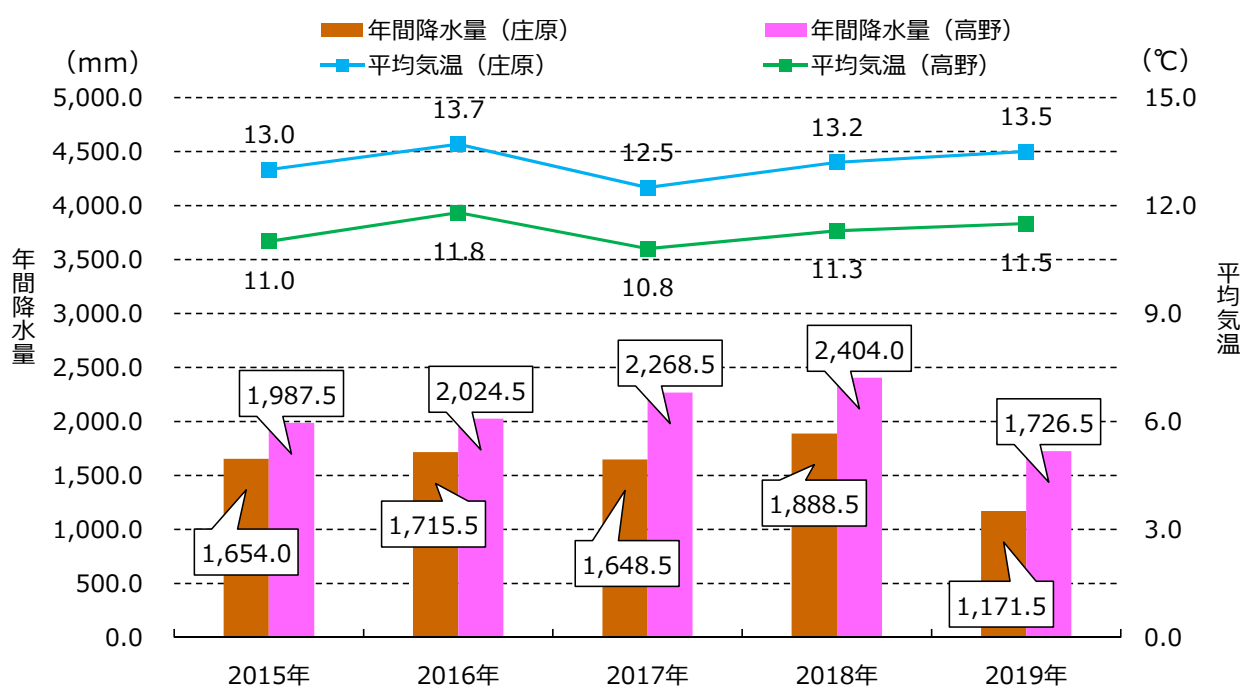


(2) 気象

本市は、広大な区域面積や中国山地に囲まれた地理的状況から、北部と南部では気象条件が異なり、特に気温、降水量、積雪量の多寡などにおいて違いがあります。

気温の平年値※は、庄原観測所（庄原市東本町）で 12.4℃、高野観測所（高野町新市）で 10.6℃です。降水量の平年値は、庄原で 1,467mm、高野で 1,911mm です。平均気温の推移を見ると 1979 年から 2019 年までの間で上昇傾向が見られます。過去 30 年間の最高気温は庄原で 37.1℃(2004 年)、最低気温は高野で -18.5℃(1991 年)です。

近年、全国的に地球温暖化に起因する気候変動による集中豪雨等が多発しており、本市においても 2018 年に発生した集中豪雨は地域に大きな被害をもたらしました。

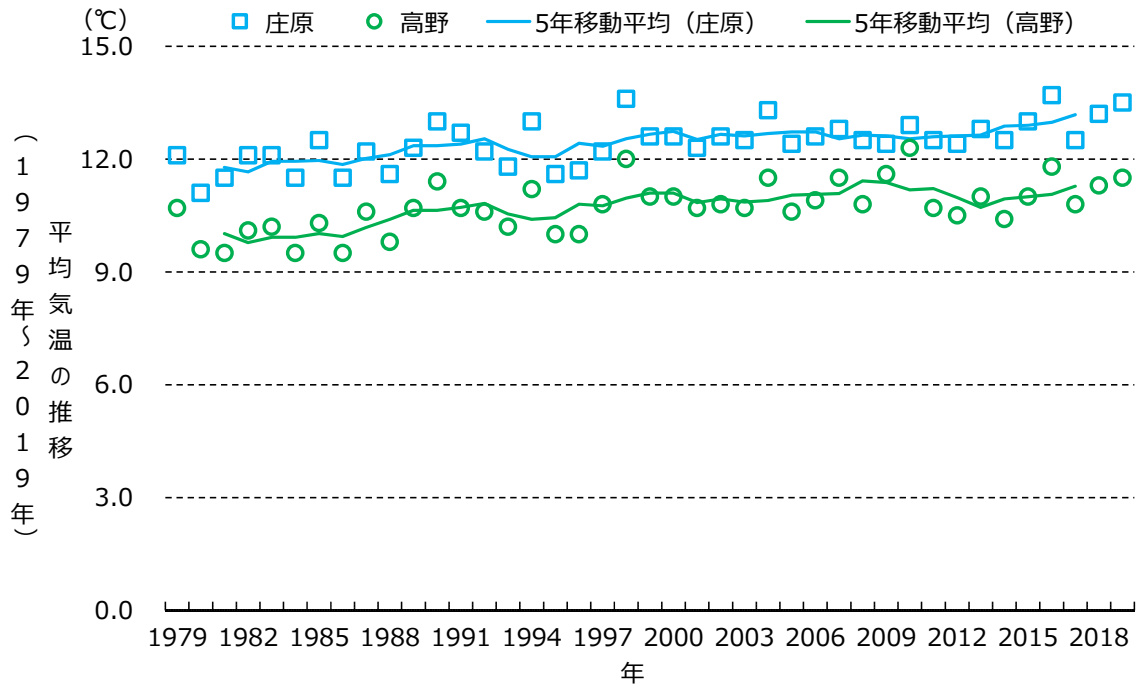


年間降水量と平均気温の推移

資料：気象庁

[注]：平均気温（高野）の 2010 年は観測期間に一部、欠測あり。

※：平年値は、1981 年～2010 年の 30 年間の観測値の平均をもとに算出。



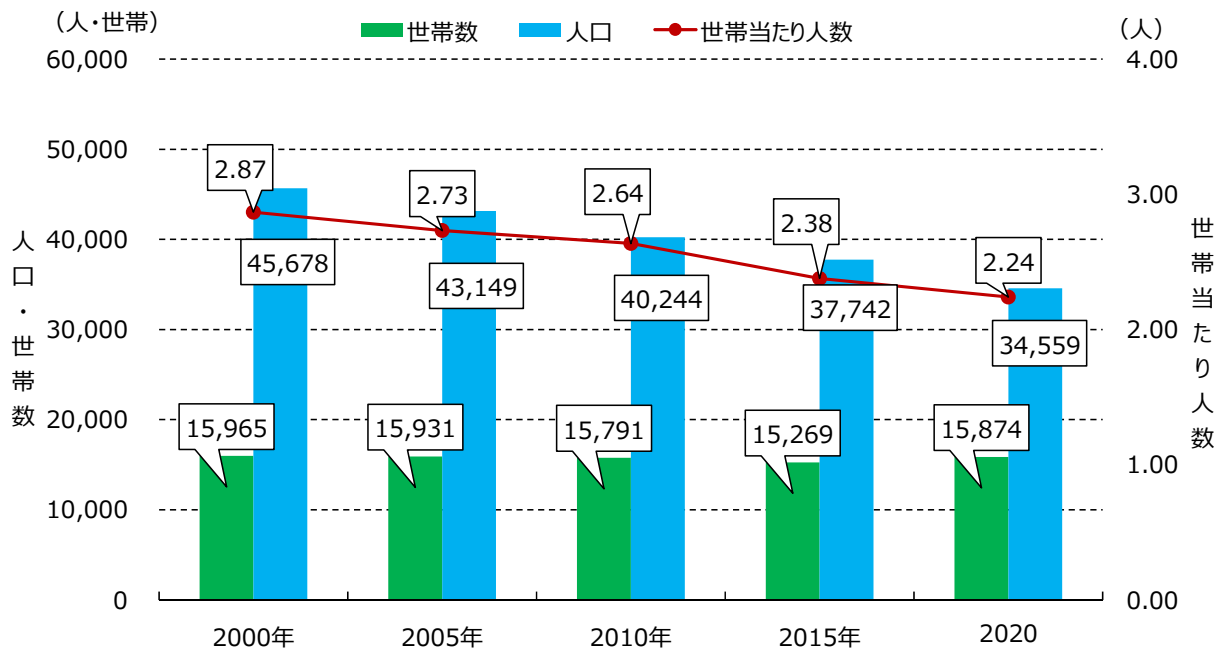
平均気温の推移（1979年～2019年）

資料：気象庁

[注]：平均気温（高野）1997年、2009年、2010年は観測期間の一部に欠測あり。

（3）人口・世帯数

本市の人口は、減少傾向が続いています。2000年からの20年間で11,119人減少しており、2020年の人口は、1995年比で75.7%となっています。



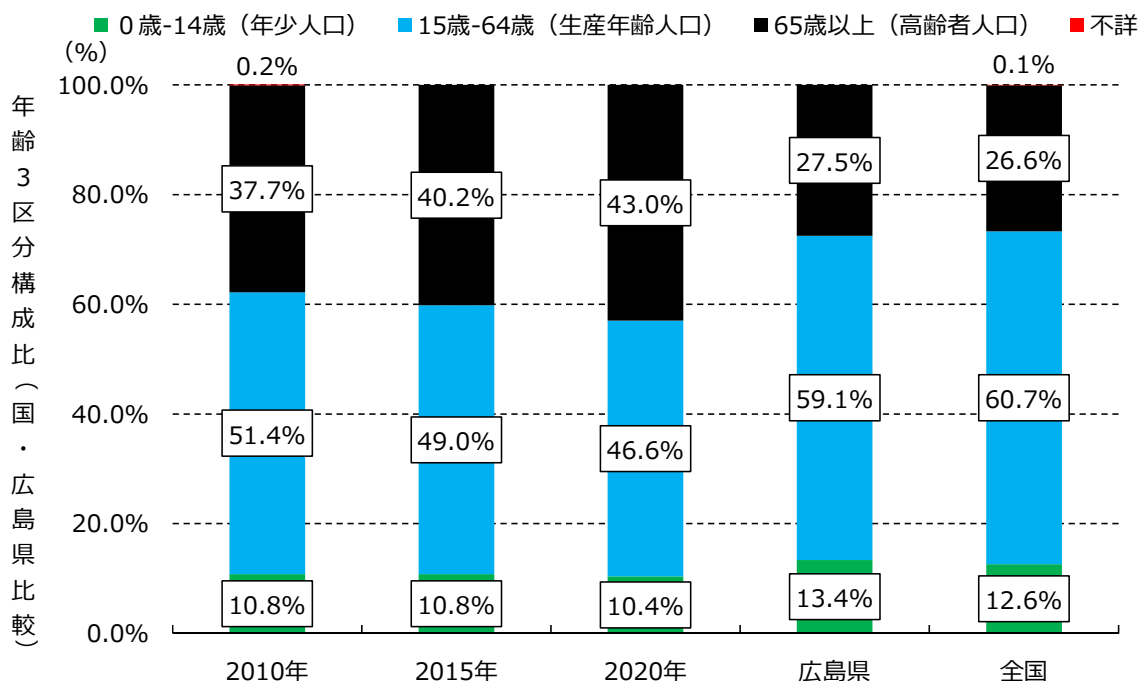
人口・世帯数・世帯当たり人数の推移

資料：国勢調査・住民基本台帳

[注]：2000年～2010年の値は国勢調査。2015年、2020年は住民基本台帳の値。（2015年は10月1日時点。2020年は3月31日時点。）



年齢3区分構成比の推移を見ると、市内における高齢化・少子化が進行しており、2020年3月31日時点の総人口に占める高齢者の割合は40%を超えています。2020年の人口ピラミッドを見ても男女ともに60代後半から70代前半の人口が多くなっています。

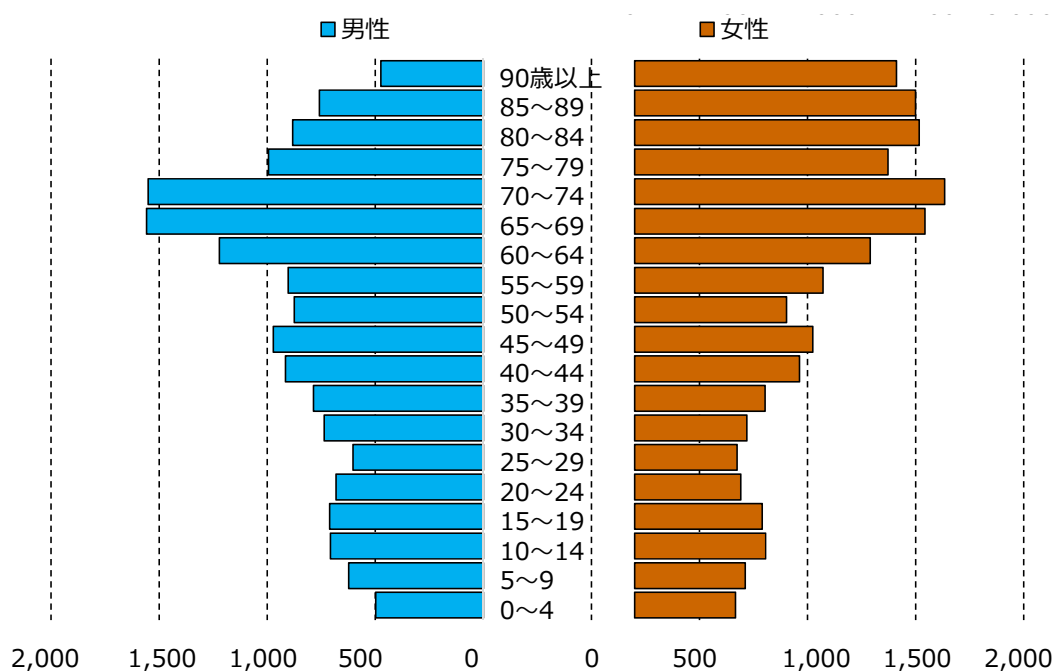


年齢3区分構成比の推移（国・広島県との比較）

資料：国勢調査・住民基本台帳

[注1]：2010年は国勢調査、2015年・2020年の値は庄原市住民基本台帳の値。（2015年は10月1日時点。2020年は3月31日時点。）

[注2]：広島県・全国の値は2015年の国勢調査の値。



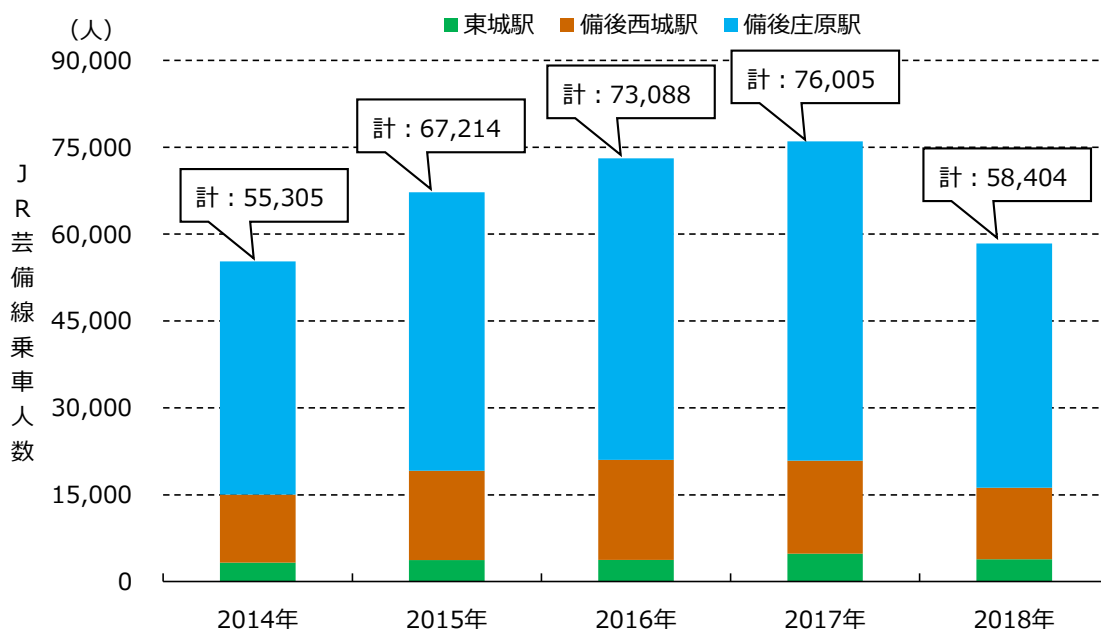
2020年人口ピラミッド

資料：住民基本台帳（2020年3月31日時点）

(4) 公共交通

● JR 芸備線

2018 年の 1 年間における JR 芸備線の市内での乗車人数は、58,404 人となっており、2014 年よりも 3,099 人増加しています。内訳では、備後庄原駅を利用する人が最も多くなっています。



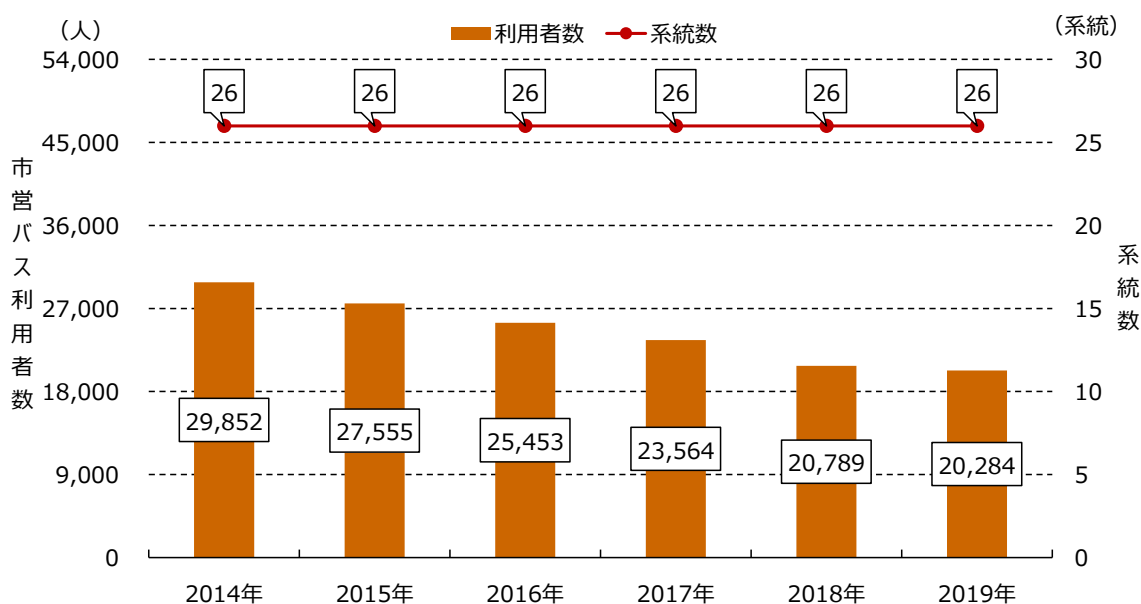
JR 芸備線の乗車人数の推移

資料：庄原市市民生活課調べ

[注]：2018 年度の利用者数の減少については、災害により、芸備線が長期運休したため。

● 市営バス利用者数・系統数

2019 年の 1 年間における市営バスの利用者数は、20,284 人となっており、2014 年よりも 9,568 人減少しています。



市営バス利用者数・系統数の推移

資料：庄原市市民生活課調べ



●森林面積

2020年の森林面積は、1,049.24km²であり、本市域（1,246.49km²）の84.2%を占めています。2014年比では約0.03km²増加していますが、市域に占める比率は、84.2%と変動はなく、大規模な開発もない豊かな森林資源に恵まれています。

森林面積

単位:km²

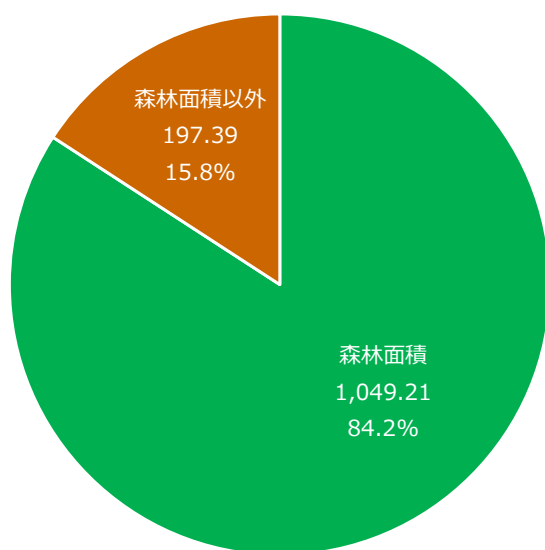
	総数	民有林							国有林
		総数	人工林		天然林		竹林	無立 木地	
			針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹			
2014 年	1,049.21	979.61	426.68	9.60	75.67	442.77	2.14	20.83	69.60
2020 年	1,049.24	979.42	428.30	9.66	75.41	441.48	2.14	20.50	69.82
増減	+0.03	-0.19	+1.62	+0.06	-0.26	-1.29	0	-0.33	+0.22

[注1]: 民有林については、地方公共団体所有の山林を含む。

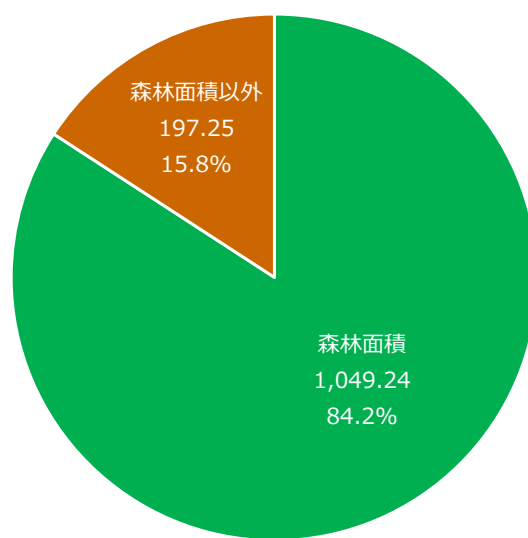
[注2]: 無立木地は、伐採跡地及び未立木地である。

[注3]: 端数処理の関係で、合計が一致しない場合がある。

資料: 広島県林務関係行政資料



2014年森林面積



2020年森林面積

資料: 広島県林務関係行政資料

●土地利用状況

本市の固定資産税の課税対象となる「評価総地積」においても、地目別の比率に2014年度と2019年度に大きな変化は見られません。

評価総地積

地目	地積 (km ²)			割合 (%)		
	2014 年度	2019 年度	増減	2014 年度	2019 年度	増減
田	64.87	63.94	-0.93	14.8	14.8	0
畑	11.60	11.26	-0.34	2.7	2.6	-0.1
宅地	10.64	10.78	+0.14	2.4	2.5	+0.1
山林	331.51	327.06	-4.45	75.8	75.7	-0.1
雑種地	4.75	5.13	+0.38	1.1	1.2	+0.1
その他	13.71	13.82	+0.11	3.1	3.2	+0.1
計	437.08	431.99	+5.09	100.0	100.0	0

資料：庄原市税務課調べ

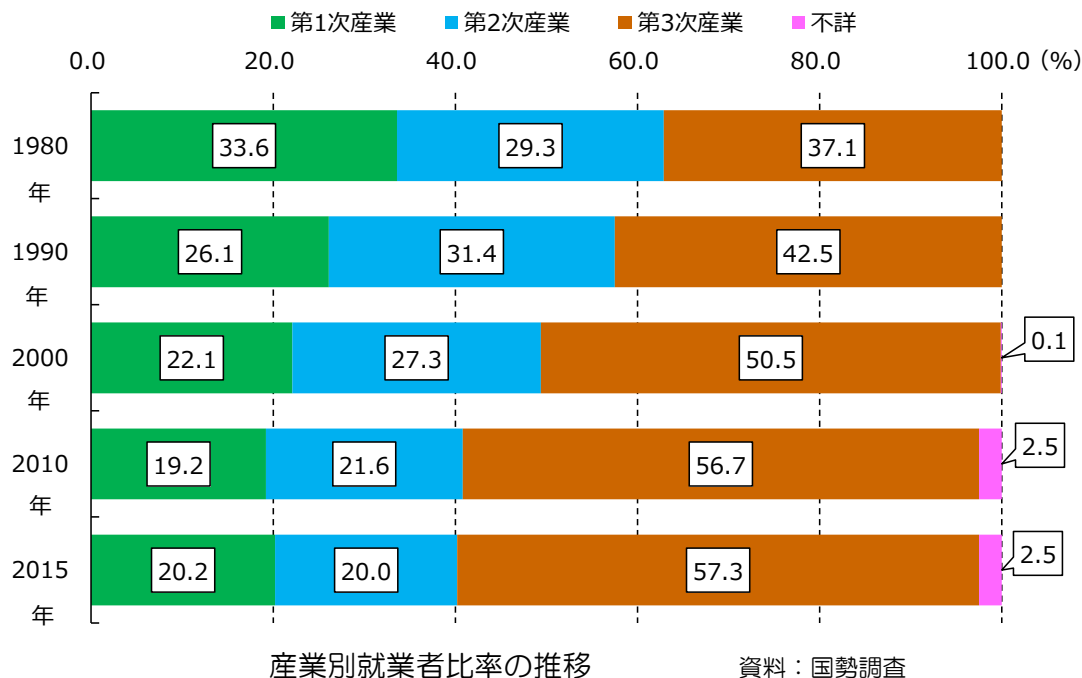


(5) 産業構造

●産業別人口

産業別就業者比率は、過去40年間で見ると大きく変動しています。

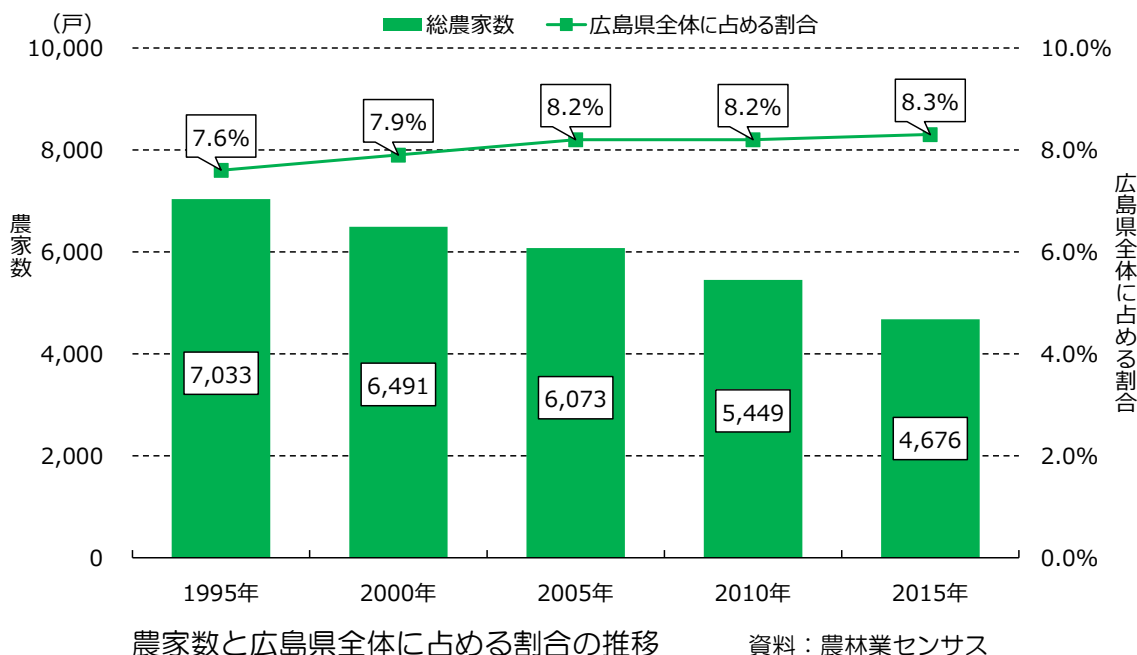
第1次産業が1980年から2010年までに大きく減少しています。第2次産業は、1990年に31.4%を占めましたが、その後、約10ポイント減少しています。第3次産業は、増加傾向が継続しています。



●農業

本市の農業は、古くから基幹産業として受け継がれており、米・野菜・花き・果樹などの農作物、和牛・乳牛・豚・鶏の飼養など、多種多様な内容で構成されています。

総農家数は減少の一途をたどっていますが、本市の農家数が広島県全体に占める割合が高まっています。

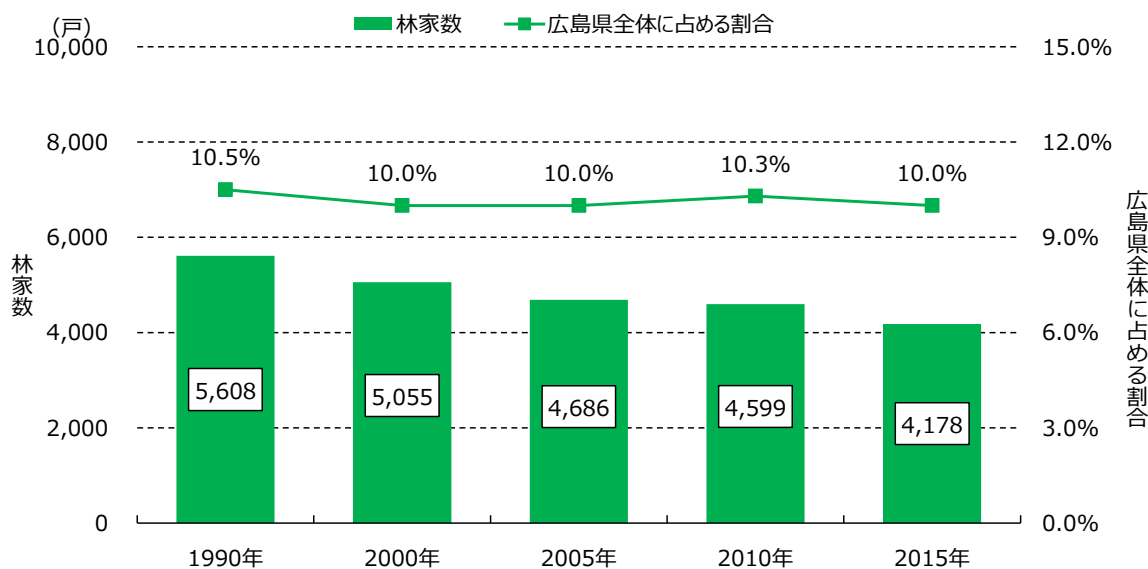


● 林業

本市の林業は、木材・林産物の生産を中心に、薪の利用やきのこの採取など、集落生活に密着した循環型の資源利用が行われてきました。

一方で、1950年代から1960年代を中心に植樹されたスギやヒノキの人工林が主伐時期を迎えていますが、1970年代半ばからの長期的な木材価格の低迷により、木材生産量の低下が続いています。

また、森林を保有している林家数も減少を続け、1990年から2015年までの25年間で25.5%減少しています。

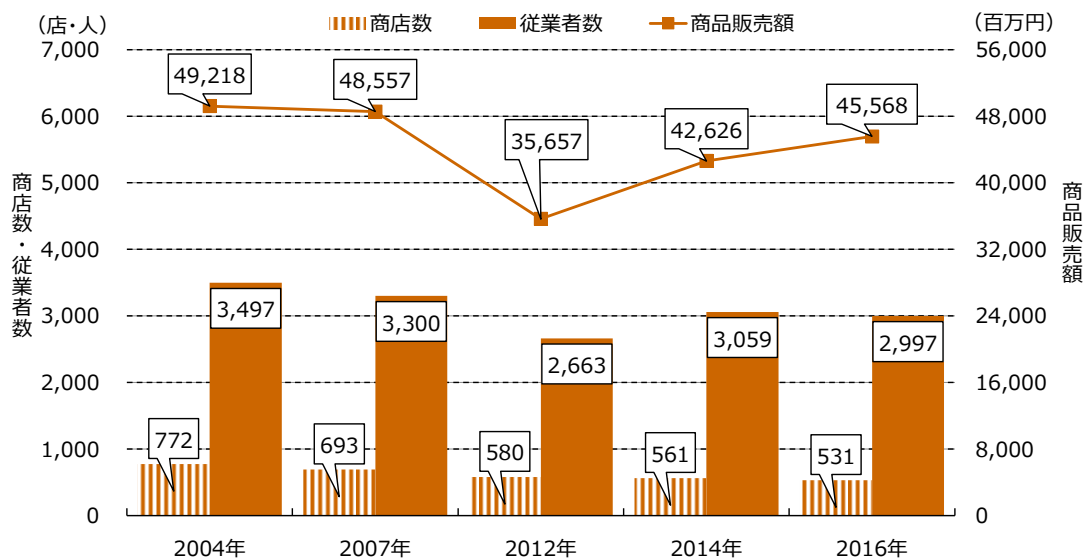


林家数と広島県全体に占める割合の推移

資料：農林業センサス

● 商業

本市の商業は、郊外大型店や大手チェーン店などの台頭、高速交通網の充実に伴う大都市圏への消費者流出、人口減少による消費低迷等が影響し、商店数（事業所数）は、2004年から2016年までの12年間で241店（31.2%）減少し、年間商品販売額も約36.5億円（7.4%）の減少となっています。



商業の推移

資料：商業統計調査・経済センサス

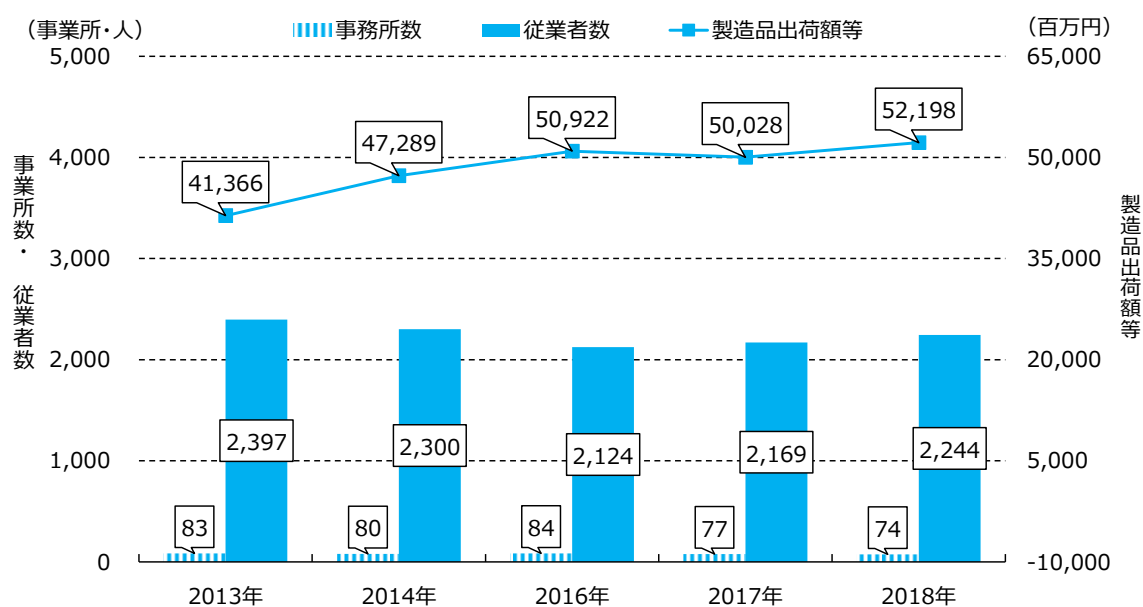


● 鋳工業

本市の工業は、機械器具、窯業、電子部品、食料品をはじめとする製造業や建設業が中心となっています。

事業所数は、2018年で74事業所となり、2013年と比較して約11%減少しています。製造品出荷額は近年増加傾向で推移しており、2018年の出荷額は約522億円、2017年から約22億円増加しています。

本市の鋳工業は、ろう石、カオリナイト、炭酸カルシウムに代表される白色鋳物を中心にしており、その産出は全国有数となっています。



鋳工業の推移

資料：工業統計調査・経済センサス

2. 庄原市の環境の現況

(1) 自然環境

●自然公園等

本市には、比婆道後帝釈国定公園や県民の森、中国自然歩道、広島県自然歩道などが存在し、自然公園等に恵まれています。

本市の自然公園等



資料：自然歩道案内図/広島県 2012 年 2 月

自然公園・野外レクリエーション施設位置図/広島県 2011 年 12 月

●景観

本市の特徴的な景観としては、中山間地域ならではの自然豊かな里山景観、国指定の名勝帝釈峡や熊野神社の老杉群などがあげられます。

また、上野池を中心とした上野総合公園は、丘陵地一帯の地域が風致地区に指定され、自然美と景観の維持保全が図られています。

さらに、庄原市のうち、旧庄原市、西城町、東城町、高野町の全域は、広島県の「ふるさと広島景観の保全と創造に関する条例」に基づく大規模行為届出対象地域に指定され、調和のとれた個性豊かな景観づくりをめざしています。



●動物

本市には、「広島県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックひろしま2011」で選定された貴重種の動物 401 種のうち 118 種が生息、或いは生息の可能性があります。

本市の貴重種（動物）

分類群	県内 種数	選定種数 広島県	選定種数 庄原市	カテゴリー別種数				
				絶滅	絶滅危惧 Ⅰ類	絶滅危惧 Ⅱ類	準絶滅 危惧	要 注意種
哺乳類	43	22	11	0	3	4	4	0
鳥類	302	43	21	0	4	6	6	5
爬虫類	16	6	4	0	0	0	3	1
両生類	19	10	9	0	0	5	4	0
淡水魚類	84	37	14	0	4	2	4	4
昆虫類	8,318	219	37	2	8	8	12	7
貝類	133	36	19	0	2	4	8	5
その他の 無脊椎動物	412	28	3	0	0	0	0	3
合計	9,327	401	118	2	21	29	41	25

資料：広島県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックひろしま 2011

●植物

本市には、「広島県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックひろしま2011」で選定された貴重種の植物 599 種のうち 263 種が生息、或いは生息の可能性があります。

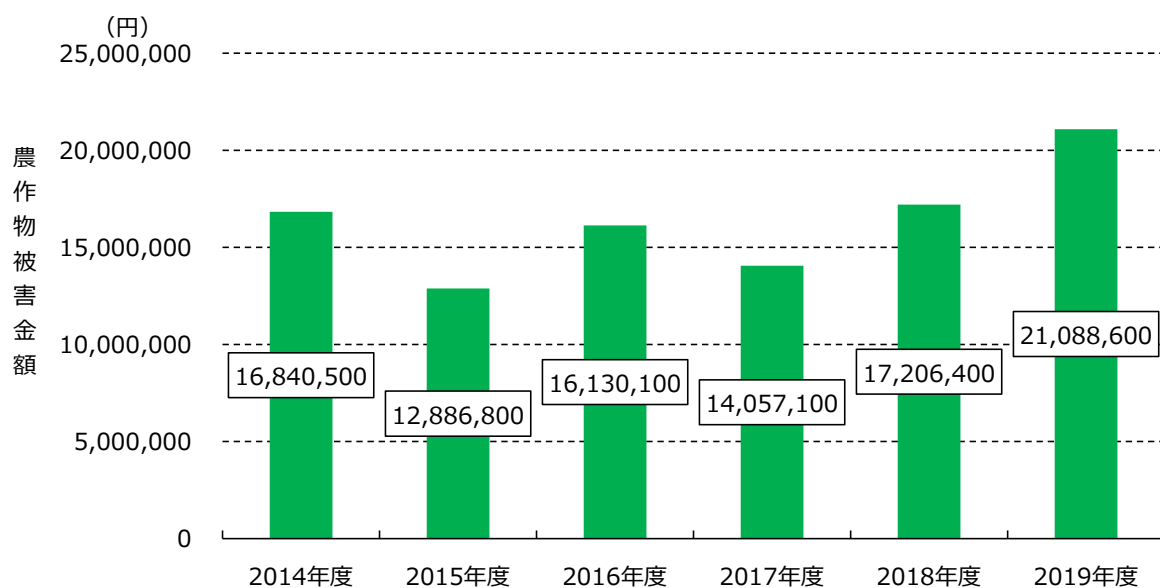
本市の貴重種（植物）

分類群	県内 種数	選定種数 広島県	選定種数 庄原市	カテゴリー別種数				
				絶滅	絶滅危惧 Ⅰ類	絶滅危惧 Ⅱ類	準絶滅 危惧	要 注意種
種子植物	2,625	406	204	0	35	72	72	25
シダ植物	303	52	18	0	2	10	6	0
コケ植物	719	54	22	0	14	4	4	0
藻類	1,258	29	0	0	0	0	0	0
地衣類	382	16	3	0	1	0	2	0
菌類	700	42	16	0	0	3	13	0
合計	5,987	599	263	0	52	89	97	25

資料：広島県の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブックひろしま 2011

●有害鳥獣

2019年度の市内での有害鳥獣等による農作物への被害金額は21,088,600円で、2014年度と比較して4,248,100円増加しています。



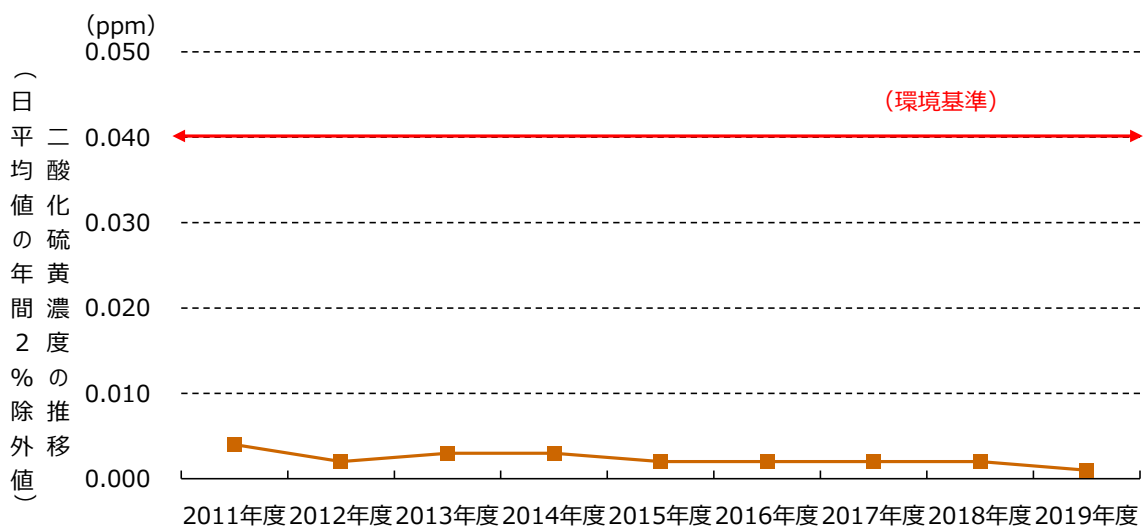
有害鳥獣等による農作物への被害金額の推移 資料：庄原市林業振興課調べ

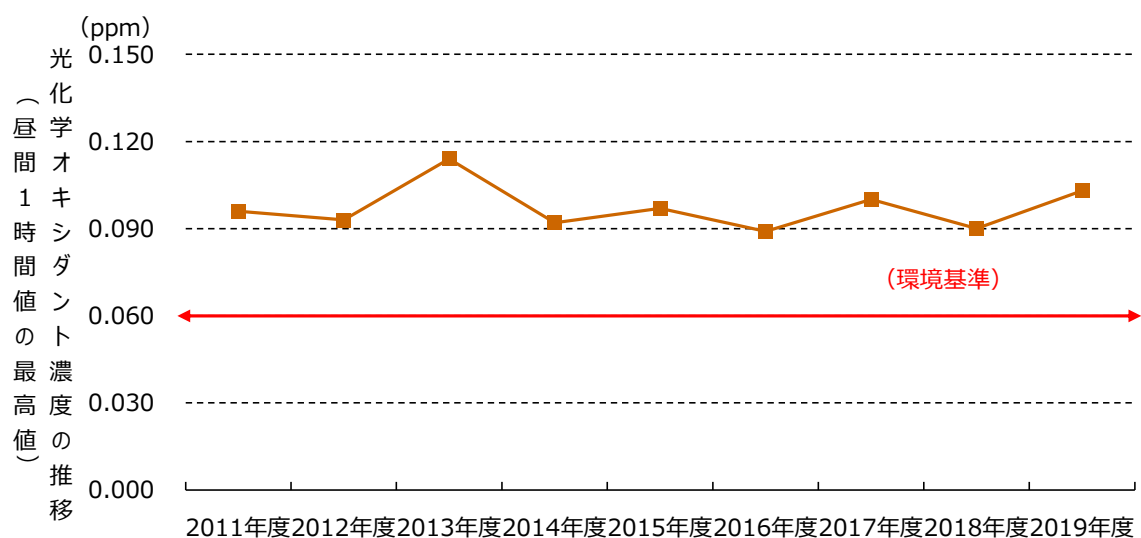
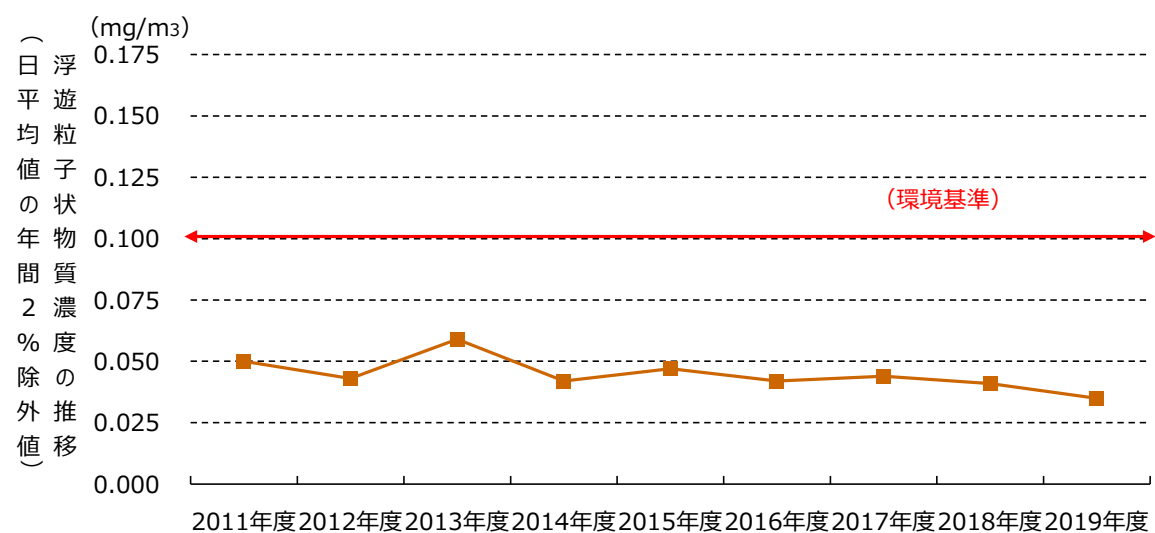
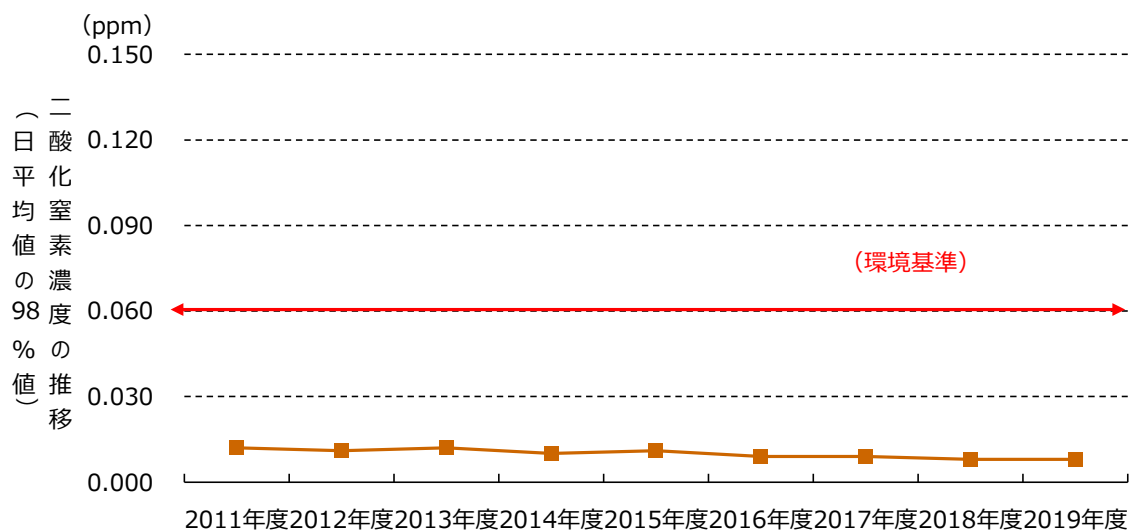
(2) 生活環境

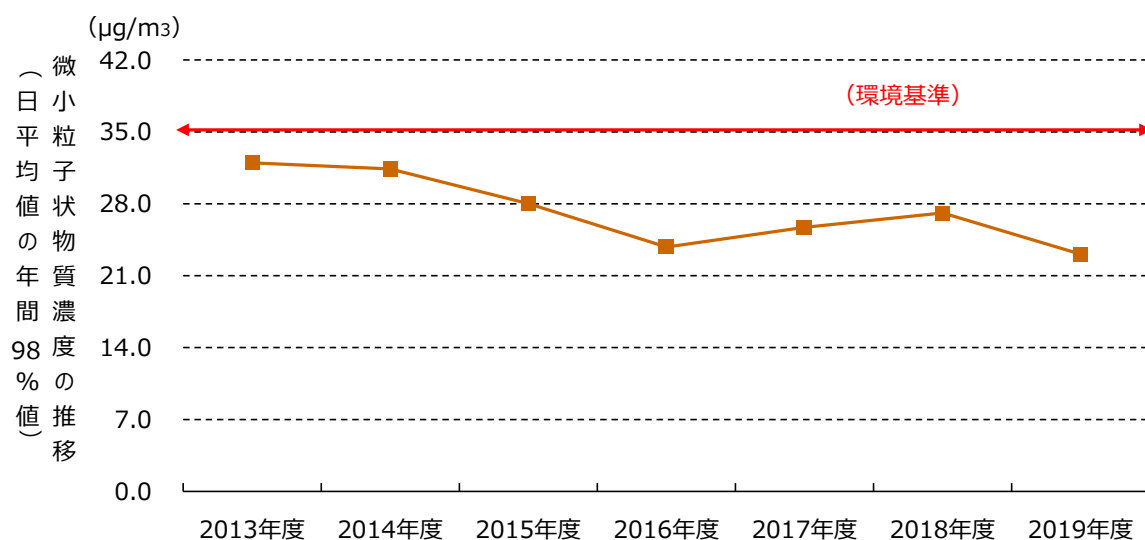
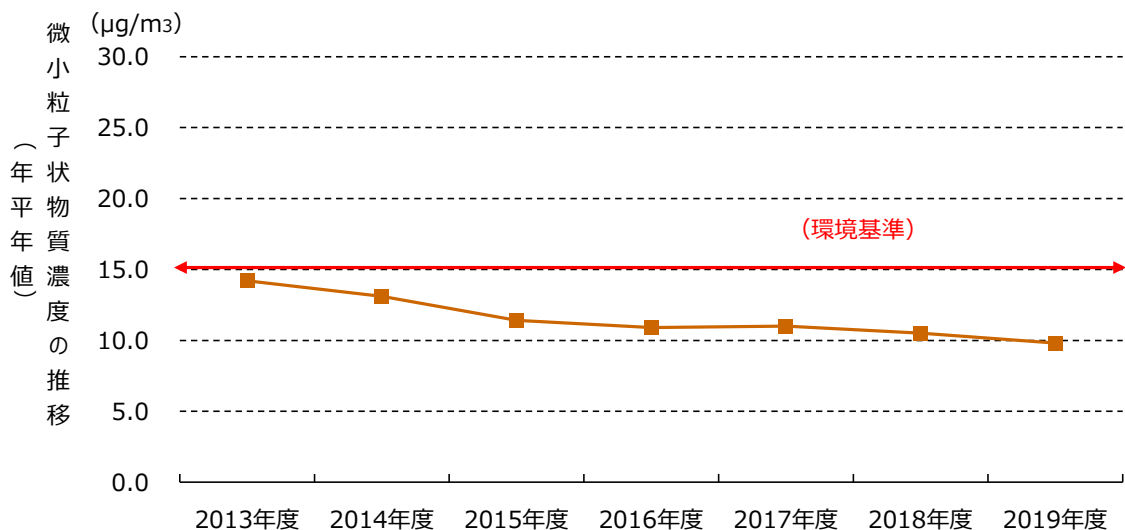
●大気環境

本市には大気の測定局はありません。備北地域において最寄りの測定局は、三次市にあり、その結果は環境基準に適合しています。

光化学オキシダントは、全国的には増加傾向にあります。また、微小粒子状物質（PM2.5）の増加も問題となっています。これらは、国内ばかりではなく他国からの飛来物質の影響があると考えられます。







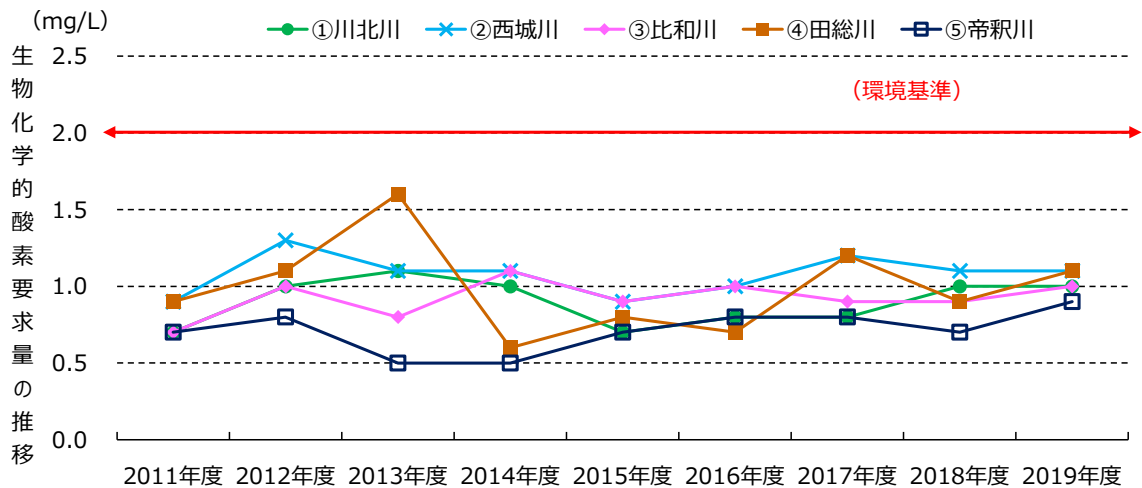
資料：広島県大気汚染常時監視結果

三次市十日市町（旧三次林業技術センター）測定局

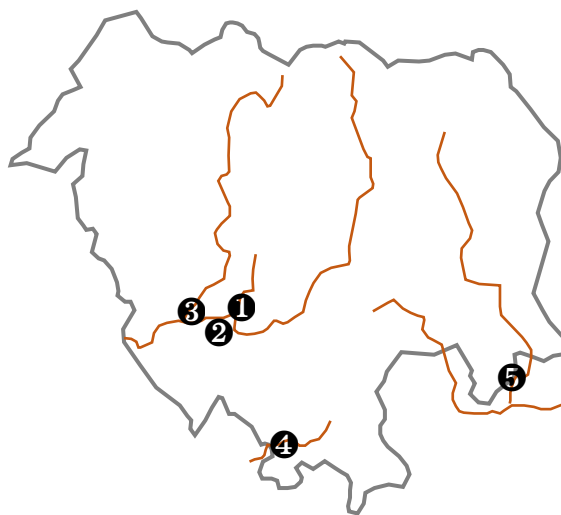


●水環境

本市に関連する河川5地点で水質が測定されています。全地点とも年間を通して生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準（2mg/L以下）を満たしており、本市は、良好な水質を持つ河川に恵まれているといえます。いずれの水系も水質基準類型のA類型に指定されています。



河川における生物化学的酸素要求量（BOD）の推移 資料：広島県公共用水域等の水質調査結果



資料：広島県公共用水域測定地点配置図

●廃棄物

◆ごみの状況

本市の2019年度のごみの総排出量は9,793 tで、2014年度と比較し、390 t減少しています。

2019年度のリサイクル率は40.2%で、全国平均19.9%、広島県平均20.6%を大きく上回っています。

本市では、資源ごみの再資源化とともに、可燃ごみは、焼却灰をセメント原料化及びごみ固形燃料化（RDF）し、再生利用を推進しています。

ごみの排出量とリサイクル量

年度	総排出量 (t/年)	計画収集人口 (人)	一人一日当たり 排出量 (g/人・日)	リサイクル量 (t/年)	リサイクル率 (%)
2014	10,183	37,902	736	4,277	42.0
2015	10,314	37,240	758	4,433	43.0
2016	9,929	36,608	743	4,030	40.6
2017	9,757	35,910	744	4,030	41.3
2018	10,261	35,241	797	4,073	41.3
2019	9,793	34,559	776	3,935	40.2

資料：庄原市環境政策課調べ

[注1]：2018年度の総排出量は、災害の発生により、他の年度と比較して一時的にごみの発生量が増加した。

[注2]：リサイクル率には、ごみ固形燃料化（RDF）されたものを含む。



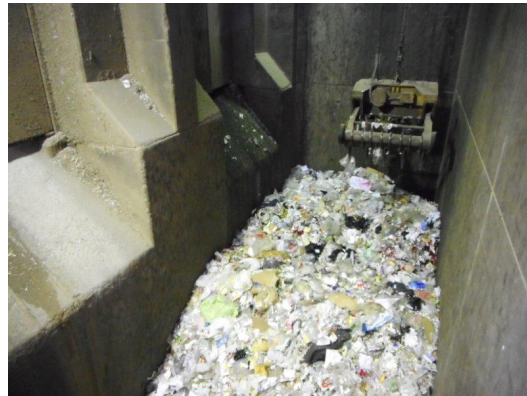
リサイクルプラザ



ごみ固形燃料化施設



備北クリーンセンター



備北クリーンセンターのごみピット



◆し尿等処理の状況

本市で発生するし尿等は、し尿処理施設で処理されています。公共下水道等の整備、合併浄化槽等の普及により、2019年度の処理量は、2014年度からし尿、浄化槽汚泥ともに減少し、処理量合計で1,916kl/年の減少となっています。

し尿等処理量

単位：kl/年

年度	し尿	浄化槽汚泥	合計
2014	6,667	11,801	18,468
2015	6,575	12,620	19,195
2016	6,452	12,113	18,565
2017	6,267	11,637	17,904
2018	5,985	10,450	16,435
2019	5,905	10,647	16,552

資料：庄原市環境政策課調べ

●騒音・振動・悪臭

本市では、現在のところ県内で実施されている自動車交通などに伴い発生する騒音・振動の調査地点はありません。近年、騒音についての苦情は増加しています。

悪臭についても農作業による野焼きの苦情が寄せられることがありますが、本市では関係機関と連携し、原因者に対し風向きや作業時間などに配慮するようお願いするとともに、周辺の方々の理解も得るよう努めています。

●水資源

◆上水道等

2019年度の水道の給水人口は26,132人で、給水普及率は76%となっており、2014年度から比較すると2016年度の簡易水道統合により、6ポイントの減少となっています。

給水人口及び普及率

年度	区分	給水人口（人）	普及率（%）
2014	上水	21,740	82
	簡水	6,021	53
2015	上水	21,730	83
	簡水	5,898	53
2016	上水	21,725	84
	簡水	5,692	53
2017	上水	26,746	74
2018	上水	26,444	75
2019	上水	26,132	76

[注]：2017年度からは、上水道のみ。

資料：庄原市水道課調べ

◆下水道等

本市の下水道等の接続状況は、以下のとおりです。公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽の整備により、2019年度の水洗化率は、66.8%で2014年度から5.9ポイントの増加となっています。

水洗化率の推移

年度	水洗化人口（人）				水洗化率（%）
	公共	農業	浄化槽	合計	
2014	12,295	4,451	6,331	23,077	60.9
2015	12,389	4,425	6,170	22,984	61.7
2016	12,415	4,401	6,244	23,060	63.0
2017	12,395	4,309	6,263	22,967	64.0
2018	12,421	4,306	6,346	23,073	65.5
2019	12,418	4,305	6,361	23,084	66.8

資料：庄原市下水道課調べ

●生活環境に関する相談

市に寄せられる生活環境に関する相談件数は、以下のとおりです。2019年度の相談件数は、44件となっており、2014年度から23件の増加となっています。

内訳では、野焼きと騒音に関する相談がそれぞれ10件と最も多くなっています。

生活環境に関する相談件数

単位：件

年度	水質	悪臭	野焼き	騒音	大気	不法投棄	その他	計
2014	3	2	4	0	1	11	0	21
2015	8	2	3	1	1	5	9	29
2016	4	5	4	2	1	8	13	37
2017	4	5	10	1	0	6	15	41
2018	9	7	4	5	0	3	11	39
2019	4	8	10	10	0	5	7	44

資料：庄原市環境政策課調べ



3. 2次計画の検証と市民のニーズ

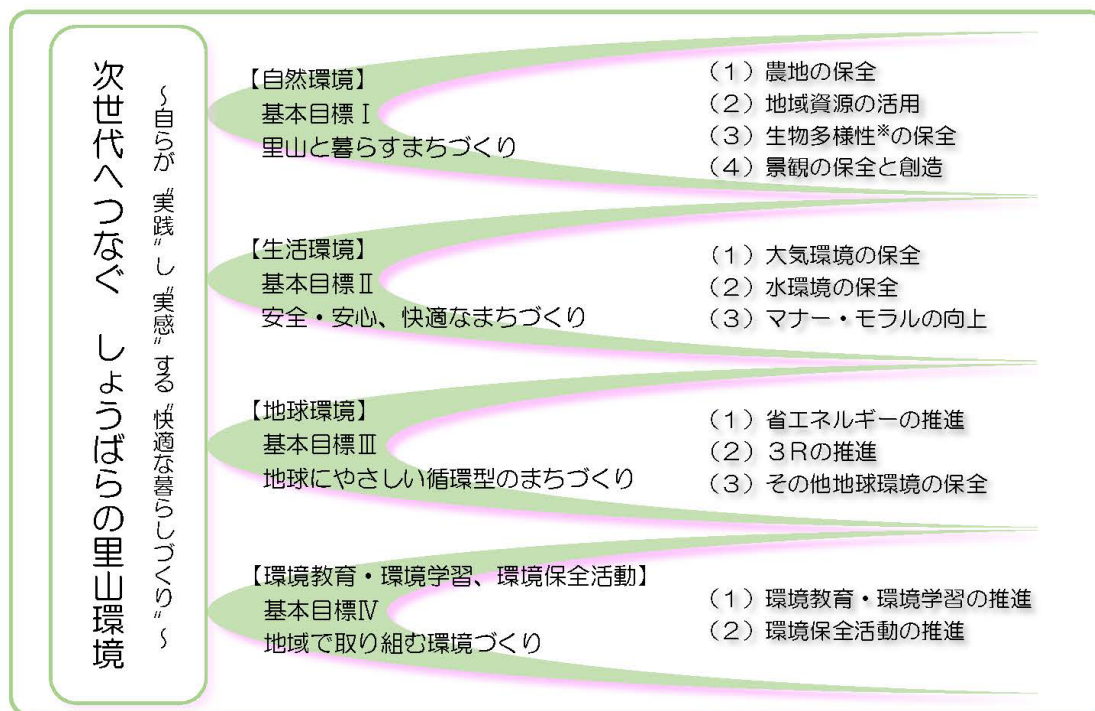
本市では、「庄原市環境基本条例」の基本理念に基づき、良好な環境の保全と創造の推進、さらに地域が一体となって、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる環境の実現のため、2008年に1次計画を策定しました。

その後、2次計画を策定し、「次世代へつなぐ しょうばらの里山環境～自らが実践し実感する快適な暮らしづくり～」を目指すべき環境像として掲げ、それを具現化するために、4つの基本目標を設定しています。

ここでは目標別に取り組んできた目標指標における達成状況の検証と本計画策定にあたり実施した、市民・高校生・事業者アンケートを踏まえ、2次計画における成果と課題及び市民ニーズを抽出します。

なお、各基本施策の目標指標の達成状況について、主要なものを示します。

施策の体系



アンケート調査の概要

対象者	送付数	回収数	回収率	摘 要
市民	2,000 人	996 人	49.8%	18 歳以上を対象に、無作為抽出
高校2年生	304 人	293 人	96.4%	市内の高校2年生へ配布・学校回収
事業所	300 所	158 所	52.7%	無作為抽出し、郵送による配布・回収

★本計画の資料編に2次計画における全ての目標指標の達成状況、アンケート調査結果を掲載しています。

【自然環境】

I 里山と暮らすまちづくり

(1) 農地の保全

農地と里山に囲まれた豊かな環境は、本市の人々が共に暮らしてきた生活の基盤であり、地域の人々の心のよりどころです。その豊かな環境が農家人口の減少や高齢化に伴う担い手の不足などにより荒廃してきていることが問題となっています。

農地の維持・保全に向け、農地の有効活用、有害鳥獣対策、担い手の育成などの総合的な対策を推進します。

- ◆ 農地の維持、保全対策の推進
- ◆ 有害鳥獣対策の推進

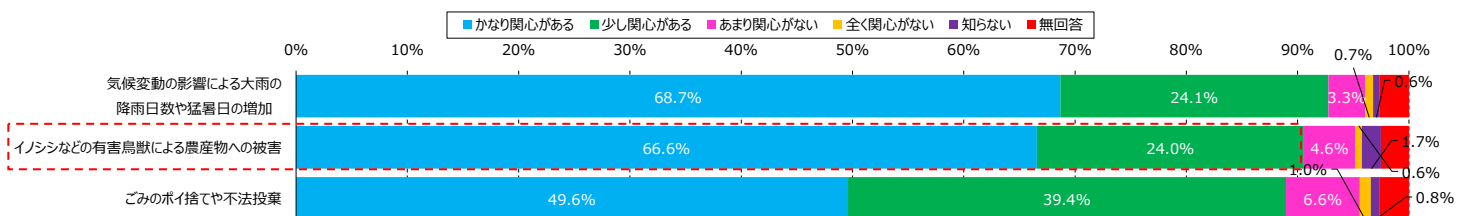
◆ 成果と課題

アンケートによれば、イノシシなどの有害鳥獣による農産物への被害に「関心がある（かなり関心がある」、「少し関心がある）」と回答した市民の割合は多く、防止対策の強化が必要です。

◆ 主要な目標指標の達成状況

内 容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
中山間地域等直接支払制度取り組み可能地実施割合	88%	83.10%	未達成
鳥獣バッファゾーン整備の推進	バッファゾーン整備 80ha	バッファゾーン整備 87ha	達成

◆ アンケート：「関心がある環境問題（上位 3 つ抜粋）」について





(2) 地域資源の活用

本市の環境を守るとともに、貴重な地域資源を有効活用することによる積極的な保全と将来に引き継ぐ環境づくりが必要です。

地域の資源循環、さらに経済循環につながる活用に取り組み、里山が持つ豊かさ、温もり、暮らしやすさなどの『環境価値』の向上に向け、貴重な地域資源の利活用を進めます。

- ◆ 森林資源の保全と活用
- ◆ 循環型農業の推進
- ◆ 再生可能エネルギーの普及

◆成果と課題

森林整備については、目標を達成しておらず、今後も引き続き、森林経営計画などに基づいた着実な森林整備の実施に努めていく必要があります。

◆主要な目標指標の達成状況

内 容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
森林経営計画などによる森林整備	森林経営計画面積 11,000ha	森林経営計画面積 7,475ha	未達成

(3) 生物多様性の保全

本市の豊かで貴重な自然環境と調和する快適な環境づくりに向け、国指定特別天然記念物の「オオサンショウウオ」や市指定天然記念物の「節分草」などの生息環境を保全するとともに、特定外来生物に関する情報提供を継続して実施するなど、生物多様性の保全に関する意識と認識向上の啓発を進めます。

- ◆ 生物多様性に関する情報提供と啓発
- ◆ 特定外来生物に関する情報提供と啓発
- ◆ 自然環境保全活動の推進

◆成果と課題

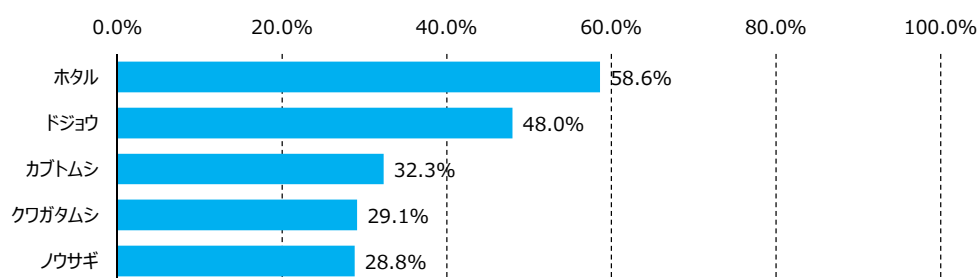
アンケートによれば、市民が最近見かけなくなったと思う動物として、ホタルやドジョウなど、地域に以前から生息していた希少な生き物に対する意見があがっています。

本市としても、これまでも継続して、こうした希少な生き物の情報収集と保護の実施に努めていますが、今後もより一層、地域の生態系の保全に向けた取り組みを進めていく必要があります。

◆主要な目標指標の達成状況

内 容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
動植物情報の収集と提供	情報収集の継続と適切な情報提供の実施	動植物関連情報収集と保護の実施	達成
森林整備による生態系の維持	里山林の整備面積 240ha	里山林の整備面積 242ha	達成

◆アンケート：「最近、見かけなくなったと思う動物（上位 5 つ抜粋）」について



(4) 景観の保全と創造

本市では、風致地区に指定された上野池を中心とした上野総合公園と丘陵地一帯の地域のほか、旧庄原市、西城町、東城町、高野町の全域が、大規模行為届出対象地域に指定されています。

これらの地域の貴重な資源である景観を、地域が一体となった保全と、さらにより良い景観を創出する仕組みづくりが課題となっています。

地域の自然環境と一体となった、本市の個性豊かな景観を将来にわたって引き継ぐとともに、さらにより良い景観づくりを推進します。

- ◆ 景観の維持と創出
- ◆ 空き家、空き地対策の推進
- ◆ 地域の美化活動などの推進



◆成果と課題

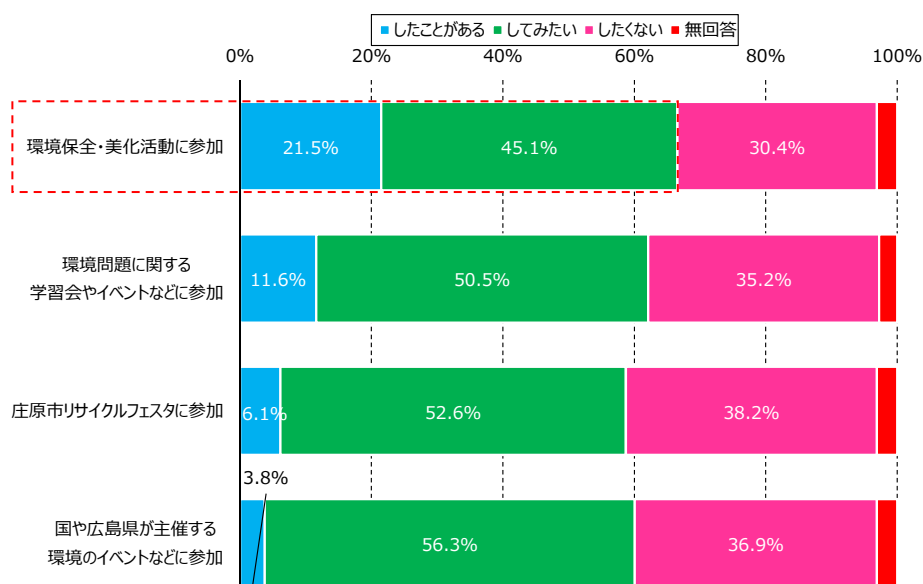
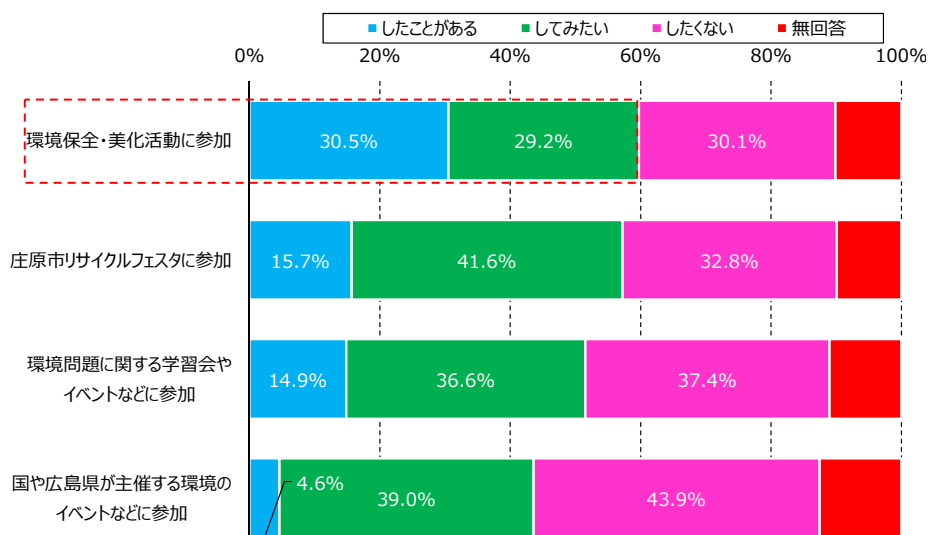
不法投棄対策については、「庄原市公衆衛生推進協議会」を中心に、地域パトロールの実施及び清掃、ポイ捨て禁止看板の設置などを実施しました。

市民と高校生のアンケートによれば、美化活動に参加したことがある、参加してみたいとの意見がそれぞれ半数以上を占めており、ごみの散乱がない美しいまちづくりに向けて、行政と市民が一体となって継続した取り組みに努めていく必要があります。

◆主要な目標指標の達成状況

内 容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
環境保全活動の実施と市民の参加促進	6,000 人（延べ人数） （70 団体）	5,540 人（延べ人数） （63 団体）	未達成

◆アンケート：「環境保全活動への参加状況」について（上段：市民、下段：高校生）



【生活環境】

Ⅱ 安全・安心、快適なまちづくり

(1) 大気環境の保全

微小粒子状物質や光化学オキシダントについては、国内の排出源だけではなく、国外からの汚染物質の飛来が問題となっています。

引き続き、快適な大気環境を維持していくことが大切です。自動車排気ガスの低減、公共交通機関の利用促進、事業所の監視・指導、違法な野焼きの防止など、快適な生活環境づくりを進めます。

- ◆ 自動車排気ガスなどの低減
- ◆ 公共交通機関の利用促進
- ◆ 違法な野焼き対策

◆成果と課題

市民と高校生のアンケートによれば、空気のきれいさへの満足度は非常に高く、良好な大気環境が維持されている状況ですが、自由意見では、違法な野焼きの防止に向けた対策を望む意見もあります。

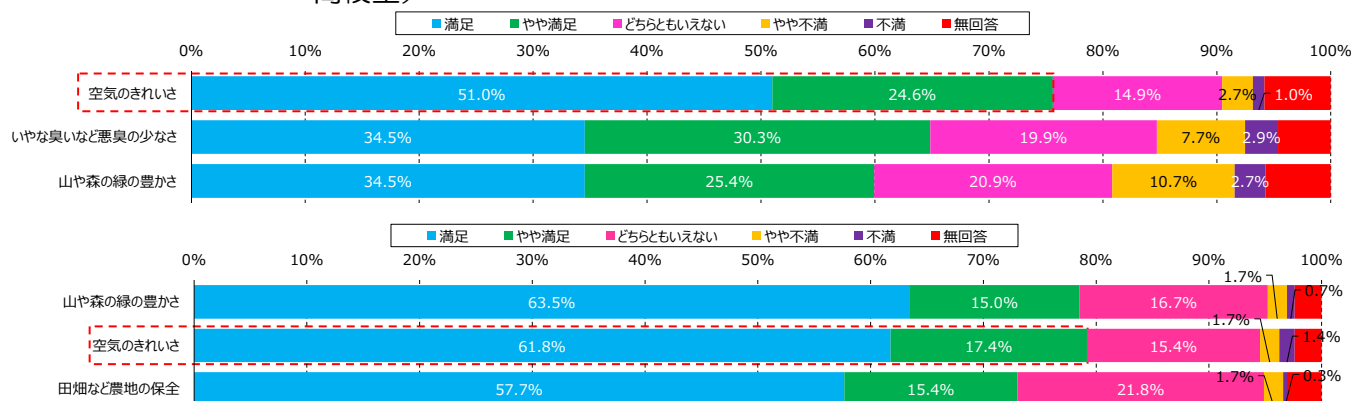
今後も引き続き、広島県や関係機関と連携の上、大気質の保全に努めると同様に、違法な野焼きについては、関係機関と連携の上、対策を講じ、地域の身近な環境の保全に努めていくことが求められます。

◆主要な目標指標の達成状況

内 容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
公用車への環境性能の高い車両の導入	公用車累計 87 台	公用車 累計 89 台	達成
地域生活バスへの環境性能の高い車両の導入	17 台	11 台	未達成



◆アンケート：「居住地域の環境への満足度」について（上位3つ）（上段：市民、下段：高校生）



（2）水環境の保全

本市の河川の水質は、環境基準を満たしており、良好な水環境を維持しています。
家庭から出る生活排水やし尿等の汚水処理については、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備事業により適正に行われています。

- ◆ 汚水処理事業の推進
- ◆ 情報提供による意識啓発の推進
- ◆ 水質汚濁防止の推進
- ◆ 河川、水路などの美化活動の推進

◆成果と課題

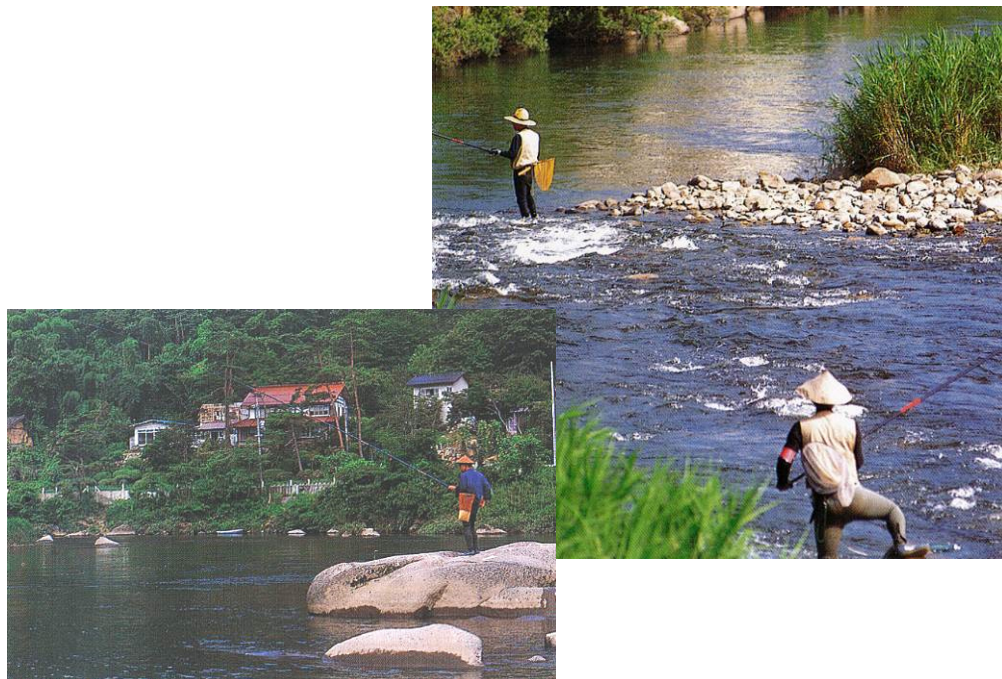
本市に関連する河川5地点の水質は、年間を通して生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準（2mg/L以下）を満たしています。

また、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽の整備により、2019年度の水洗化率は、66.8%で2014年度と比較して5.9%の増加となっています。

今後も、下水道等の排水対策を推進するとともに、河川の整備や美化活動、水に関する情報発信を継続的に進め、市民・事業者の意識をさらに高めていく必要があります。

◆主要な目標指標の達成状況

内 容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
水洗化率の向上	水洗化率 65.5%	水洗化率 66.8%	達成



西城川

(3) マナー・モラルの向上

市民の日常生活の中での、マナーやモラルの向上に向けた啓発により、一人ひとりが快適に暮らせるまちづくりを進めることが求められます。

市民・事業者への情報提供や啓発などにより、不法投棄やポイ捨ての防止をはじめ、日常生活の中でのマナーの向上を図り、市民が安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします。



- ◆ 不法投棄などの監視パトロールの強化
- ◆ 多様な情報発信による意識啓発の推進



◆成果と課題

年に4回、地区を絞った上で集中的に不法投棄監視パトロールを行い、不法投棄防止ネットを設置するなどの対策を講じました。同様に、ごみ収集車に「不法投棄監視中」の看板を取り付け、ごみの収集時にも取り組みにあたっています。

また、「庄原市公衆衛生推進協議会」において、不法投棄防止対策を行った自治会に対して補助金を交付することで、不法投棄防止の推進に努めています。

今後も引き続き、こうした地道な取り組みを通じ、不法投棄の防止を図っていきます。

◆主要な目標指標の達成状況

内 容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
不法投棄監視パトロール	6 回/年	4 回/年	未達成



県・警察・市の合同パトロール

【地球環境】

Ⅲ 地球にやさしい循環型のまちづくり

(1) 省エネルギーの推進

省エネルギーに関わる市の率先した取り組み、環境教育・環境学習、地球温暖化対策の情報提供、環境にやさしい生活の意識啓発、省エネルギー機器や設備などの情報提供や普及促進などにより市民・事業者の環境保全行動の着実な実践を促し、本市のエネルギー消費量と温室効果ガス排出量の削減を進めます。

- ◆ 省エネルギーの率先した実践
- ◆ 優良事例や機器・設備の情報提供
- ◆ 地球温暖化など地球環境に関する情報提供
- ◆ 地球環境に関するセミナーや学習会などの開催

◆成果と課題

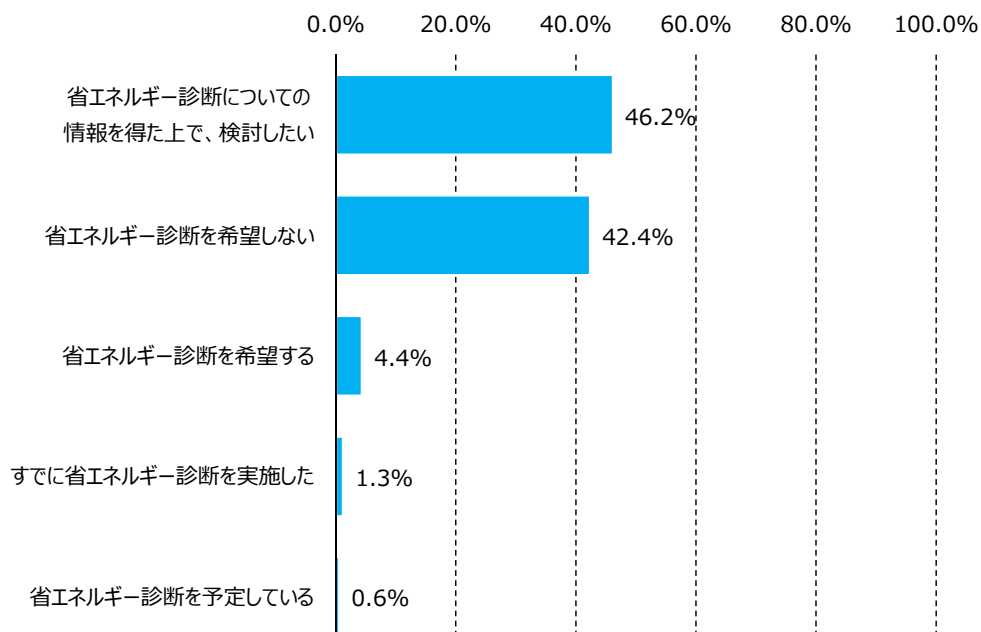
本市の区域の温室効果ガス排出量※は、2017年度時点で、295,965t-CO₂となっており、2013年度比で、9.3%の減少となっています。現状で推移すると、2020年度に9.5%削減を図る目標を達成する見込みとなっています。

◆主要な目標指標の達成状況

内 容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
温室効果ガスの削減	【区域施策】 温室効果ガス削減 ▲9.5%	【区域施策】 温室効果ガス削減 ▲9.3%	【区域施策】 未達成 (達成見込み)
	【事務事業】 温室効果ガス削減 ▲5.0%	【事務事業】 温室効果ガス削減 ▲2.0%	【事務事業】 未達成



◆アンケート：「事業者の無料省エネ診断サービスの実施意向」について



(2) 3Rの推進

環境教育・環境学習や市民・事業者への啓発活動などとおして、3R（ごみを、減らす「リデュース（Reduce）」、繰返し使う「リユース（Reuse）」、再び資源として使う「リサイクル（Recycle）」のさらなる推進を図ります。

- ◆ 3Rの啓発の強化
- ◆ ごみ減量化とリサイクル推進の仕組みづくり

◆成果と課題

ごみの排出量を見ると、近年は減少していましたが、2018年度については、西日本豪雨による災害廃棄物の発生により、処理量が増加しました。

また、リサイクル率については、国や広島県の平均値を上回る状況が続いています。

さらに、市民や事業者のアンケートによれば、環境にやさしい行動の実施状況として、ごみに関するものが比較的上位に位置しており、取り組みに向けた意識の高さが垣間見えます。

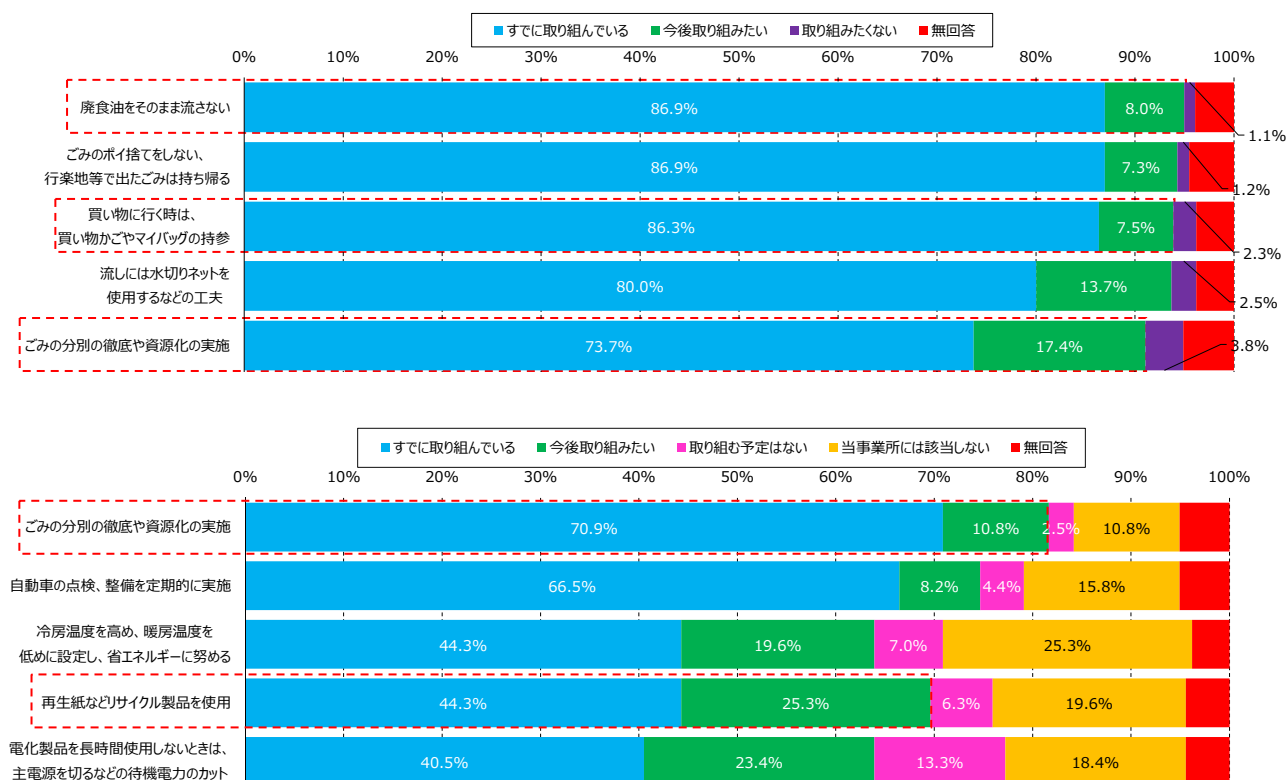
しかしながら、今後も引き続き、ごみのさらなる減量化のため、市民や事業者の協力を得ながら、取り組みを進めていく必要があります。

◆主要な目標指標の達成状況

内 容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
リサイクルの推進	リサイクル率 28%	リサイクル率 21.4%	未達成
ごみの減量化	ごみの総排出量 9,300 t	ごみの総排出量 9,793t	未達成

[注]：リサイクル率は、ごみ固形燃料化（RDF）されたものを除く。

◆アンケート：「環境にやさしい行動の実施状況」について（上位 5 つ）（上段：市民、下段：事業者）



(3) その他地球環境の保全

地球環境の保全には、省エネルギーによる二酸化炭素排出量の削減以外にも、フロンガスによるオゾン層の破壊や大気汚染物質による酸性雨などの防止対策が必要です。

温室効果の高い特定フロン、代替フロン等を含むフロンガスについて、法律に基づく適正な管理を徹底するとともに、化石燃料の使用量の削減により、二酸化炭素や一酸化二窒素などの削減を推進します。

- ◆ オゾン層破壊防止対策の推進
- ◆ 酸性雨防止対策の推進

【環境教育・環境学習、環境保全活動】

Ⅳ 地域で取り組む環境づくり

(1) 環境教育・環境学習の推進

本市は、中国山地の山々と帝釈峡などの特徴的な景観、また、希少な動植物が生息する自然環境に恵まれ、豊かな里山と人々が共生してきたまちです。

本市の特徴的な自然や景観、里山の環境を将来にわたって維持、向上させ、持続的に発展させていくためには、市民一人ひとりが地域の環境について学び、理解を深めるとともに、将来、環境に配慮した行動のできる人材を育成していくことが重要です。

学校のほか、森林・農地・身近な地域の公園や河川など様々な場において、環境教育・環境学習の機会を充実させ、市民一人ひとりが自主的に行動していくことが求められます。



- ◆ 次代を担う環境教育・環境学習の推進
- ◆ 地域と連携した体験学習等の開催
- ◆ 環境学習リーダーの育成

◆成果と課題

本市では、中国山地の自然をテーマとした比和自然科学博物館の教育普及活動をはじめ、「庄原市公衆衛生推進協議会」と連携した、とうもろこしの収穫体験や川の生き物についての水辺教室の開催、ごみ処理施設を市内の保育園児や小学生が社会科見学の場として活用する取り組みなどを進めています。

高校生のアンケートによれば、庄原市の環境教育や環境学習のあり方について、学校での子どもたちへの環境教育を充実させることを望む意見が最も多くを占めています。

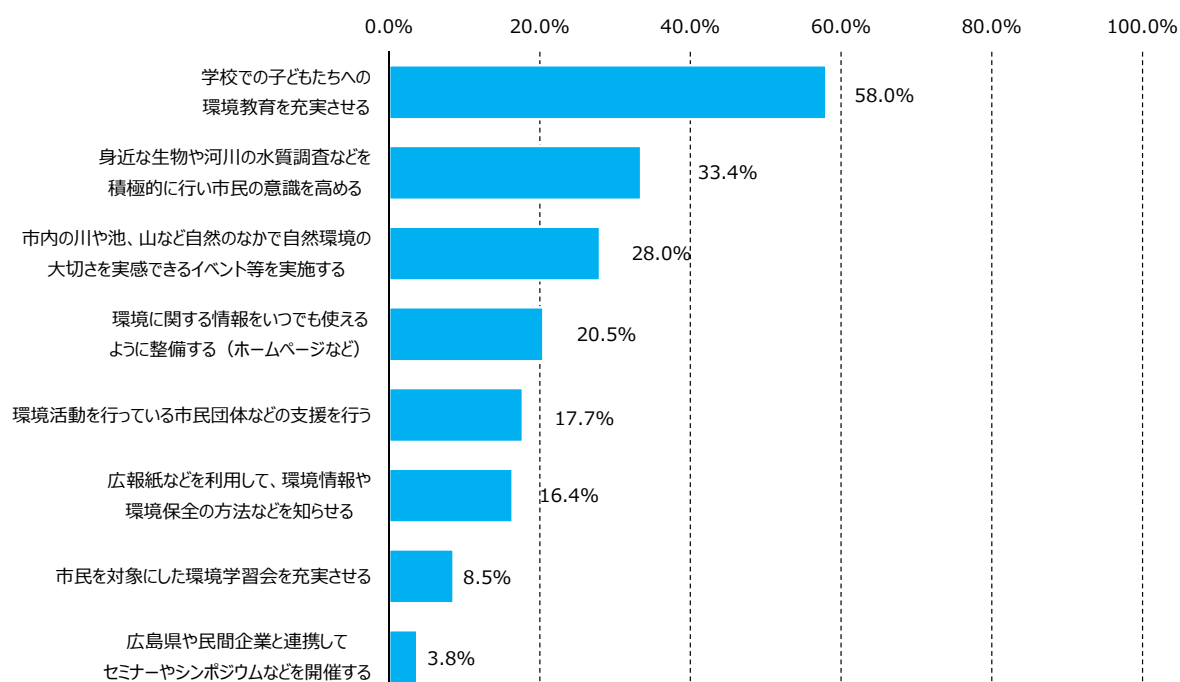
◆主要な目標指標の達成状況

内 容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
環境学習リーダーの育成	6 人	4 人	未達成



水辺教室

◆アンケート：「高校生が思う庄原市の環境教育や環境学習のあり方」について





(2) 環境保全活動の推進

本市では、市民・事業者、さらには自治振興区や民間ボランティア団体による環境美化活動などが行われており、市はそれぞれの活動を支援してきました。より効果的にこれらの活動を支援していくため、各種団体などとの連携を強化していくことが必要です。

また、これらの活動をリードしていく人材の育成を進めていく必要があります。



- ◆ 各種団体等との連携による環境保全活動等の推進
- ◆ 人材育成の推進

◆ 成果と課題

本市は、「広島県北部地域環境活動推進協議会」の構成団体となり、民間企業をはじめ、大学、他市、広島県、地元住民による団体等と連携しつつ、環境保全活動を推進しています。

また、「庄原市公衆衛生推進協議会」と連携した全市一斉クリーンキャンペーンや清掃活動の実施、「庄原市河川美化推進委員会」における関係住民や協力団体と連携した市内の河川の水質の浄化や沿線の美化活動を実施しています。

同時に、各自治会から公衆衛生活動への参加を募り、活動いただいたことで、多くの人々に環境に関する知識を学んでももらいました。

今後も引き続き、こうした環境保全活動を通じた地域のより良い環境の創出と取り組みを担う人材の育成に努めていく必要があります。

4. 施策の検証とアンケートから見えてきた課題

【自然環境】 基本目標Ⅰ 里山と暮らすまちづくり

- 本市には、「オオサンショウウオ」や「節分草」などが生息・生育しており、今後も引き続き、人々の生物多様性の保全に向けた意識の向上に努めていく必要があります。
- 市内における有害鳥獣による農作物への被害金額は増加しています。また、市民の関心も高いことから、被害の防止対策の強化が求められます。
- 本市は、面積のうち、森林が84.2%を占めています。そのため、森林経営計画などにに基づいた着実な森林整備に努めていく必要があります。

【生活環境】 基本目標Ⅱ 安全・安心、快適なまちづくり

- 市民や高校生の意識では、継続してまちをきれいにしていきたいといった意見もあり、行政と一体となって、地域の環境美化の向上に努めていく必要があります。
- 市民や高校生は、空気のきれいさに非常に満足しています。一方、違法な野焼きへの対策を望む意見もあり、関係機関と連携した継続的な取り組みが求められます。
- 市内を流れる河川の水質の状況は、環境基準を達成しており、良好な状態です。また、生活排水、し尿の処理にも継続して取り組んでいます。こうした良好な水環境の保全に向けた人々への意識啓発に引き続き、取り組んでいくことが望まれます。

【地球環境】 基本目標Ⅲ 地球にやさしい循環型のまちづくり

- 区域の温室効果ガス排出量は、2013年度比で、2017年度に9.3%の削減となっています。今後も市民や事業者と協力し、継続した取り組みによってさらなる削減を目指していく必要があります。
- 本市のリサイクル率は、国や広島県を上回っています。また、市民や事業者も日頃からごみに関する取り組みを行っており、意識も高い状況です。そのため、今後も継続して、市民や事業者とともに、さらなるごみの減量化に努めていくことが望まれます。

【環境教育・環境学習、環境保全活動】 基本目標Ⅳ 地域で取り組む環境づくり

- 本市では、ごみ処理施設の見学会など、子どもたちへの環境教育を行っています。また、高校生は、若い世代への環境教育を充実していくことを望む意見が多く、行政としても継続した取り組みが求められます。
- 本市では、「庄原市公衆衛生推進協議会」と連携した美化活動をはじめ、住民や協力団体と協働した河川の水質浄化活動などを実施しています。今後も引き続き、地域の環境を担う主体とともに、良好な環境の創出に向けた取り組みを進めていく必要があります。

2次計画の実績を見ると、継続して取り組まなければならないものが多くあります。環境基本計画は、環境行政の中長期的な基本的な方向性を示すものであり、地域の環境の改善と保全に向けた取り組みにあたっては、継続した施策の推進が求められます。

そのため、第3章では上記の内容から2次計画の枠組みを継承しつつ、本市が「目指すべき環境像」の実現に向けて、各環境分野における基本目標を掲げ、それらを達成していくための方向性を示します。

第3章 環境像と基本目標

1. 目指すべき環境像

「目指すべき環境像」は、本市の望ましい将来の環境とはどのようなものかをイメージして定めます。自然豊かな本市の環境を保全していくためには、市民・事業者・市の三位一体となった取り組みが必要不可欠です。

本計画を広く周知するためのキャッチフレーズの役割も果たします。

第2期庄原市長期総合計画で掲げる本市が目指す将来像は、『美しく輝く 里山共生都市 ～みんなが“好き”と実感できる“しょうばら”～』です。これを上位概念とし、庄原市環境基本条例の基本理念を踏まえて、目指すべき環境像を設定します。

次世代へつなぐ しょうばらの里山環境

～自らが“実践”し“実感”する“快適な暮らしづくり”～

●「里山環境」とは、

私たちの祖先は、森や原野を切り開いて田畑をつくり、食料を得てきました。山からは炭の原木や、薪、生活に必要な材を得て、生活を支えてきました。

そこには水田や湿地、ため池、落葉広葉樹林などのさまざまな環境が生まれ、それぞれの場所を好む生き物や植物が、たくさん生息できるようになりました。

こうして形成された自然環境や景観に加え、先人により培われてきた伝統文化など、私たちを育ててくれた“庄原の環境”そのものを言います。

庄原の里山環境を将来にわたって良好に維持し、使命感をもって次世代へ継承していくため、環境への負荷の少ない行動をすべての人が自主的かつ積極的に“実践”し、循環型社会を構築していかななくてはなりません。また、そのことが今を生きる私たちにとっての“快適な暮らしづくり”“実感”につながります。

庄原市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 環境の保全と創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、その環境が将来にわたって良好に維持されることを目的として行わなければならない。

2 環境の保全と創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済を持続的に発展することができる循環型社会が構築されることを目的に、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての者が健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

2. 基本目標

【自然環境】基本目標Ⅰ 里山と暮らすまちづくり

私たちの暮らしの基盤である農地の保全と、地域資源の有効活用を進め、豊かさ、温かさ、暮らしやすさなど、里山が持つ『環境価値』の向上をめざします。

中国山地の自然環境及び生物多様性の保全、特徴的な景観の保全と活用、有害鳥獣対策など、地域の豊かな自然環境とともに、いつまでも暮らしていけるまちをめざします。



【生活環境】基本目標Ⅱ 安全・安心、快適なまちづくり

公害の未然防止や新たな環境問題への対処など、市民の安全・心の確保と、さらに快適に暮らせる環境を創っていく必要があります。

良好な大気、水環境の維持とともに、一人ひとりのマナーとモラルの上による快適なまちをめざします。



【地球環境】基本目標Ⅲ 地球にやさしい循環型のまちづくり

深刻化する地球温暖化の進行を抑止するため、省エネルギーを進めます。市民・事業者の環境保全行動の着実な実践を促し、本のエネルギー消費量の削減をめざします。

また、3R（廃棄物の減量化、再利用、再資源化）を推進し、球にやさしい循環型社会の構築をめざします。



【環境教育・環境学習、環境保全活動】基本目標Ⅳ 地域で取り組む環境づくり

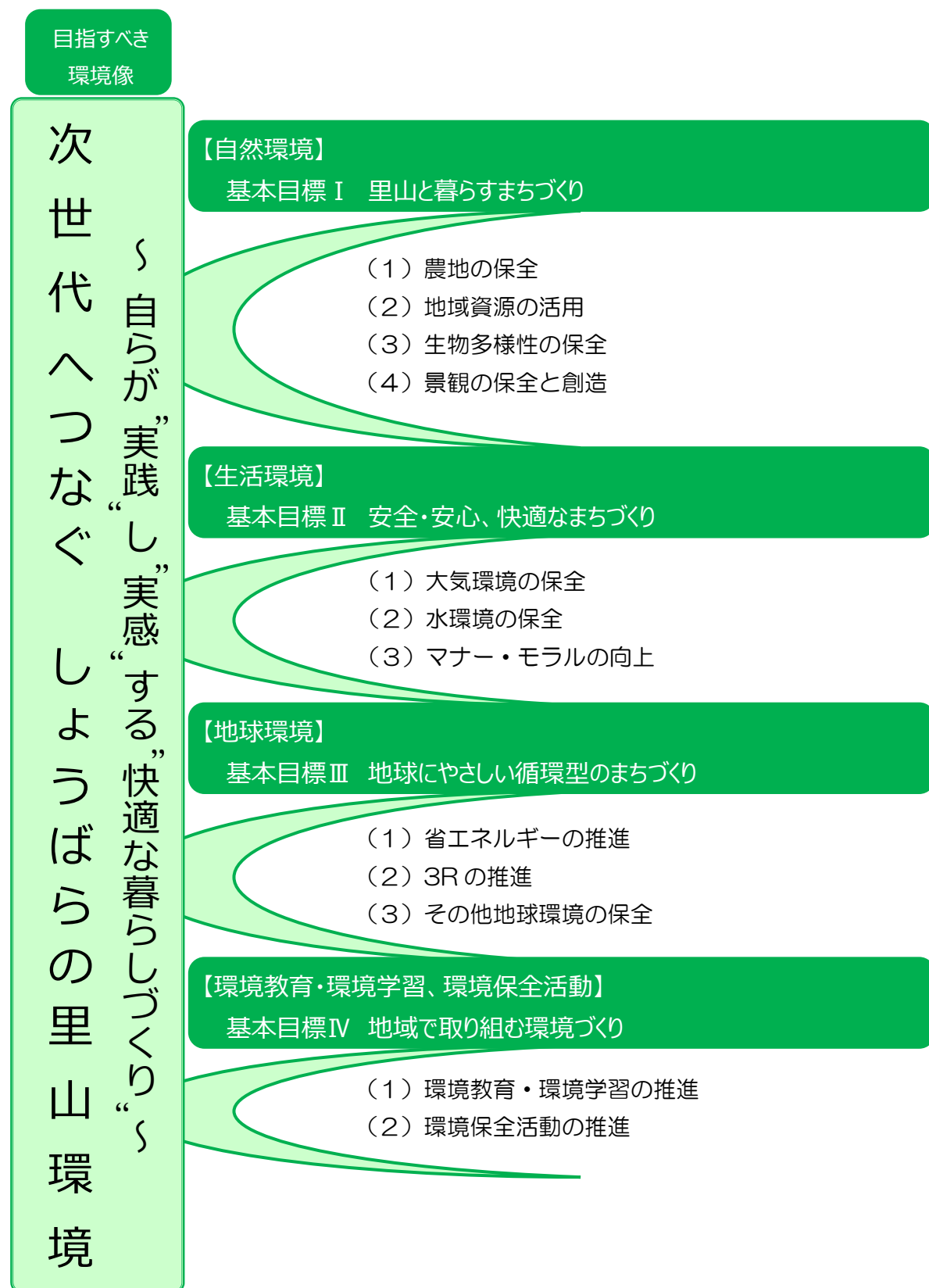
本市の環境に関わる情報発信や、身近な自然環境の中での体験学習などとおして、身近な環境の認識、広く地球環境問題に対する知識や理解を深めます。

また、ESD（持続可能な開発のための教育）の視点を取り入れ、環境に関する教育や学習を進め、将来の地域環境を担う人材を育成します。





3. 施策の体系



第4章 環境づくりの取り組み

【自然環境】

I 里山と暮らすまちづくり

(1) 農地の保全

農地と里山に囲まれた豊かな環境は、本市の人々が共に暮らしてきた生活の基盤であり、地域の人々の心のよりどころです。その豊かな環境が農家人口の減少や高齢化に伴う担い手の不足などにより荒廃してきていることが問題となっています。

農地の維持・保全に向け、農地の有効活用、有害鳥獣対策、担い手の育成などの総合的な対策を推進します。

- ◆ 農地の維持、保全対策の推進
- ◆ 有害鳥獣対策の推進

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- 地元産品の購入・消費に心がけ、農業の活性化に貢献します。
- 遊休農地を活用した地域農産物の生産に努めます。
- 里山の適正な維持管理に努めます。
- 身近な里山の保全活動や美化活動などに積極的に参加します。

事業者の取り組み

- ◆ 地域の食材の購入など、地産地消の取り組みに参加、協力し、農業の活性化に貢献します。
- ◆ 自然環境の保全活動や山林、里山の美化活動などに参加、協力します。
- ◆ 担い手の育成や農地集積に努めます。



市の取り組み

- 「庄原市食農教育モデル事業」による地産地消の取り組みを推進します。
- 多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対する継続した支援を通じ、農地の保全や環境にやさしい農業の取り組みを推進します。
- イノシシをはじめとする有害鳥獣による被害防止に向け、広島県と連携し、「里山林等事業補助金（鳥獣被害防止型）」等を活用した鳥獣バッファゾーン整備を進めます。



【目標指標】

内 容	2019 年度 現況	2025 年度 目標
中山間地域等直接支払制度取り組み可能地実施割合	83.10%	85.0%
鳥獣バッファゾーン整備の推進	バッファゾーン整備 87ha	バッファゾーン整備 140ha

〔注〕：鳥獣バッファゾーン整備の推進における 2025 年度の目標については、広島県の「ひろしま森づくり事業」が今後も継続して実施されることを見込んだ値。

（2）地域資源の活用

本市の環境を守るとともに、貴重な地域資源を有効活用することによる積極的な保全と将来に引き継ぐ環境づくりが必要です。

地域の資源循環、さらに経済循環につながる活用に取り組み、里山が持つ豊かさ、温もり、暮らしやすさなどの『環境価値』の向上に向け、貴重な地域資源の利活用を進めます。

- ◆ 森林資源の保全と活用
- ◆ 循環型農業の推進
- ◆ 再生可能エネルギーの普及

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

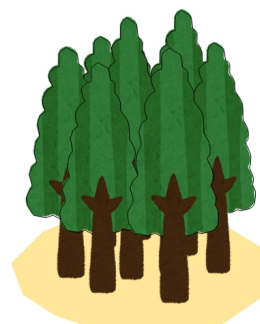
- 太陽光発電や太陽熱温水器など再生可能エネルギーを利用する設備の導入を検討します。
- 再生可能エネルギーに由来する電力や熱の使用を検討します。
- 園芸などに市内で生産された良質堆肥を利用します。

事業者の取り組み

- ◆ エネルギーの利活用にあたっては、再生可能エネルギーに由来する電力や熱、燃料を優先して消費するよう努めます。
- ◆ 地域材の利用に努めます。また、間伐材の有効活用に協力します。
- ◆ 畜産廃棄物や稲わらの堆肥化を進めます。

市の取り組み

- 「22世紀の庄原の森林ビジョン」に基づき、森林資源と「森林環境譲与税」の税収等を活用の上、林業における成長サイクルを実現するとともに、森林を適切に管理し、多面的機能を最大限発揮させることで、生活環境や地球環境の保全と市民が享受するサービスの付加価値の最大化に取り組みます。
- 関係機関と連携し、森林経営計画などによる計画的な森林整備を推進します。
- 森林の水源涵養などの公益的機能の重要性を踏まえ、循環型の林業経営の支援に向けた人工林伐採跡地の再造林に対する継続した補助を行い、適切な森林の維持管理に努めます。
- 林業関係事業者などとの連携により、「木の駅プロジェクト事業補助金」をはじめとした取り組みを活用し、森林資源の有効利用を図ります。
- 市内産材を利用した住宅建築への継続した支援や周知などにより、木材利用を推進します。
- 災害避難場所でのライフライン確保のために、太陽光エネルギーなどの活用について引き続き検討を行います。



【目標指標】

内 容	2019 年度 現況	2025 年度 目標
森林資源の保全	森林面積 104,817ha	現状維持



薪



薪ストーブ

コラム 庄原市における森林の整備について

庄原市では、2020年3月に「22世紀の庄原の森林ビジョン」を策定しました。庄原市としては今後、『～森林と人の未来をつくり続ける、「儲かる循環型林業」の実現～』に向けた各種取り組みを進めていきます。



22世紀の庄原の森林のイメージ

庄原の森林の到達点

- ① 環境に貢献する持続可能な林業
- ② 経営が成り立つ自立した林業
- ③ 未来を担う人を育む林業



(3) 生物多様性の保全

多くの市民が、最近見かけなくなったと思う動物として、ホタルやドジョウなど、地域に以前から生息していた希少な生き物をあげています。

一方で、森林整備については、目標を達成しておらず、今後も引き続き、森林経営計画などに基づいた着実な森林整備の実施に努めていく必要があります。

将来にわたって美しい自然環境を引き継いでいくため、その基盤となっている生物多様性の確保が課題となっています。

本市の豊かで貴重な自然環境と調和する快適な環境づくりに向け、国指定特別天然記念物の「オオサンショウウオ」や市指定天然記念物の「節分草」などの生息環境を保全するとともに、特定外来生物に関する情報提供を継続して実施するなど、生物多様性の保全に関する意識と認識向上の啓発を進めます。



オオサンショウウオ

- ◆ 生物多様性に関する情報提供と啓発
- ◆ 特定外来生物に関する情報提供と啓発
- ◆ 自然環境保全活動の推進

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- 身近な動植物の生息環境に関心を持ち、理解を深めます。
- 身近な動物・植物の乱獲や不法採取は行いません。
- 特定外来生物による生態系への影響について理解を深め、安易な取得や移動、放棄はしません。
- 生物多様性について関心を持ち、理解を深めるよう、環境学習などに参加します。
- 市民参加型の動植物調査に参加・協力します。
- 身近な自然環境の保全活動に積極的に参加します。



事業者の取り組み

- ◆ 開発にあたっては、地域の生物の生息情報の収集を行い、生物多様性の保全の観点から、動植物の生息環境の保全に十分留意します。
- ◆ 地域の自然環境に配慮した事業活動を行います。

市の取り組み

- 地域の動植物の保全・保護のため、今後も継続して分布や生態についての生息実態の把握と市民等への情報の提供に努めます。
- 地域の動植物の保全・保護のため、「アライグマ・ヌートリア防除従事者養成講座」を実施し、特定外来生物の捕獲体制の維持による拡散防止に努めます。
- 地域の生態系の保全に向けた取り組みを進めていきます。

【目標指標】

内 容	2019 年度 現況	2025 年度 目標
動植物情報の収集と提供	動植物関連情報収集と保護の実施	情報収集の継続と適切な情報提供の実施
森林整備による生態系の維持	里山林の整備面積 242ha	里山林の整備面積 360ha

[注]：動植物情報の収集と提供、森林整備による生態系の維持における 2025 年度の目標については、広島県の「ひろしま森づくり事業」が今後も継続して実施されることを見込んだ値。



セツブンソウ



フクジュソウ



ヒゴダイ



すずらん

（４）景観の保全と創造

本市では、風致地区に指定された上野池を中心とした上野総合公園と丘陵地一帯の地域のほか、旧庄原市、西城町、東城町、高野町の全域が、大規模行為届出対象地域に指定されています。

本市は、これまで5か所の都市公園を管理しており、市民の憩いの場として親しまれています。このうち、上野総合公園は風致地区内に位置し、「さくら名所 100 選」に選ばれた緑と水が豊かな景観を形成しています。

本市内の貴重な資源である景観を、地域が一体となった保全と、さらにより良い景観を創出する仕組みづくりが課題となっています。

地域の自然環境と一体となった、本市の個性豊かな景観を将来にわたって引き継ぐとともに、さらにより良い景観づくりを推進します。



上野総合公園

- ◆ 景観の維持と創出
- ◆ 空き家、空き地対策の推進
- ◆ 地域の美化活動などの推進

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- 里山の整備により里山景観の保全、再生に努めます。
- 庭先の緑化に努めます。
- 地域の自然景観、里山景観と調和した景観の保全、活用、継承に協力します。
- 住宅などの建設や改築などの際には周辺の景観との調和に配慮します。
- 古くから残るまち並み景観の保全と継承に努めます。
- 空き家、空き地の適正管理に努めます。



事業者の取り組み

- ◆ 事業活動にあたり、周辺の景観に配慮するとともに、より良い景観形成に寄与するよう努めます。
- ◆ 「広島県屋外広告物条例」に基づく広告看板などの適正な掲出と維持管理を行います。
- ◆ 古くから残るまち並み景観の保全と継承に努めます。
- ◆ 空き事業所や空き地の適正管理に努めます。

市の取り組み

- 地域の景観に配慮した緑地帯の整備などの景観形成のため、適切な管理を継続し、良好な環境を維持するとともに、市民と協働した景観づくりに努めます。また、新規に計画する施設整備事業等の際は、可能な限り緑を取り入れたゾーン設計を行うなど、景観の向上に配慮します。
- 「庄原市公衆衛生推進協議会」、「漁業協同組合」などの関係団体の協力を得て、全市一斉クリーンキャンペーンや啓発活動の実施など、市民、グループ、環境保全活動団体などの環境保全活動を支援します。
- 歴史的な建造物と一体となったより安全で魅力ある都市基盤施設の整備を図り、賑わいと活力あるまちを目指します。
- 地域ぐるみでの市道草刈作業による道路愛護活動を促進します。
- 「庄原市空家等対策条例」に基づき、危険な状態にある空家等への対策を推進するとともに、「庄原市空家等対策審議会」による特定空家等の認定や規準、計画の見直しなどに取り組みます。

【目標指標】

内 容	2019 年度 現況	2025 年度 目標
環境保全活動の実施と市民の参加促進	5,540 人（延べ人数） （63 団体）	6,000 人（延べ人数） （65 団体）



帝釈峡「雄橋」

【生活環境】

Ⅱ 安全・安心、快適なまちづくり

(1) 大気環境の保全

大気質の測定結果では、本市の大気環境は良好な状態にあり、豊かな自然に囲まれた本市の空気に対する市民の満足度は非常に高い状況です。

一方で、違法な野焼きの防止に向けた対策を望む意見もあります。

微小粒子状物質や光化学オキシダントについては、国内の排出源だけではなく、国外からの汚染物質の飛来が問題となっています。

引き続き、快適な大気環境を維持していくことが大切です。自動車排気ガスの低減、公共交通機関の利用促進、事業所の監視・指導、違法な野焼きの防止など、快適な生活環境づくりを進めます。

- ◆ 自動車排気ガスなどの低減
- ◆ 公共交通機関の利用促進
- ◆ 違法な野焼き対策

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- 自動車の運転時には、エコドライブを実践します。
- 自家用車の購入や買い替え時は、環境性能の高い車両の購入を検討します。
- 大気に関する情報に関心を持つとともに、注意報や警報などの発令時における適切な対応について、県や市のホームページなどで確認します。



事業者の取り組み

- ◆ 大気汚染に関する規制・基準を遵守し、汚染物質の排出抑制に努めます。
- ◆ 営業車や作業車の運転時には、エコドライブを実践します。
- ◆ 工事現場においては、散水や覆いなどにより、粉じんの発生・飛散を防止します。
- ◆ 社用車の購入や買い替え時は、環境性能の高い車両の購入やリースを検討します。
- ◆ あぜの草や下枝などの焼却の際には、風向きや周囲の環境に配慮します。

市の取り組み

- ばい煙の排出基準や粉じんの管理基準などについて、今後も継続して法令に基づき対象事業場の監視を実施し、必要な指導を行います。
- 公用車には、引き続き、環境性能の高い車両の計画的な導入を図り、エコドライブの推進と、その普及啓発に努めます。
- 違法な野焼きの禁止について、今後も継続して市民・事業者への啓発を図ります。
- 大気に関する注意報や警報などの発令時の市民や事業者の対応について、継続した周知を図ります。



【目標指標】

内 容	2019 年度 現況	2025 年度 目標
公用車への環境性能の高い車両の導入	CO ₂ 削減 - (全公用車中環境性能の高い車両 89 台)	CO ₂ 削減 ▲9.4% (全公用車中環境性能の高い車両 113 台)

[注]：公用車への環境性能の高い車両の導入については、リース車両は除いた数値。

(2) 水環境の保全

本市の河川は、一定の水質基準を満たしています。家庭から出る生活排水やし尿等の汚水については、市民や事業者の意識の向上や、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備事業などの汚水処理事業により、適正な処理が推進されています。

今後も、下水道等の排水対策を推進するとともに、河川の整備や美化活動、水に関する情報発信を継続的に進め、市民・事業者の意識をさらに高めていく必要があります。

- ◆ 汚水処理事業の推進
- ◆ 情報提供による意識啓発の推進
- ◆ 水質汚濁防止の推進
- ◆ 河川、水路などの美化活動の推進

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- 公共下水道や農業集落排水の計画区域内で整備済みの区域では、早期の接続に努めます。
- 公共下水道や農業集落排水の計画区域外では、合併処理浄化槽を設置します。
- 水を大切にする生活を実践します。
- 農作業における水田からの農薬の流出防止に努めます。
- 河川、水路などの美化活動などに積極的に参加します。



事業者の取り組み

- ◆ 水質保全に関する規制・基準を遵守し、有害物質や油の流出など水質汚濁事故を防止します。
- ◆ 農作業における水田からの農薬の流出防止に努めます。
- ◆ 畜産事業者は、事業排水や家畜糞尿などを適切に処理します。
- ◆ 地域の河川・水路などの清掃、美化活動に積極的に参加、協力します。



市の取り組み

- 市広報誌、ホームページなどの啓発により、浄化槽の整備をはじめ、公共下水道や農業集落排水への接続による水洗化の促進に努めます。
- 雨水利用など、今後も継続して広報誌やホームページなどの媒体を活用し、水の再利用や有効利用に関する情報提供を行い、節水に対する意識の向上を図ります。
- 今後も継続してパンフレット等の配置、チラシの個別配布を行い、農作業における水田からの農薬流出の防止を啓発します。
- 地域団体に対する広島県のアダプト制度の紹介や、河川の水質改善、河川道の清掃活動などについての検討を行い、市民、環境活動団体、事業者などと連携した環境保全活動の拡大を図ります。

【目標指標】

内 容	2019 年度 現況	2025 年度 目標
水洗化率の向上	水洗化率 66.8%	水洗化率 71.9%

(3) マナー・モラルの向上

市民の生活環境に対する意見の中でも上位にあるのが、「ポイ捨てや不法投棄」に関する問題です。この問題に対する評価は、「以前と比較して改善はしているが、満足できる状況ではない」とするものでした。

市民の日常生活の中での、マナーやモラルの向上に向けた啓発により、一人ひとりが快適に暮らせるまちづくりを進めることが求められます。

市民・事業者への情報提供や啓発などにより、不法投棄やポイ捨ての防止をはじめ、日常生活の中でのマナーの向上を図り、市民が安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします。



- ◆ 不法投棄などの監視パトロールの強化
- ◆ 多様な情報発信による意識啓発の推進

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- ごみの不法投棄やポイ捨てはしません。
- 喫煙者は、喫煙マナーの向上に努めます。
- ペットのふんの処理など、飼育のマナーを守ります。
- 野良猫に無責任に餌だけを与えません。

事業者の取り組み

- ◆ 廃棄物は適正に処理します。
- ◆ 商品の販売時には、廃棄時の適切な処理方法を購入者に周知徹底します。
- ◆ ペット取扱い事業者は、飼育方法やマナーに関する注意事項を周知徹底します。



市の取り組み

- 「庄原市公衆衛生推進協議会」をはじめ、広島県、警察等と連携し、ごみの不法投棄やポイ捨てなどの防止を推進します。同時に、監視カメラの設置など、不法投棄の監視体制の確立と強化を図ります。
- 喫煙マナーをはじめ、「望まない受動喫煙」に関する啓発を継続して行います。
- 今後も継続して市広報誌、ホームページなど様々な媒体をとおして市民にわかりやすい記事を掲載することで、生活環境のマナーやモラルの向上に努めます。
- 今後も継続して広報媒体によるペットの飼い方など、飼い主に対するマナーの向上を啓発します。
- 野良猫の増加の抑制に努めます。

【目標指標】

内 容	2019 年度 現況	2025 年度 目標
不法投棄監視パトロール	4 回/年	6 回/年
環境政策課が発信する環境情報の件数（回/年度）	12 回 （回覧文書）	24 回 （回覧文書、SNS 等）



県・警察・市の合同パトロール

【地球環境】（庄原市地球温暖化対策地方公共団体実行計画 区域施策編 内包）

Ⅲ 地球にやさしい循環型のまちづくり（区域施策編）

（１）省エネルギーの推進

≪庄原市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）≫

市民・事業者の省エネルギーや地球温暖化に対する意識は高いものの、すべての人が積極的に取り組んでいるわけではありません。

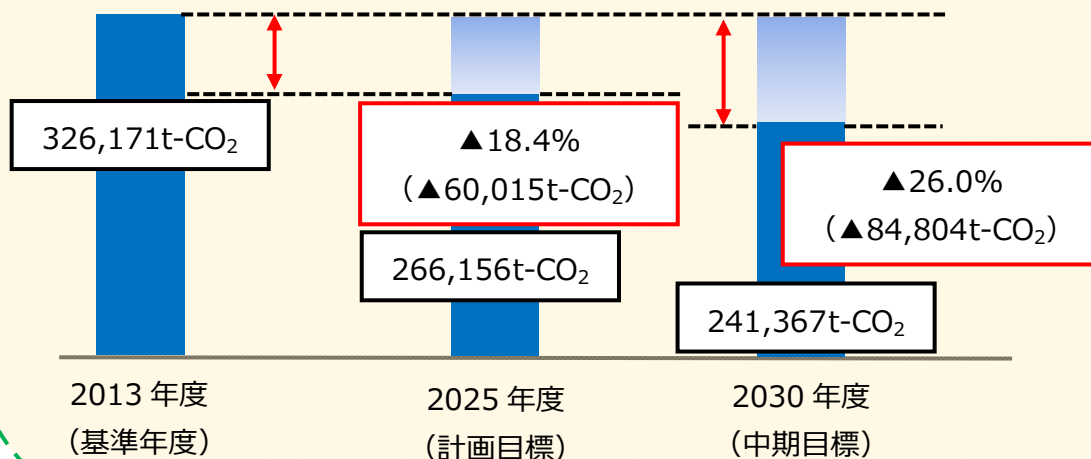
省エネルギーに関わる市の率先した取り組み、環境教育・環境学習、地球温暖化対策の情報提供、環境にやさしい生活の意識啓発、省エネルギー機器や設備などの情報提供や普及促進などにより市民・事業者の環境保全行動の着実な実践を促し、本市のエネルギー消費量の削減とともに、今後の技術革新等を見込みつつ、2050年に国全体で、温室効果ガス排出のゼロを目指します。

本市では、「庄原市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に基づき、下記の通り目標を定め、温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。

【「庄原市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の目標】

- 計画期間：2021年度から2025年度までの5年間。
- 対象ガス：CO₂、CH₄、N₂O、F-gas。
- 対象範囲：産業部門（製造業、非製造業）、民生部門（家庭、業務その他）、運輸部門（自動車、鉄道）及び廃棄物分野。
- 削減目標：2030年度時点で、2013年度（基準年度）と比較して26.0%削減。また、2025年には、18.4%削減。

【注】2次計画の温室効果ガス削減の目標については、温室効果ガスの削減に向けた施策が実施された場合に期待される温室効果ガス削減ポテンシャルを基に、中期目標（2030年度）を基準年比▲26%に設定しました。現在、国は「地球温暖化対策計画」の見直し作業を進めていますが、本計画策定時点で新たな削減目標が示されていないため、2次計画の目標を踏襲し、施策を推進していくこととします。





コラム 菅内閣総理大臣所信表明演説について

所信表明演説（抜粋）（2020年10月26日 第203回臨時国会）

菅政権では、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力してまいります。

我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。

もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要です。

鍵となるのは、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションです。実用化を見据えた研究開発を加速度的に促進します。規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めるとともに、脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設するなど、総力を挙げて取り組みます。環境関連分野のデジタル化により、効率的、効果的にグリーン化を進めていきます。世界のグリーン産業をけん引し、経済と環境の好循環をつくり出してまいります。

省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換します。

実現に向けた今後の取り組み（2020年12月4日会見より抜粋）

2050年カーボンニュートラルは、我が国が世界の流れに追いつき、一歩先んじるためにどうしても実現をしなければならない目標です。環境対応は、もはや経済成長の制約ではありません。むしろ、我が国の企業が将来に向けた投資を促し、生産性を向上させるとともに、経済社会全体の変革を後押しし、大きな成長を生み出すものです。環境と成長の好循環に向けて発想の転換を行うため、過去に例のない2兆円の基金を創設し、野心的なイノベーションに挑戦する企業を今後10年間、継続して支援します。無尽蔵にある水素を新たな電源として位置付け、大規模で低コストな水素製造装置を実現します。水素飛行機や水素の運搬船も開発します。

脱炭素の鍵となる電化にどうしても必要なのが蓄電池です。電気自動車や再生可能エネルギーの普及に必要な低コストの蓄電池を開発します。排出した二酸化炭素も、カーボンリサイクルの技術を使い、プラスチックや燃料として再利用をします。

これらを政府が率先して支援することで、民間投資を後押しし、240兆円の現預金の活用を促し、ひいては3,000兆円とも言われる世界中の環境関連の投資資金を我が国に呼び込み、雇用と成長を生み出します。

また、自動車から排出されるCO₂をゼロにすることを目指し、電気自動車などを最大限導入していくための制度や規制を構築します。

- ◆ 省エネルギーの率先した実践
- ◆ 優良事例や機器・設備の情報提供
- ◆ 地球温暖化など地球環境に関する情報提供
- ◆ 地球環境に関するセミナーや学習会などの開催

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- 住宅や家電は、省エネルギー効率の高いものを選びます。
- 日常の生活の中で、緑のカーテン、打ち水、よしずの利用など、省エネルギー対策を実践します。
- 公共交通機関や自転車の利用など、温室効果ガスを可能な限り排出しない生活スタイルを実践します。
- 自宅の新築や改築にあたっては、断熱や採光など省エネルギーに配慮した設備を採用するよう努めます。
- フードマイレージの観点から地域の農産物を購入する地産地消を心がけます。
- エネルギーや地球環境に関するセミナーや地域の学習会に参加します。



事業者の取り組み

- ◆ 事業所内での省エネルギーに取り組むとともに、建物や設備の省エネ改修を検討します。
- ◆ 事業の特性に応じて環境マネジメントシステムの導入を検討します。
- ◆ 社用車の購入や買い替え時は、環境性能の高い車両の購入やリースを検討します。
- ◆ ビル等のエネルギー使用量を最適に管理するシステム（BEMS）の導入を検討します。
- ◆ フードマイレージの観点から、地産地消に努めます。





市の取り組み

- 大規模改修を予定している庄原市民会館・庄原自治振興センターについては、太陽光発電設備を取り入れた整備を行います。
- 市が導入する公用車については、ハイブリッド車の調達を進めます。
- 老朽化等により効率の低下した空調・給湯設備について、高効率な機器への更新を進めます。また、地域産材を利用することによる輸送コストの縮小を図ります。
- 家庭での省エネルギー化を促進するため、今後も継続して企業と連携しながら「リサイクルフェスタ」等のイベントで、省エネ機器に関する情報提供を行います。
- 公共交通機関や自転車などの利用や環境性能の高い自動車への転換を促進します。
- 家庭や事業所における「うちエコ診断」をはじめとした省エネや節電などの意識啓発、温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを推進します。

【目標指標】

内 容	2019 年度 現況	2025 年度 目標
温室効果ガスの削減	【区域施策】 温室効果ガス 削減 ▲9.3% 【事務事業】 温室効果ガス 削減 ▲2.0%	【区域施策】温室効果ガス 削減 ▲18.4% 【事務事業】温室効果ガス 削減 ▲5.0%

コラム

地産地消

地産地消のメリット

地産地消は、「地域で生産されたものをその地域で消費すること」ですが、それにはどのようなメリットがあるのでしょうか。

消費者のメリット

- ◆ 新鮮で安心な『旬の食材』を味わえる
- ◆ 地域の食文化を伝える食育につなげることができる
- ◆ 規格外の食材を安く購入できる
- ◆ 生産者の顔が見えるので安心
- ◆ 食べ方や栽培方法を聞くなど、生産者との交流もできる

生産者のメリット

- ◆ とれたての新鮮な食材を提供できる
- ◆ 規格外のものも販売できる
- ◆ 消費者のニーズを知り、生産性を高めることができる
- ◆ 流通コストの削減により、所得向上につながる
- ◆ 第1次産業に対する理解が深まる

地域のメリット

- ◆ 地域の農業などの第1次産業の活性化につながる
- ◆ 遊休農地や耕作放棄地の活用につながる

地球環境のメリット

- ◆ 輸送距離を短くして温室効果ガスを削減する（フードマイレージ）

このように、地産地消は、消費者、生産者、地域の経済や環境保全、さらに地球環境にもやさしいというメリットがあることから各地で積極的に推進されています。

資料：農林水産省 東海農政局



(2) 3Rの推進

本市の2019年度のごみの総排出量は9,793 tで、2014年度と比較し、390 t減少しています。

2019年度のリサイクル率は40.2%で、全国平均19.9%、広島県平均20.6%を大きく上回っています。

市民や事業者のアンケートでは、環境にやさしい行動として、ごみに関するものが比較的上位に位置しており、取り組みに向けた意識の高さが垣間見えます。

今後も、環境教育・環境学習や市民・事業者への啓発活動などをおして、3R（ごみを、減らす「リデュース（Reduce）」、繰返し使う「リユース（Reuse）」、再び資源として使う「リサイクル（Recycle）」）のさらなる推進を図ります。

- ◆ 3Rの啓発の強化
- ◆ ごみ減量化とリサイクル推進の仕組みづくり

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- 「もったいない」の気持ちで自らの生活を見直し、ごみの排出量の削減、再使用、再利用に努めます。
- 賞味期限切れや食べ残しなどにより排出される食品を出さないようにします。（食品ロス）
- 生ごみ処理機を活用して、日常の生活の中でごみを減らす取り組みを進めます。
- 市広報誌、ホームページなどの情報を参考に、ごみの問題に対する理解を深めます。
- 買い物にはマイバッグを利用し、レジ袋の削減を実践します。
- 資源ごみは、品目を徹底して分別し、排出時の汚れ除去など、資源化に努めます。
- リサイクル製品を積極的に使用します。



事業者の取り組み

- ◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づいて、事業系廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、自らの責任において適正に処理します。
- ◆ 小売業においては、マイバッグ運動の推進、ばら売りや量り売り、過剰包装の抑制などに取り組みます。
- ◆ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）に基づいて、発生抑制・再生利用・熱回収・減量など適切に処理します。
- ◆ エコマーク商品など、環境にやさしい商品を積極的に取り扱います。
- ◆ 製造工程の技術開発などにより、製品の長寿命化、軽量化、薄型化など、廃棄物の発生抑制に取り組みます。
- ◆ 廃棄物に対する関心、理解を深め、循環型社会の構築に向けた事業に積極的に参加、協力します。

市の取り組み

- 買い物時などのマイバッグ利用の普及や市民のごみ減量化に向けた意識を醸成するため、今後も継続して市広報誌、ホームページ、フェイスブックなどを通してわかりやすい積極的な情報発信に努めます。
- 市民・事業者に向け、食品ロスの削減を啓発します。
- 広報誌への分別の方法の掲載をはじめ、出前トークの開催など、ごみの分別の徹底に関する周知を図り、循環型社会の実現に向けた3Rを推進します。
- 「リサイクルフェスタ」や出前トークなどのイベントでの啓発、「再生資源物回収報奨金」による団体への支援の実施をとおして、市民・事業者の3Rの取り組みを推進します。
- 出前トークや「庄原市リサイクルプラザ」を市民の学習の場として、ごみ処理の現状や問題点などの情報を積極的に発信し、市民の関心を高めます。
- 今後も継続して「生ごみ処理機器購入補助金制度」を活用し、生ごみの減量に努めます。



庄原市環境政策課



【目標指標】

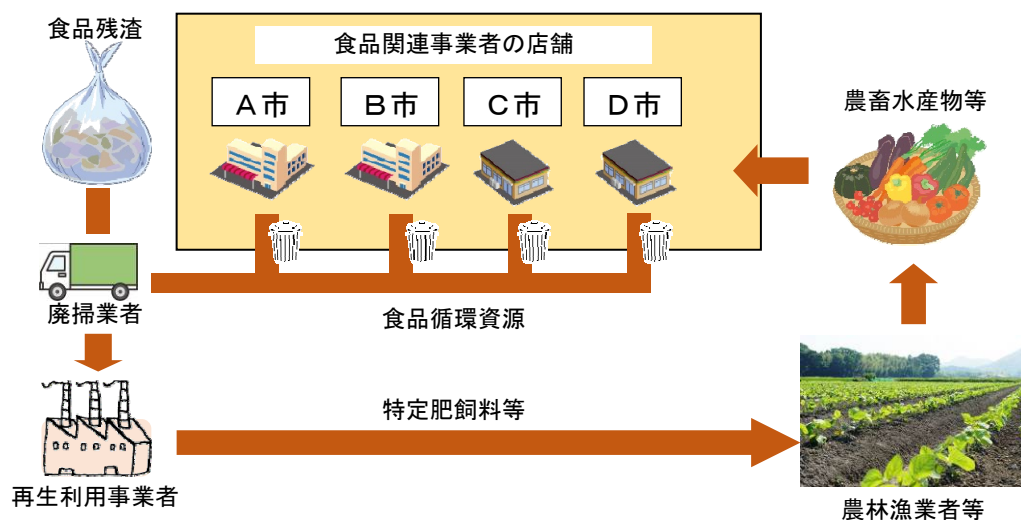
内 容	2019 年度 現況	2025 年度 目標
リサイクルの推進	リサイクル率 21.4%	リサイクル率 29.0%
ごみの減量化	ごみの総排出量 9,793 t	ごみの総排出量 8,658 t

〔注〕：リサイクル率は、ごみ固形燃料化（RDF）されたものを除く。

参考：食品リサイクル・ループ

近年、食品廃棄物の排出量が増加しており、その多くが焼却処理されています。『食品リサイクル・ループ』は、食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画の取り組みの一環で、地域で完結する循環型モデルのことです。

食品工場や店舗などの食品関連事業者から排出された惣菜や野菜くずなどの食品残渣を収集し、再生利用事業者が特定肥飼料等に加工、特定肥飼料等は農林漁業者等に運ばれます。その特定肥飼料等を使って育てられた農畜水産物等を食品関連事業者が利用する、という食品の無駄のない循環システムが『食品リサイクル・ループ』です。



コラム

食品ロスの削減

食品ロスとは？ なぜ食品ロスの削減が必要なの？

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

日本では、年間約 2,550 万トン（2017 年度推計）の食品廃棄物が出されています。

このうち、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は年間約 612 万トン（2017 年度推計）です。

また、家庭における一人当たりの食品ロスは、1 年間で約 48kg と試算されます。これは、日本人 1 人当たりが毎日お茶碗一杯分のご飯を捨てているのと同じ量になります。

大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。

食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2015 年 9 月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

➡多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第 2 条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第 3 条～第 7 条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第 8 条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第 9 条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10 月）を設ける

基本方針等（第 11 条～第 13 条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第 14 条～第 19 条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第 20 条～第 25 条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

施行期日：公布日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

資料：食品ロスの削減の推進に関する法律（概要） 消費者庁



(3) その他地球環境の保全

地球環境の保全には、省エネルギーによる二酸化炭素排出量の削減以外にも、フロンガスによるオゾン層の破壊や大気汚染物質による酸性雨などの防止対策が必要です。

温室効果の高い特定フロン、代替フロン等を含むフロンガスについて、法律に基づく適正な管理を徹底するとともに、化石燃料の使用量の削減により、二酸化炭素や一酸化二窒素などの削減を推進します。

- ◆ オゾン層破壊防止対策の推進
- ◆ 酸性雨防止対策の推進

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- 地元産の農産物や水産物を積極的に購入し、地産地消に取り組みます。
- フロン回収が適切に行えるよう、「家電リサイクル法」を遵守します。

事業者の取り組み

- ◆ フードマイレージの考え方に基づき、地産地消を推進し、環境問題に取り組みます。
- ◆ 産業廃棄物の減量化や再利用に努めます。
- ◆ 事業活動に関わる化石燃料の使用量削減などにより、温室効果ガスや酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出削減に努めます。
- ◆ フロン回収が適切に行えるよう、「フロン排出抑制法」を遵守します。

市の取り組み

- フードマイレージの考え方に基づき、「庄原市地産地消推進店」の登録店舗の拡大に努めると同時に、食育関係課や支所と連携した普及啓発を進めます。
- オゾン層を破壊するフロン類の大気中への排出を抑制するため、「フロン排出抑制法」についての普及啓発に努めます。

【環境教育・環境学習、環境保全活動】

IV 地域で取り組む環境づくり

(1) 環境教育・環境学習の推進

本市は、中国山地の山々と帝釈峡などの特徴的な景観、また、希少な動植物が生息する自然環境に恵まれ、豊かな里山と人々が共生してきたまちです。

本市の特徴的な自然や景観、里山の環境を将来にわたって維持、向上させ、持続的に発展させていくためには、市民一人ひとりが地域の環境について学び、理解を深めるとともに、将来、環境に配慮した行動のできる人材を育成していくことが重要です。

高校生へのアンケートでは、庄原市の環境教育や環境学習のあり方について、学校での子どもたちへの環境教育を充実させることを望む意見がありました。

学校のほか、森林・農地・身近な地域の公園や河川など様々な場において、環境教育・環境学習の機会を充実させ、市民一人ひとりが自主的に行動していくことが求められます。



- ◆ 次代を担う環境教育・環境学習の推進
- ◆ 地域と連携した体験学習等の開催
- ◆ 環境保全活動を担う人材の育成

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- 身近な地域での環境教育・環境学習に参加します。
- 市内の環境について関心を高め、理解を深めます。

事業者の取り組み

- ◆ 施設見学や出前教室の講師など、地域の環境教育・環境学習に協力します。
- ◆ 地産地消を推進し、地域の伝統ある食文化を子どもたちに伝えていきます。
- ◆ 身近な場所での自然学習などに協力します。



市の取り組み

- 「森林体験交流施設」を拠点として様々な森林体験プログラムを実施することにより、山林や木材に親しむ機会を増やし、森林への理解と関心を高めるとともに、林業を担う人材の育成を進めます。
- 「比和自然科学博物館」で、博物館公開講座や博物館学校連携事業を中心とした自然体験学習を引き続き推進します。
- 「庄原市公衆衛生推進協議会」と連携したとうもろこしの収穫体験や川の生き物についての水辺教室の実施など、地域の自然の中で学ぶ自然体験学習を支援します。
- ごみ処理施設の見学会など、市内の保育園児や小学生が環境を学ぶ機会を充実します。
- 「庄原市公衆衛生推進協議会」と連携した環境保全活動を担う人材の育成に取り組めます。

【目標指標】

内 容	2019 年度 現況	2025 年度 目標
環境学習リーダーの育成	4 人	6 人



水辺教室

(2) 環境保全活動の推進

本市では、市民・事業者、さらには自治振興区や民間ボランティア団体による環境美化活動などが行われており、市はそれぞれの活動を支援してきました。より効果的にこれらの活動を支援していくため、各種団体などとの連携を強化していくことが必要です。

また、これらの活動をリードしていく人材の育成を進めていく必要があります。



- ◆ 各種団体等との連携による環境保全活動等の推進
- ◆ 人材育成の推進

【市民・事業者・市の取り組み】

市民の取り組み

- 市広報誌、ホームページなどの情報から地域の環境について理解を深めます。
- テレビや新聞、雑誌、インターネットなどを利用し、環境問題やエネルギー問題について認識を高めます。
- 身近な自然観察会、環境に関する勉強会などに積極的に参加します。
- 地域の美化活動や様々な環境保全活動に積極的に参加します。

事業者の取り組み

- ◆ 環境・エネルギーに関する講習会やイベントに積極的に参加し、知識と理解を深めます。
- ◆ 環境問題やエネルギー対策等の社内研修会を開催するなど、環境問題に対する従業員の意識向上に努めます。
- ◆ 事業所の状況、事業活動の特性に応じた環境保全活動を積極的に実践します。
- ◆ 地域が一体となった環境保全活動への積極的な参加と協力に努めます。



市の取り組み

- 市広報誌、ホームページなどをとおして地域の環境に関する情報を提供します。また、地域を限定した情報については、住民告知端末を使用するなど、工夫を行いつつ、継続した情報提供に取り組めます。
- 今後も継続して「広島県北部地域環境活動推進協議会」の活動に参加し、他団体との連携を図りながら環境保全活動を推進します。
- 今後も継続して「庄原市公衆衛生推進協議会」と連携し、全市一斉クリーンキャンペーンや清掃活動等の環境保全活動を推進します。
- 「庄原市河川美化推進委員会」において、関係住民や協力団体と連携し、庄原市内の河川の浚渫工事・堆積土砂撤去の要望、河川の水質改善、河川道の清掃活動などについて検討を行います。
- 各自治会と連携し、今後も継続して環境についての知識を持つ人を増やしていくことで、環境保全活動を担う人材の発掘に努めます。

第5章 計画の推進

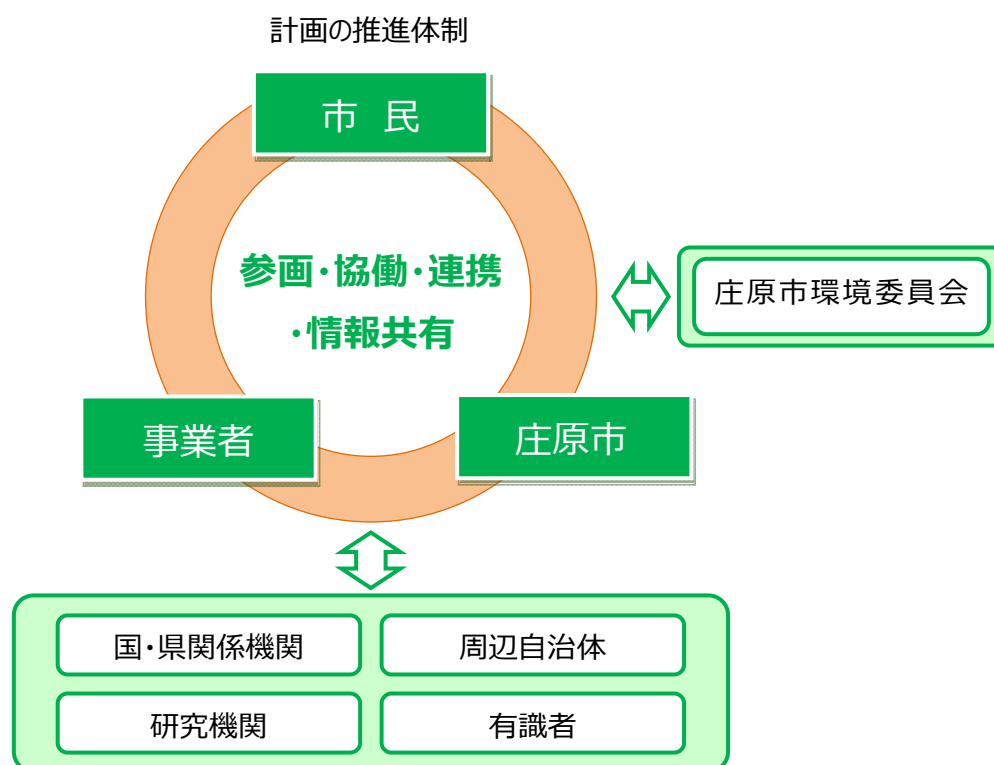
1. 計画の推進体制

本計画の推進は、市民・事業者及び市との連携と協働のもと、効果的な推進を図ります。

市民・事業者及び学識経験者などの委員で構成する「庄原市環境委員会」は、計画推進の外部機関として、環境施策の進捗状況を確認するとともに、地域を取り巻く環境の変化などを考慮し、必要と認めた場合は、環境施策及び目標指標の見直しに関する意見・提案を行います。

庁内においては、各関係部署（担当者）で構成する「環境建設施策推進会議」を中心に推進します。環境施策の実施状況及び指標目標の達成状況は、計画期間中の毎年度の実績を確認・評価し、施策の内容及び目標の見直しを行います。

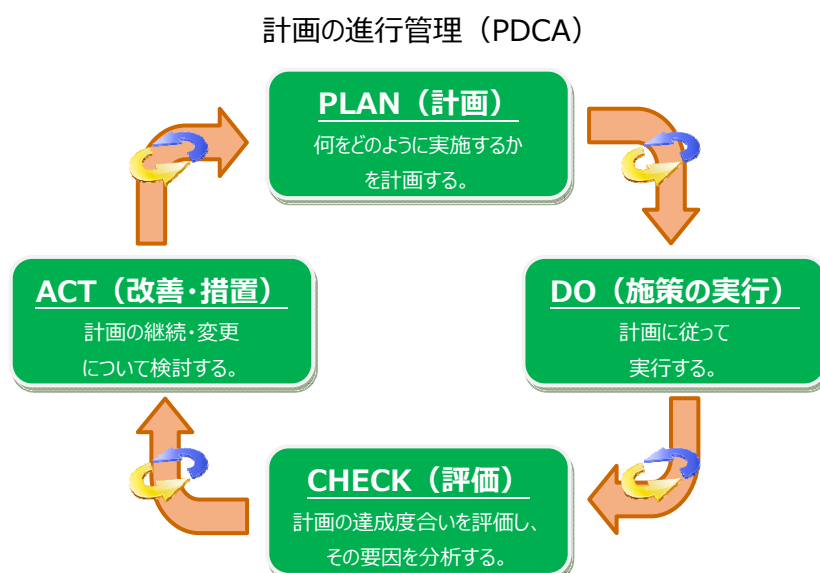
また、必要に応じて、専門的な知見を有する有識者、大学などの研究機関、周辺自治体、国・県の関係機関などとの連携をとります。



2. 計画の進行管理

環境基本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況の確認、状況に応じた調整など、計画の実効性を確保するために、適切な進行管理を行う必要があります。

本計画の進行管理は、PDCA サイクルにより行います。PDCA とは、下の図のように、PLAN（計画）→DO（実施・運用）→CHECK（点検・評価）→ACT（見直し）の4段階を繰り返すことによって、事業の継続的な改善を図るものです。PDCA の大きなサイクルとともに、プロセス間の小さなサイクル（調整）を確実に行うことで、全体の実効性を高めるとともに、施策推進の円滑化を図ります。



3. 目標指標一覧

【自然環境】 基本目標Ⅰ 里山と暮らしまちづくり

内 容	2019 年度 現況	2025 年度 目標
中山間地域等直接支払制度取り組み可能地実施割合	83.10%	85.0%
鳥獣バッファゾーン整備の推進	バッファゾーン整備 87ha	バッファゾーン整備 140ha
森林資源の保全	森林面積 104,817ha	現状維持
動植物情報の収集と提供	動植物関連情報収集と保護の実施	情報収集の継続と適切な情報提供の実施
森林整備による生態系の維持	里山林の整備面積 242ha	里山林の整備面積 360ha
環境保全活動の実施と市民の参加促進	5,540 人（延べ人数） （63 団体）	6,000 人（延べ人数） （65 団体）

【生活環境】 基本目標Ⅱ 安全・安心、快適なまちづくり

内 容	2019 年度 現況	2025 年度 目標
公用車への環境性能の高い車両の導入	CO ₂ 削減 - （全公用車中環境性能の高い車両 89 台）	CO ₂ 削減 ▲9.4% （全公用車中環境性能の高い車両 113 台）
水洗化率の向上	水洗化率 66.8%	水洗化率 71.9%
不法投棄監視パトロール	4 回/年	6 回/年
環境政策課が発信する環境情報の件数（回/年度）	12 回 （回覧文書）	24 回 （回覧文書・SNS 等）

【地球環境】 基本目標Ⅲ 地球にやさしい循環型のまちづくり

内 容	2019 年度 現況	2025 年度 目標
温室効果ガスの削減	【区域施策】 温室効果ガス削減 ▲9.3% 【事務事業】 温室効果ガス削減 ▲2.0%	【区域施策】 温室効果ガス削減 ▲18.4% 【事務事業】 温室効果ガス削減 ▲5.0%
リサイクルの推進	リサイクル率 21.4%	リサイクル率 29.0%
ごみの減量化	ごみの総排出量 9,793 t	ごみの総排出量 8,658 t

【環境教育・環境学習、環境保全活動】 基本目標Ⅳ 地域で取り組む環境づくり

内 容	2019 年度 現況	2025 年度 目標
環境学習リーダーの育成	4 人	6 人

[注 1]：公用車への環境性能の高い車両の導入については、リース車両は除いた値。

[注 2]：鳥獣バッファゾーン整備の推進における 2025 年度の目標については、広島県の「ひろしま森づくり事業」が今後も継続して実施されることを見込んだ値。

[注 3]：森林整備による生態系の維持における 2025 年度の目標については、広島県の「ひろしま森づくり事業」が今後も継続して実施されることを見込んだ値。

[注 4]：リサイクル率は、ごみ固形燃料化（RDF）されたものを除く。

資料編

1. 庄原市環境基本条例

平成18年9月29日条例第49号

庄原市環境基本条例

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造のための基本理念を定め、庄原市（以下「市」という。）、事業者及び市民がそれぞれ果たすべき責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 環境を良好な水準に保ち、維持することをいう。
- (2) 環境の創造 良好な環境が維持できるよう、又は健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するために、より良い環境を創り出すことをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、その環境が将来にわたって良好に維持されることを目的として行わなければならない。

2 環境の保全と創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済を持続的に発展することができる循環型社会が構築されることを目的に、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての者が健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全と創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、その自然的社会的条件に応じた環境の保全と創造に関する施策を策定し、実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、公害の防止、廃棄物の適正な処理、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずることで、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において資源及びエネルギーの節約等、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市、事業者及び市民の協働)

第7条 市、事業者及び市民は、基本理念にのっとり、共通の目標に向かって相互に補完し協力し合うという協働の下に、環境の保全と創造に努めなければならない。

(施策の策定及び指針)

第8条 市は、環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境と自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌などの環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存などが図られるとともに、森林、農地、水辺地などにおける多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいが保たれること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより環境への負荷の低減が図られること。

（環境基本計画の策定）

第9条 市長は、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全と創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の目標

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境の状況等の公表）

第10条 市長は、環境基本計画に基づき講じた施策等について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業等の計画、実施に当たっては環境基本計画との整合を図り、環境の保全に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業の計画等に当たっての配慮）

第12条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の計画及び実施に当たっては環境基本計画との整合を図るよう、総合的に調整し、必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置）

第13条 市は、環境の保全上の支障をきたすおそれがあると認めるときは、その支障を防止するため必要な規制、指導及びその他の措置を講ずることができる。

（公共施設の整備等）

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、一般廃棄物処理施設等の整備その他環境の保全上の支障を防止するための事業の推進に努めるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進等）

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業に当たり、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等に努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育等の推進及び情報の提供）

第16条 市は、環境の保全と創造に関し、事業者及び市民が理解を深めるとともに活動の意欲が増進されるよう、環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるとともに、その必要な情報を提供するよう努めるものとする。

（調査研究の実施及び監視等体制の整備）

第17条 市は、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境及び地球環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、調査及び研究に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

（地球環境の保全の推進）

第18条 市は、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するため、啓発等必要な措置を講ずるものとする。

（国、県及び他の地方公共団体等との協力）

第19条 市は、環境の保全と創造を図るための広域的な取り組みを必要とする施策について、国、県及びその他の地方公共団体その他関係する団体等と協力してその推進に努めるものとする。

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 第2次庄原市環境基本計画目標達成状況

【自然環境】 基本目標Ⅰ 里山と暮らしまちづくり

内 容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
中山間地域等直接支払制度取り組み可能地実施割合	88%	83.10%	未達成
鳥獣バッファゾーン整備の推進	バッファゾーン整備 80ha	バッファゾーン整備 87ha	達成
森林経営計画などによる森林整備	森林経営計画面積 11,000ha	森林経営計画面積 7,475ha	未達成
動植物情報の収集と提供	情報収集の継続と適切な 情報提供の実施	動植物関連情報収集 と保護の実施	達成
森林整備による生態系の維持	里山林の整備面積 240ha	里山林の整備面積 242ha	達成
環境保全活動の実施と市民の参加促進	6,000 人（延べ人数） （70 団体）	5,540 人（延べ人数） （63 団体）	未達成

【生活環境】 基本目標Ⅱ 安全・安心、快適なまちづくり

内 容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
公用車への環境性能の高い車両の導入	公用車累計 87 台	公用車 累計 89 台	達成
地域生活バスへの環境性能の高い車両の導入	17 台	11 台	未達成
水洗化率の向上	水洗化率 65.5%	水洗化率 66.8%	達成
不法投棄監視パトロール	6 回/年	4 回/年	未達成

【地球環境】 基本目標Ⅲ 地球にやさしい循環型のまちづくり

内 容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
温室効果ガスの削減	【区域施策】 温室効果ガス削減 ▲9.5% 【事務事業】 温室効果ガス削減 ▲5.0%	【区域施策】 温室効果ガス削減 ▲9.3% 【事務事業】 温室効果ガス削減 ▲2.0%	【区域施策】 未達成 (達成見込み) 【事務事業】 未達成
リサイクルの推進	リサイクル率 28%	リサイクル率 21.4%	未達成
ごみの減量化	ごみの総排出量 9,300 t	ごみの総排出量 9,793t	未達成

【環境教育・環境学習、環境保全活動】 基本目標Ⅳ 地域で取り組む環境づくり

内 容	2020 年度目標	2019 年度実績	達成状況
環境学習リーダーの育成	6 人	4 人	未達成

【注】：リサイクル率は、ごみ固形燃料化（RDF）されたものを除く。

(1) 調査の目的

(2) 調査の項目（市民、高校生共通）

(3) 調査の対象

(4) 調査の実施方法

配布及び回収方法：市民 郵送配布、郵送回収
高校生 学校配布、学校回収

(5) 回收結果

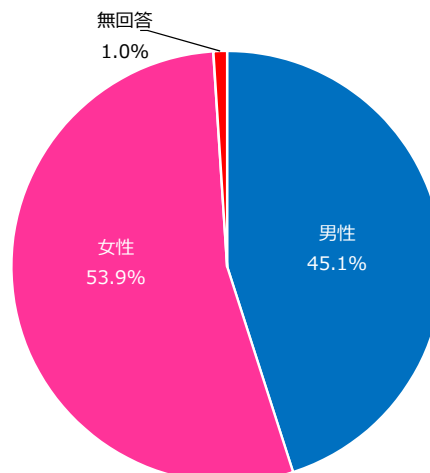
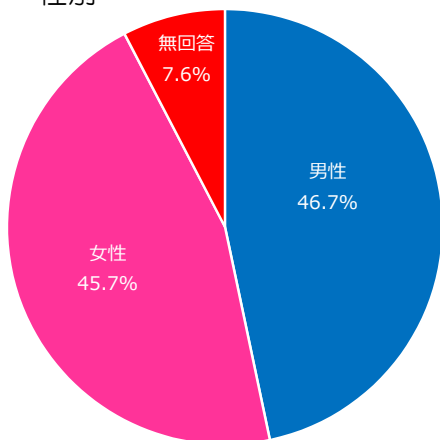
資料-4

問1 ご自身のことについて、お尋ねします。

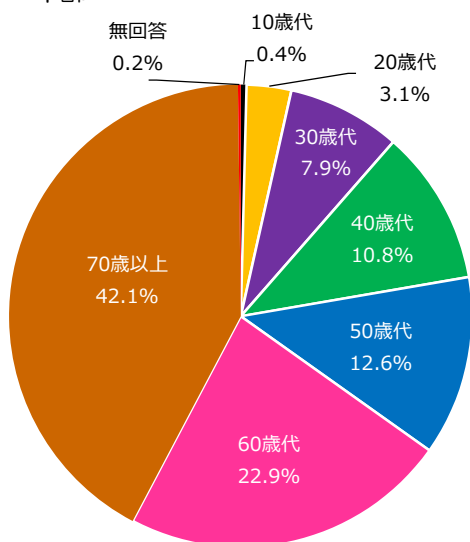
市 民

高校生

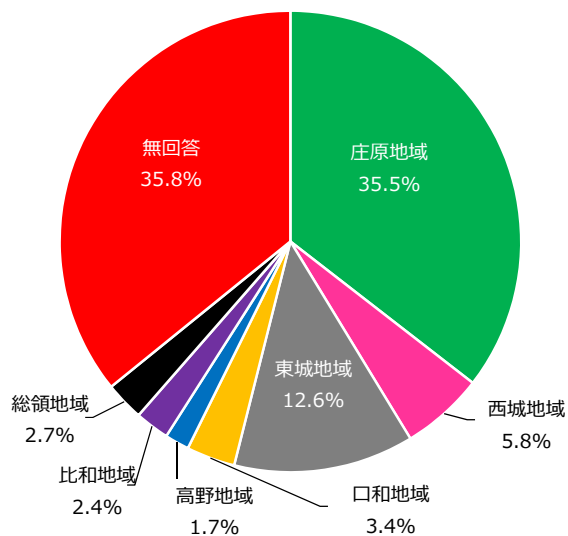
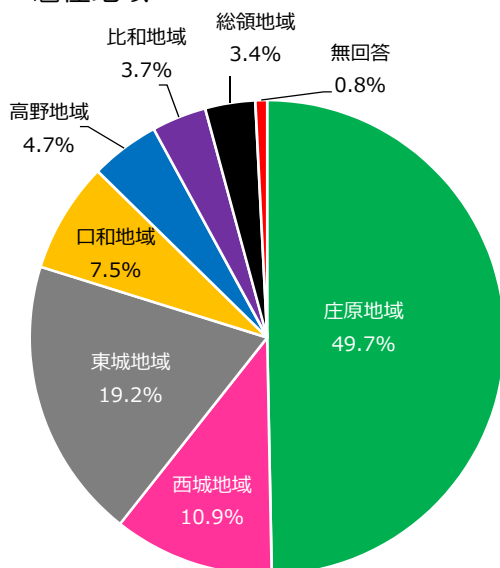
1 性別



2 年齢

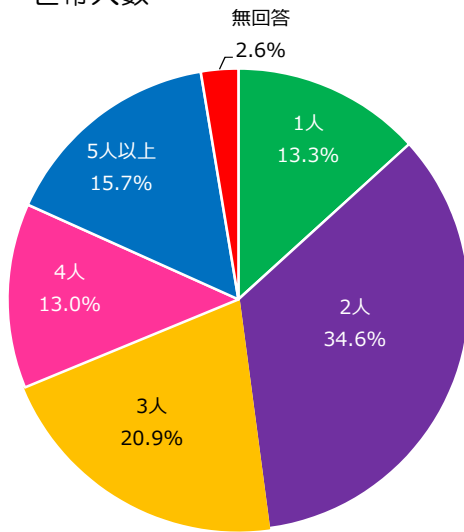


3 居住地域

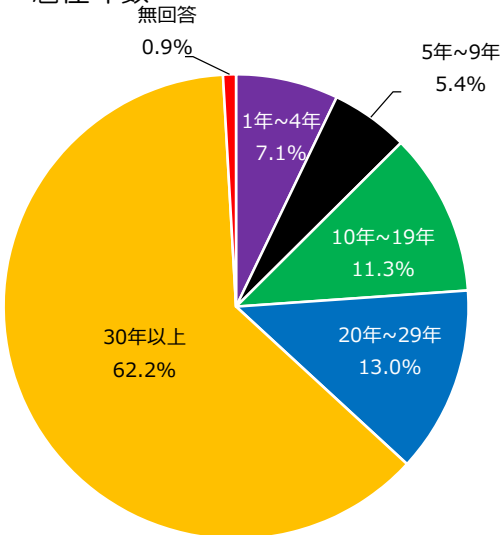


市 民

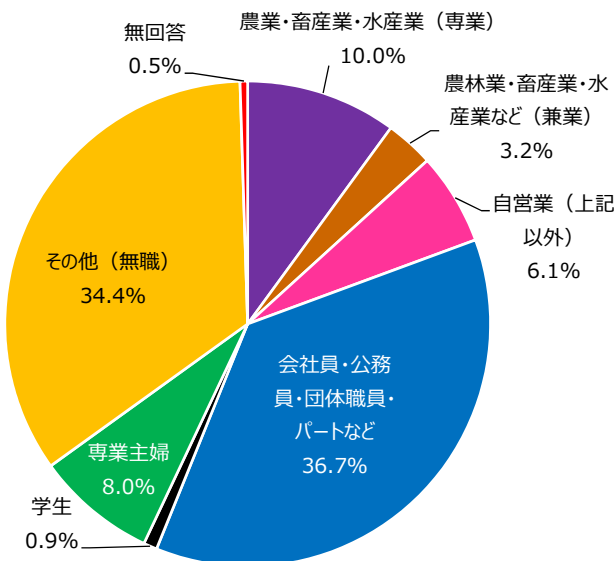
4 世帯人数



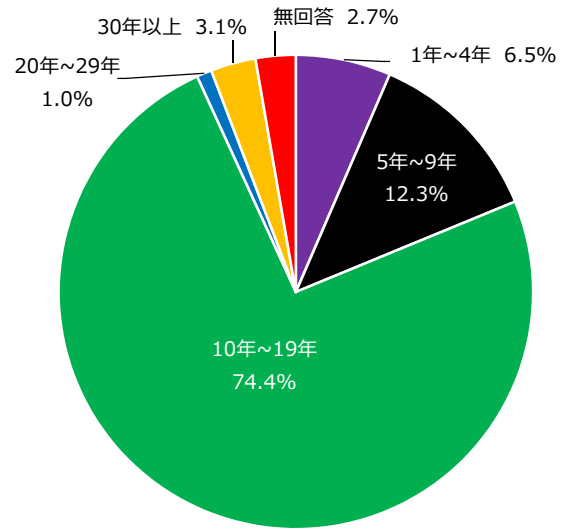
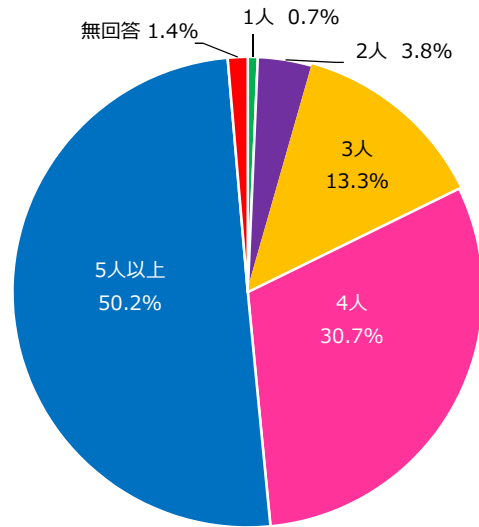
5 居住年数



6 職業

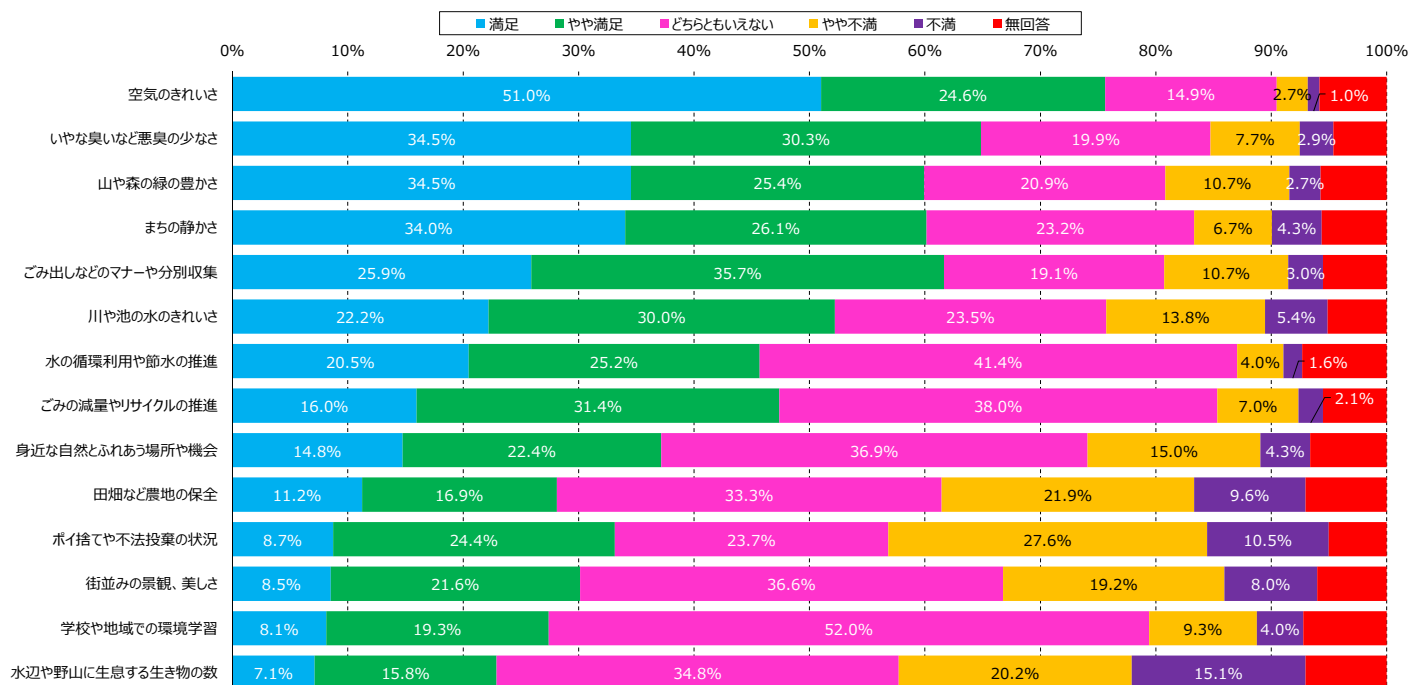


高校生

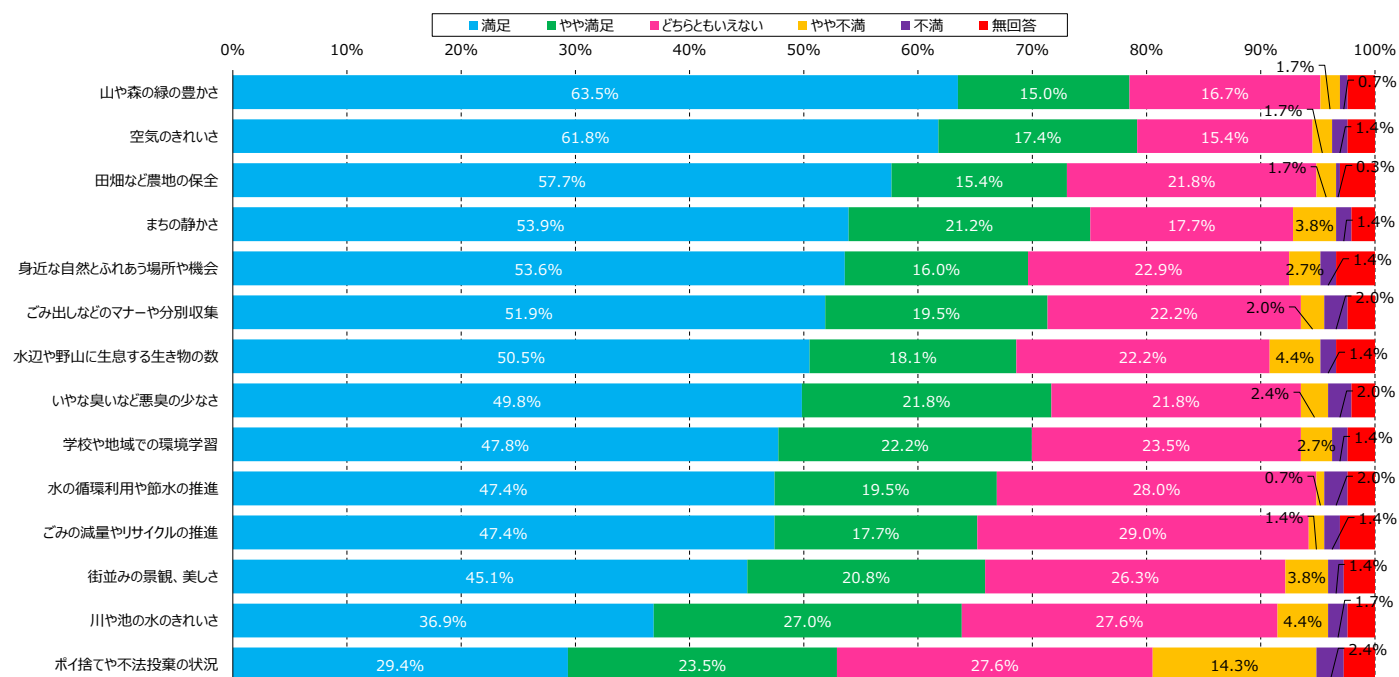


問2 お住まいの地域を中心とした環境に関する下記の項目について、どの程度、満足されていますか。また、10年前と比べてどのような感じていますか。

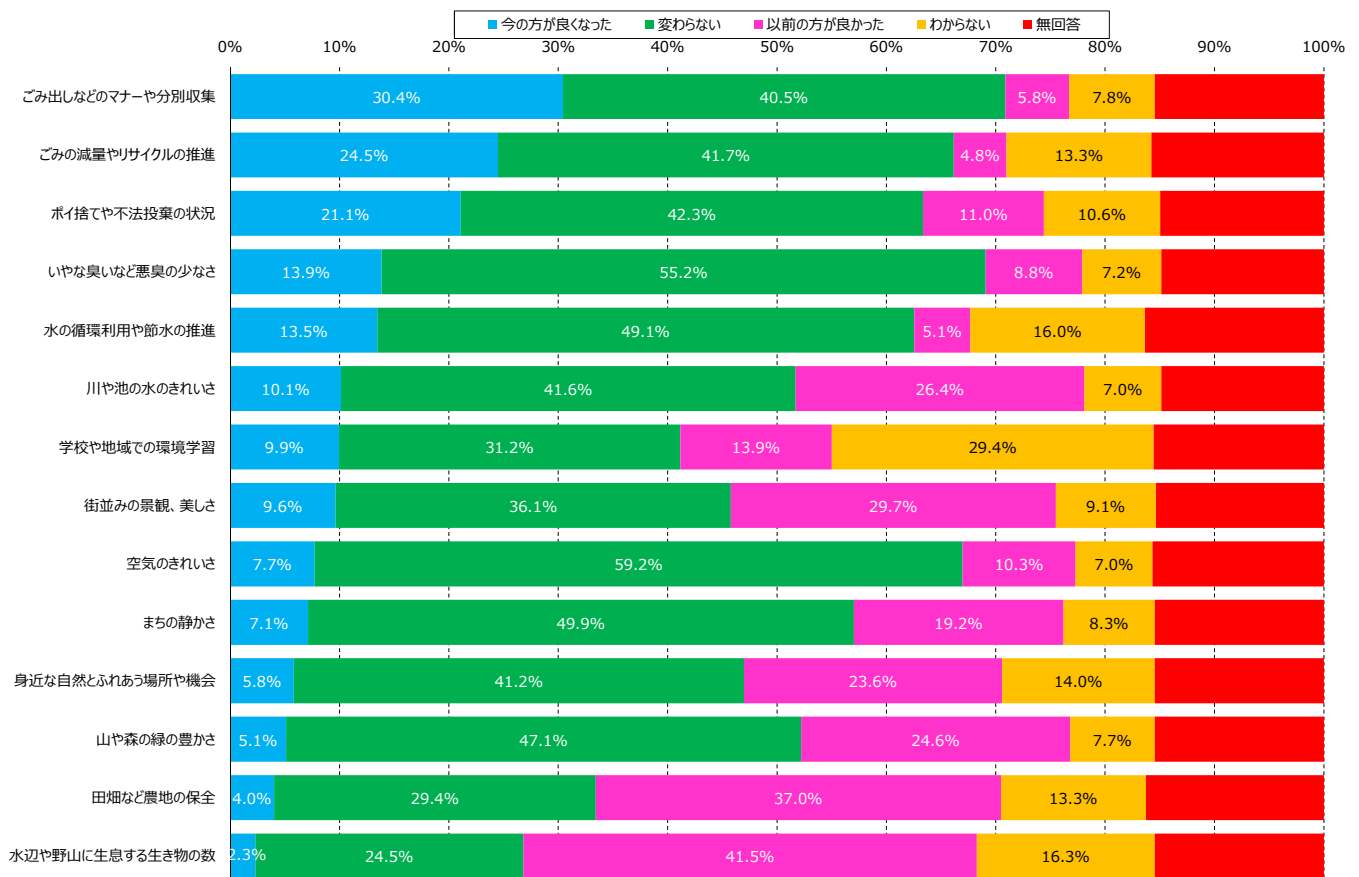
市 民（満足度）



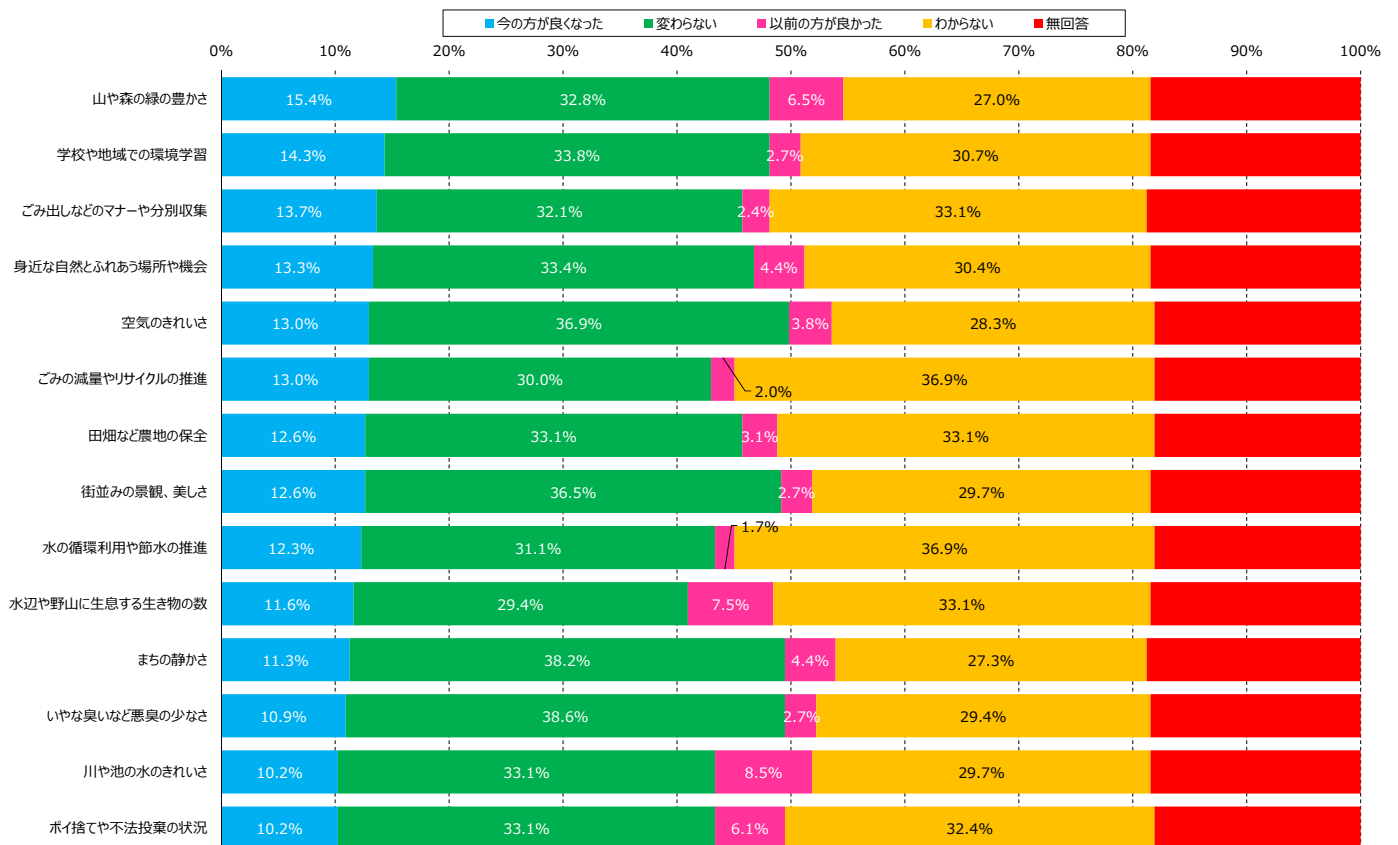
高校生（満足度）



市 民（改善度）

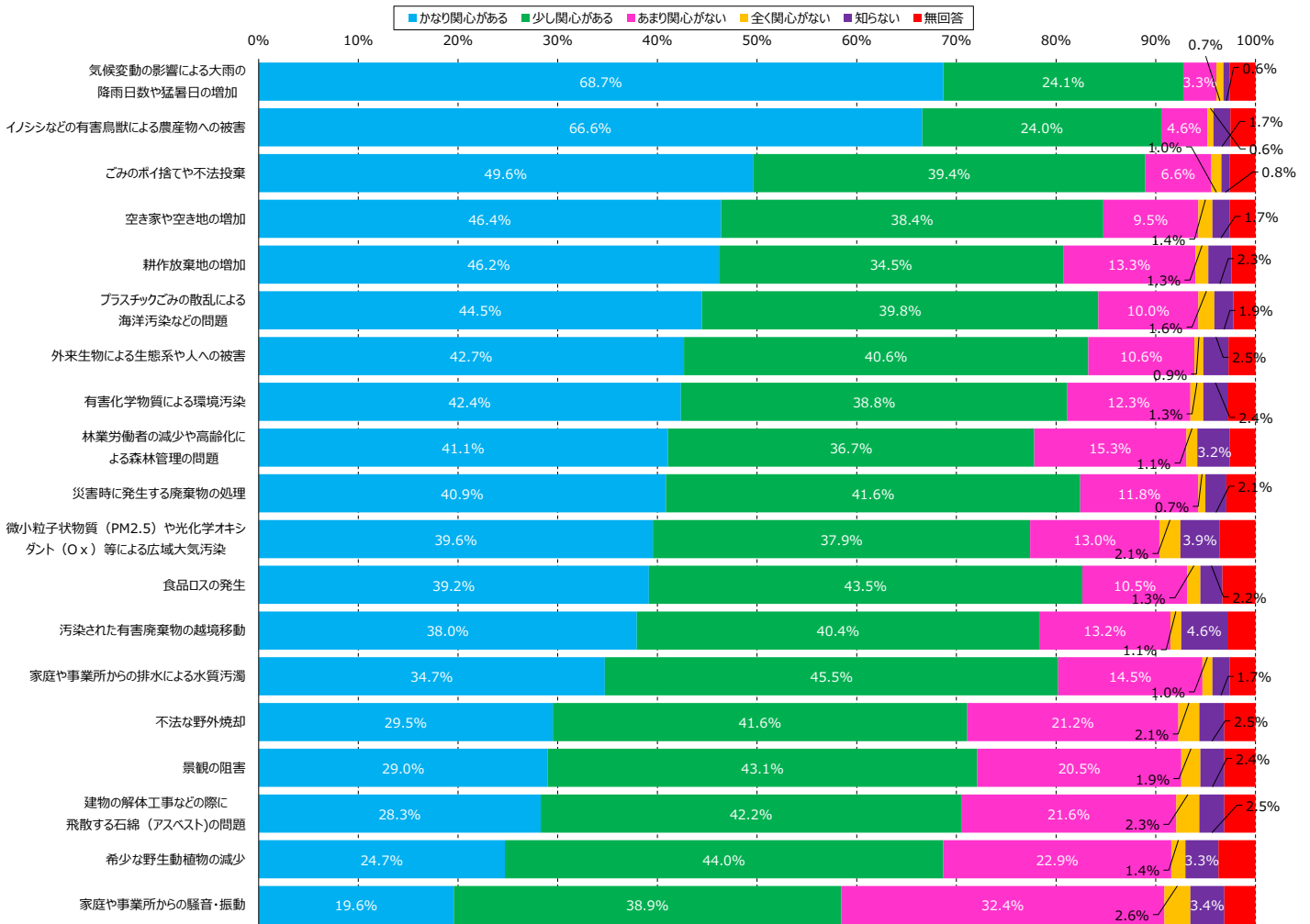


高校生（改善度）

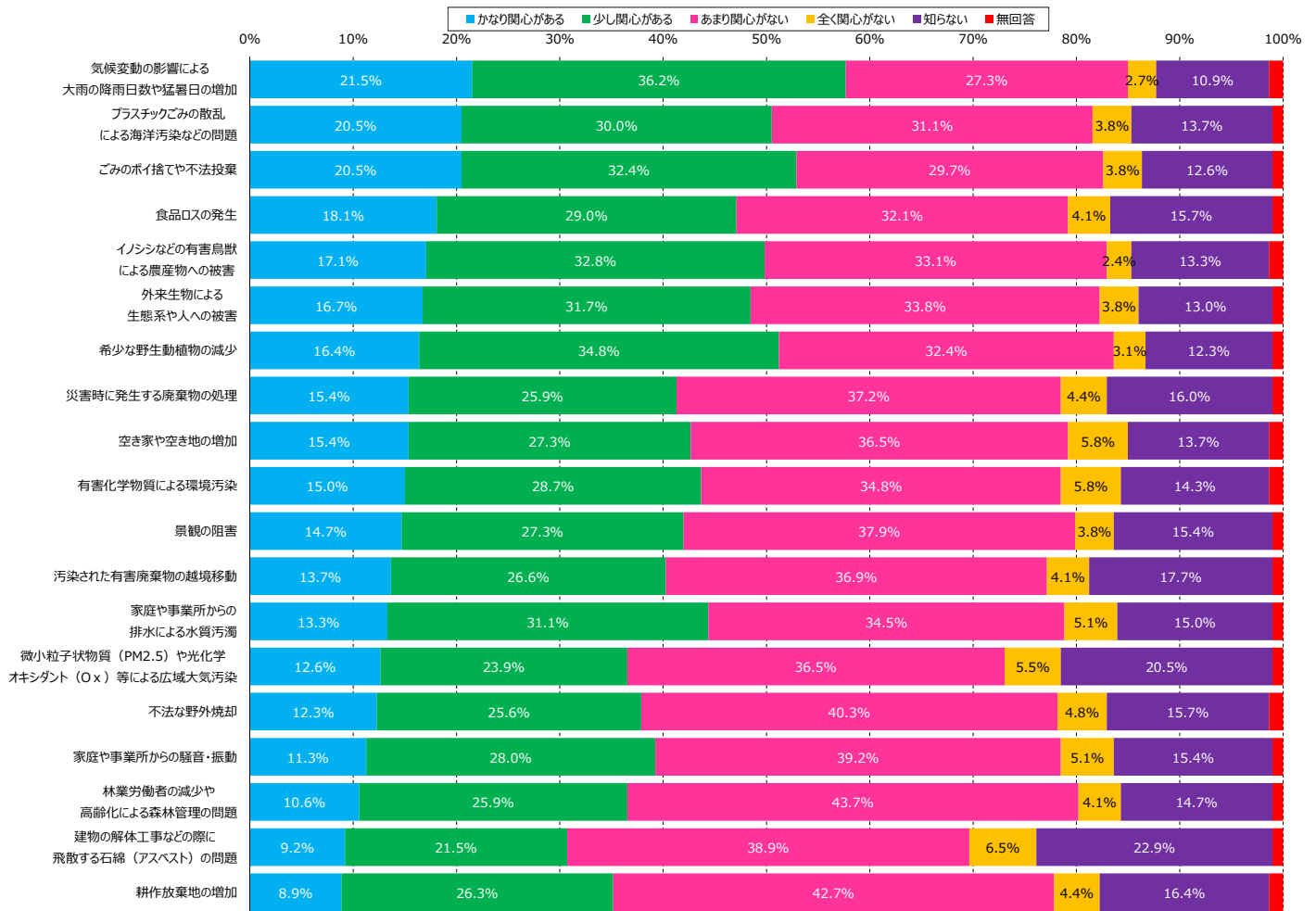


問3 環境問題について、どの程度、関心がありますか。

市 民

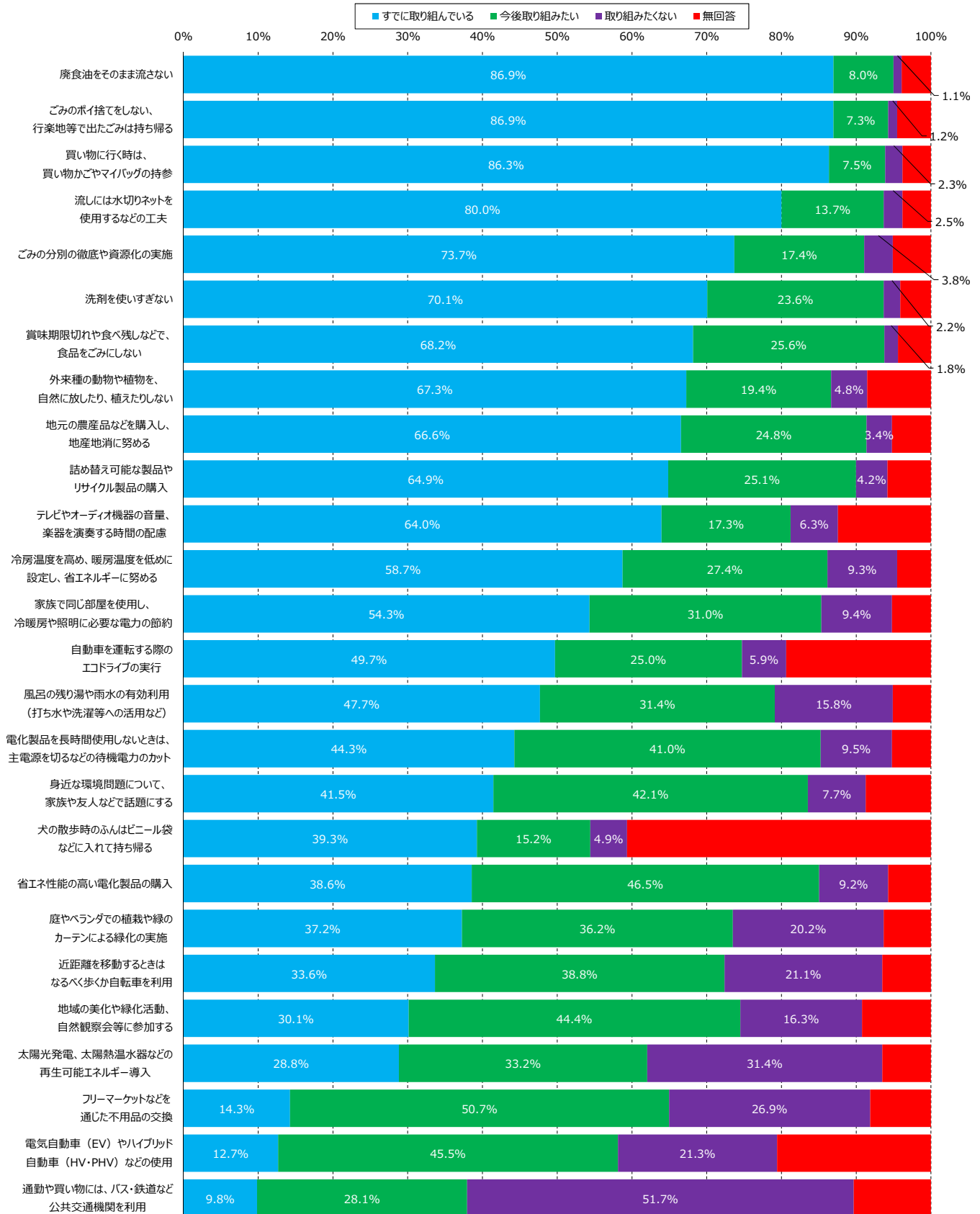


高校生

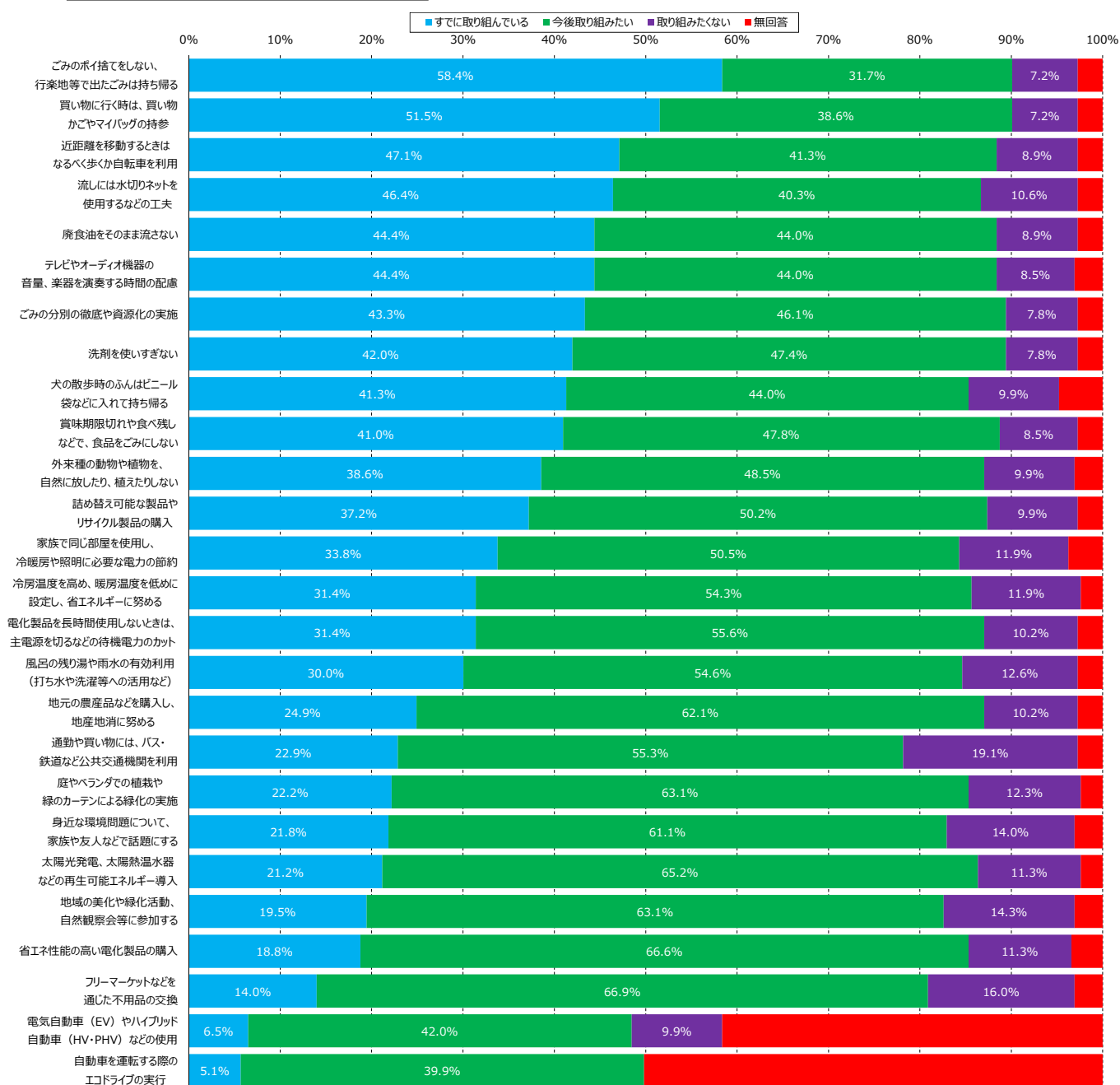


問4 環境を良くするための取り組みについて、お尋ねします。あなたは、環境にやさしい行動を日頃、どの程度、実施していますか。

市 民

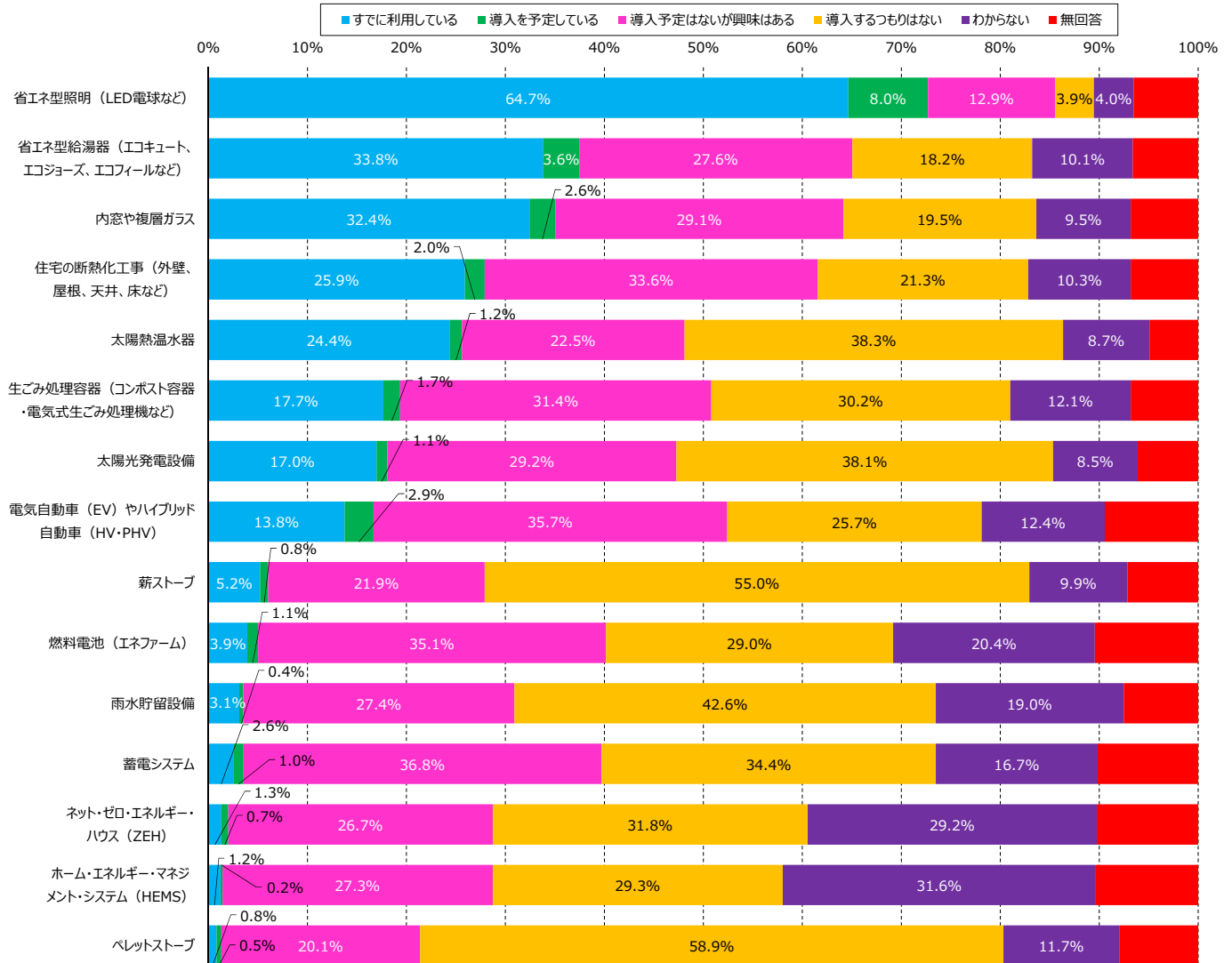


高校生

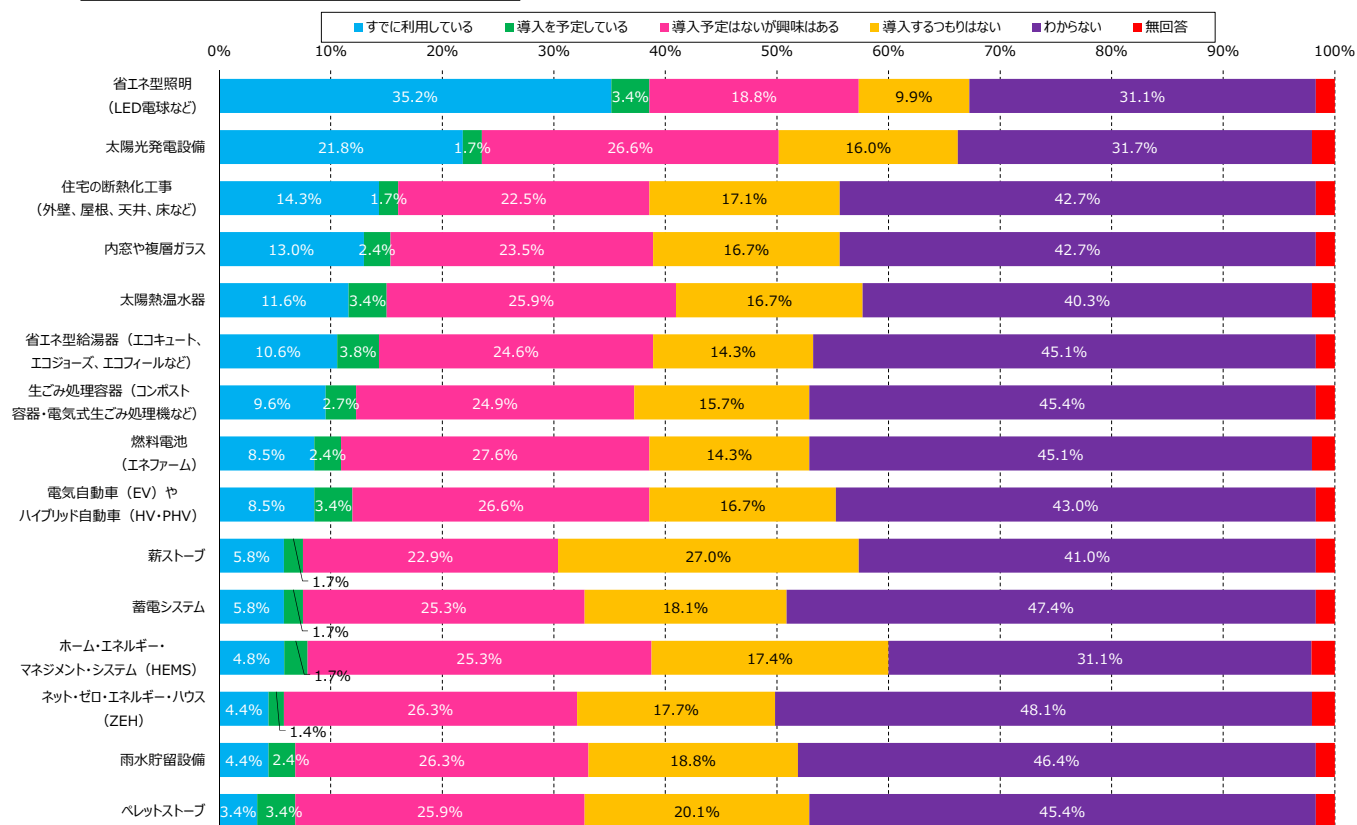


問5 あなたのご家庭では、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を利用していますか。

市 民

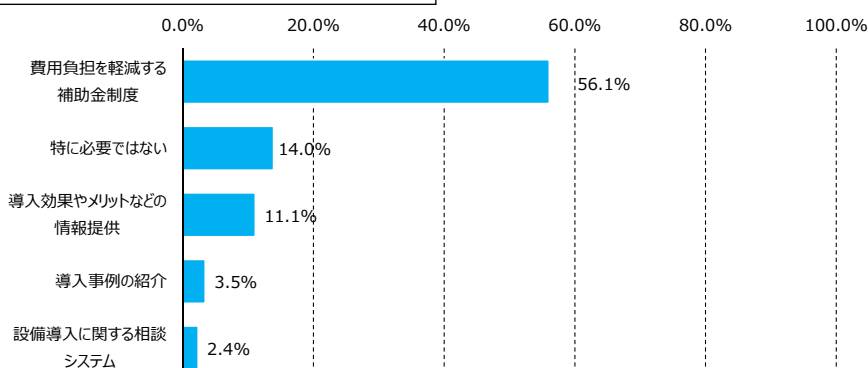


高校生

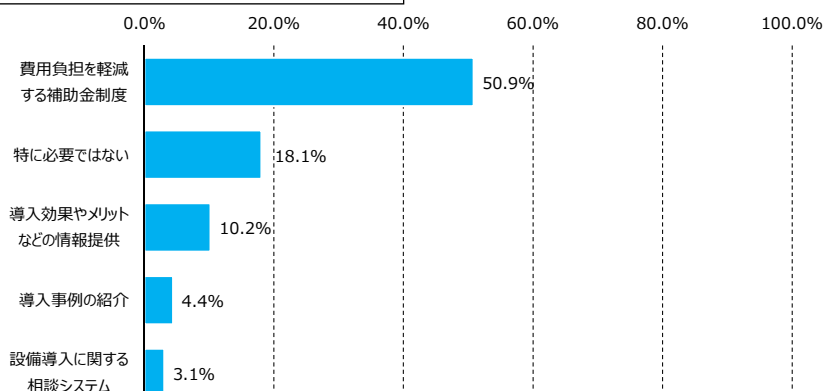


問6 あなたは、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を導入するにあたって、どのような支援があれば利用したいと思いますか。

市民

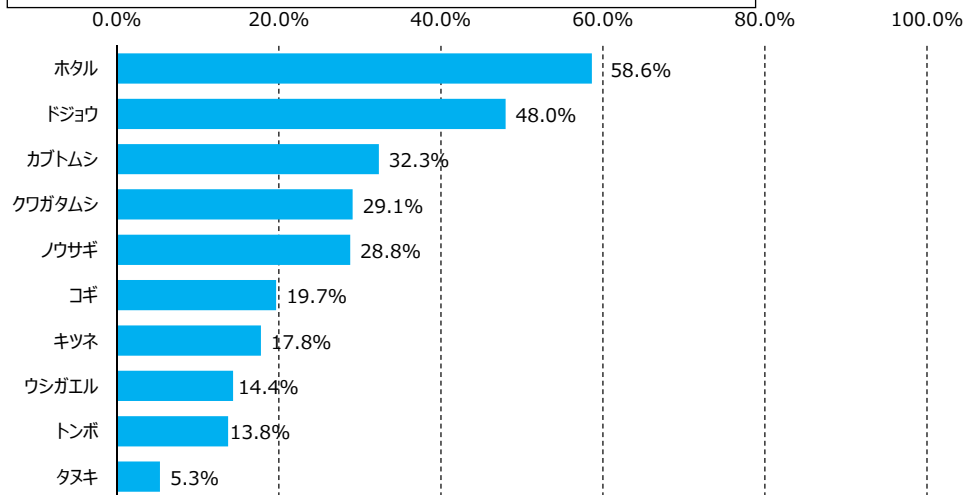


高校生

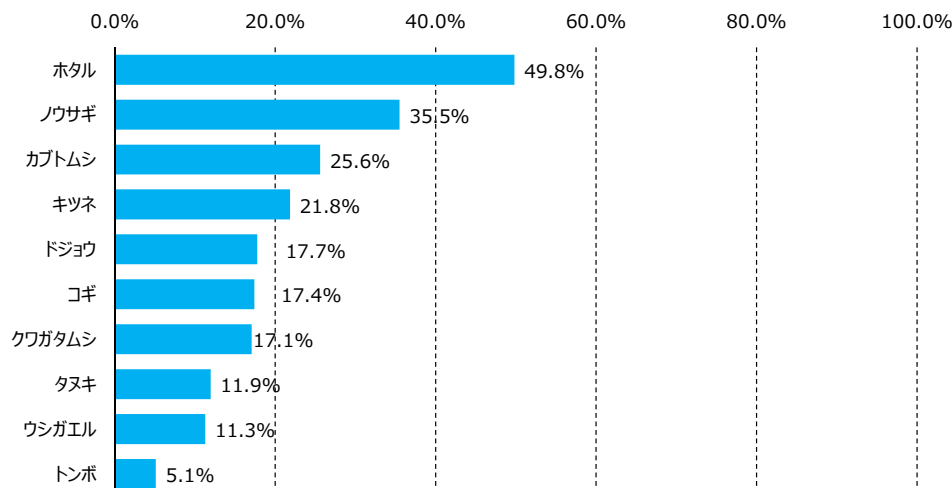


問7 動物（昆虫類を含む）や植物の変化など、気づいたことについて、お聞かせください。

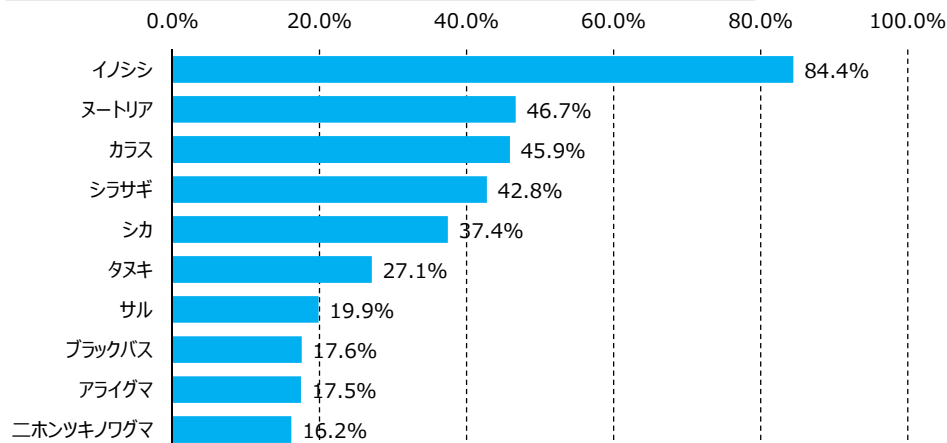
市 民（最近、見かけなくなったと思う動物）

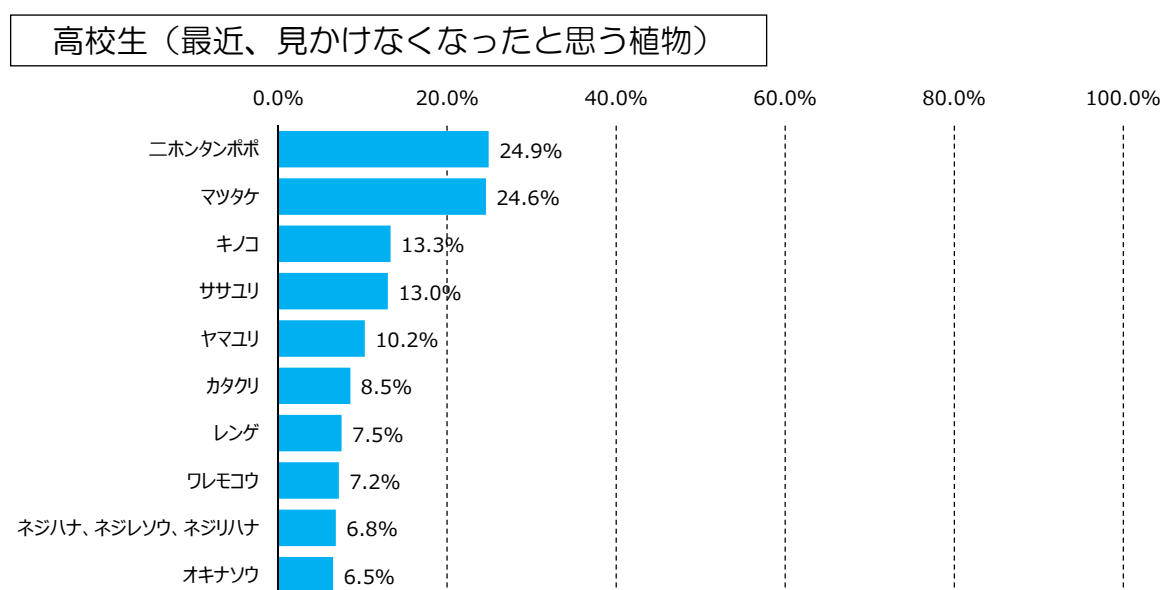
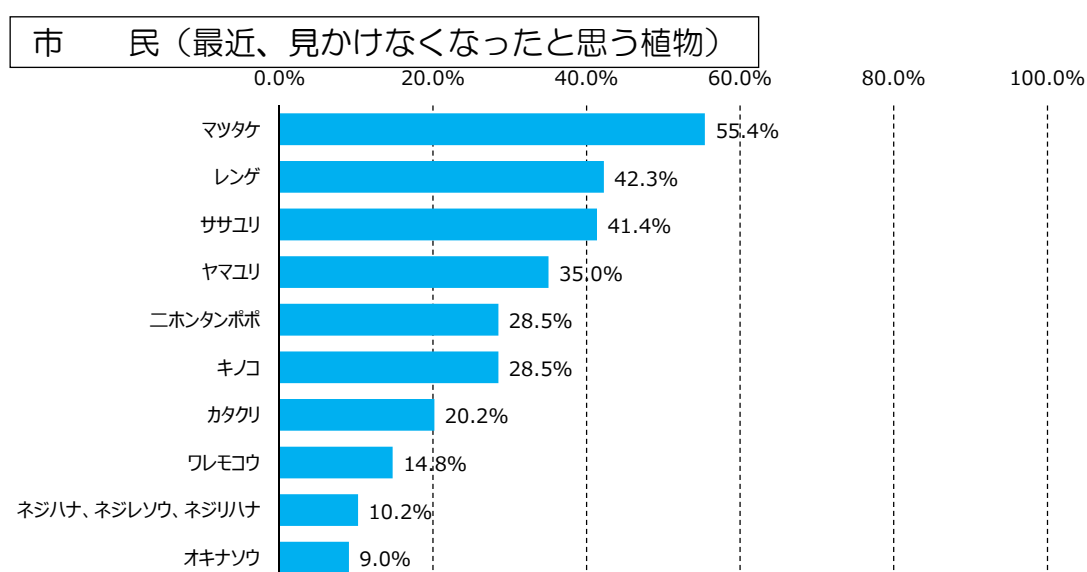
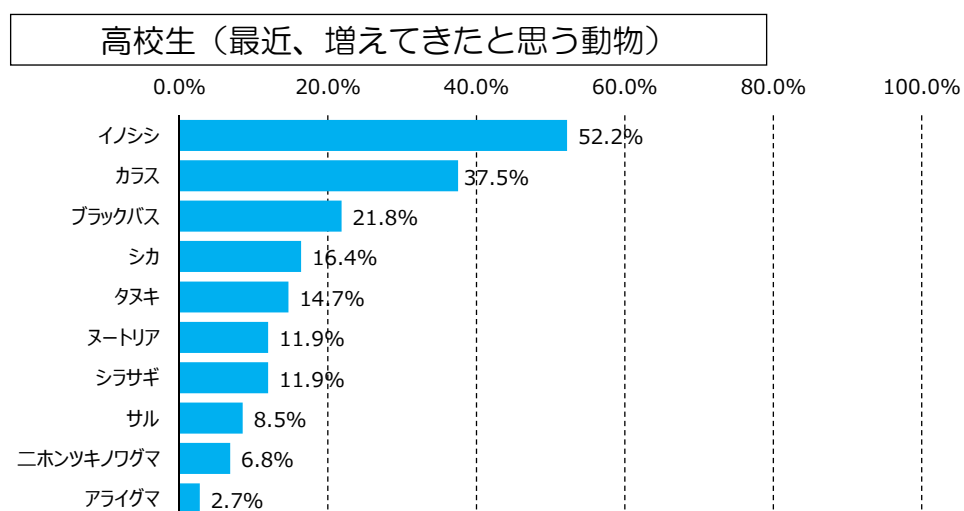


高校生（最近、見かけなくなったと思う動物）

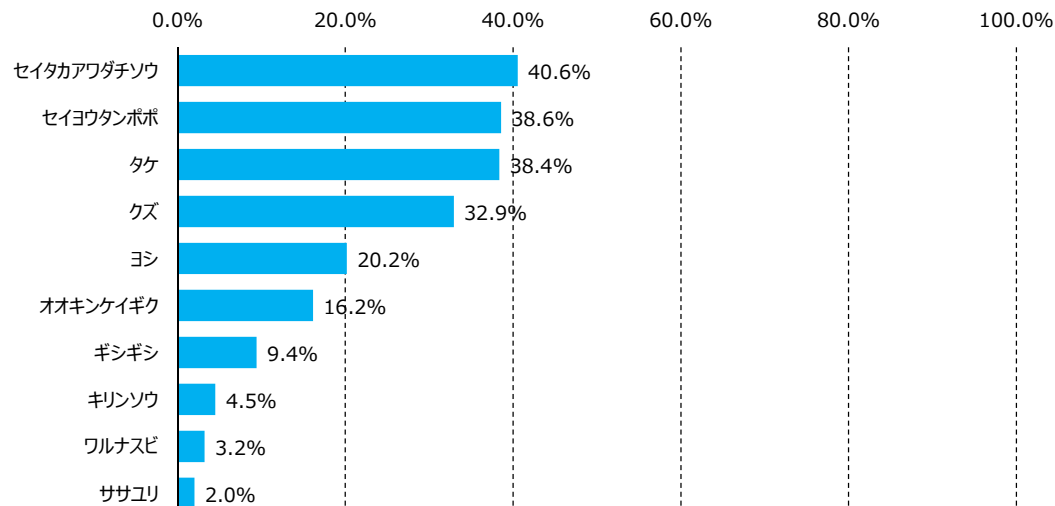


市 民（最近、増えてきたと思う動物）

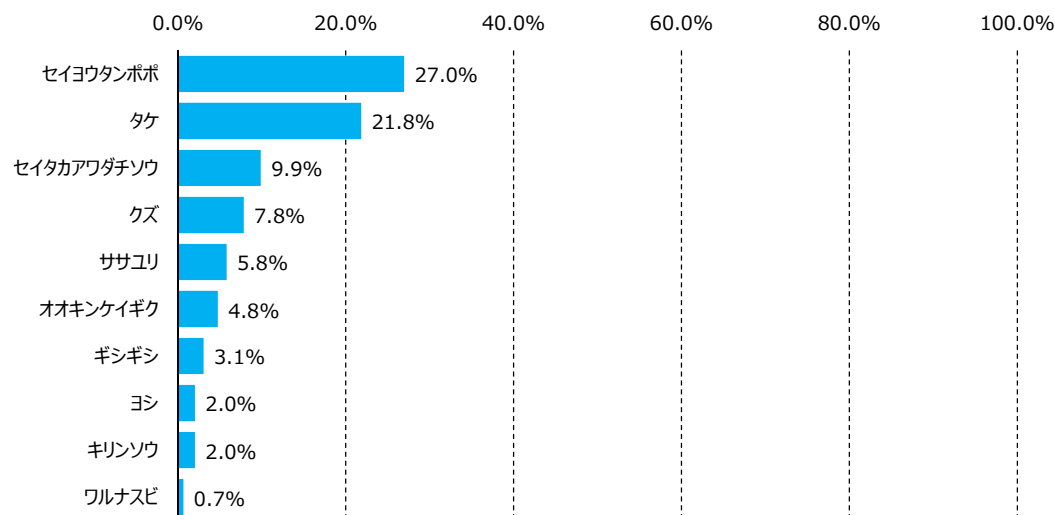




市 民（最近、増えてきたと思う植物）

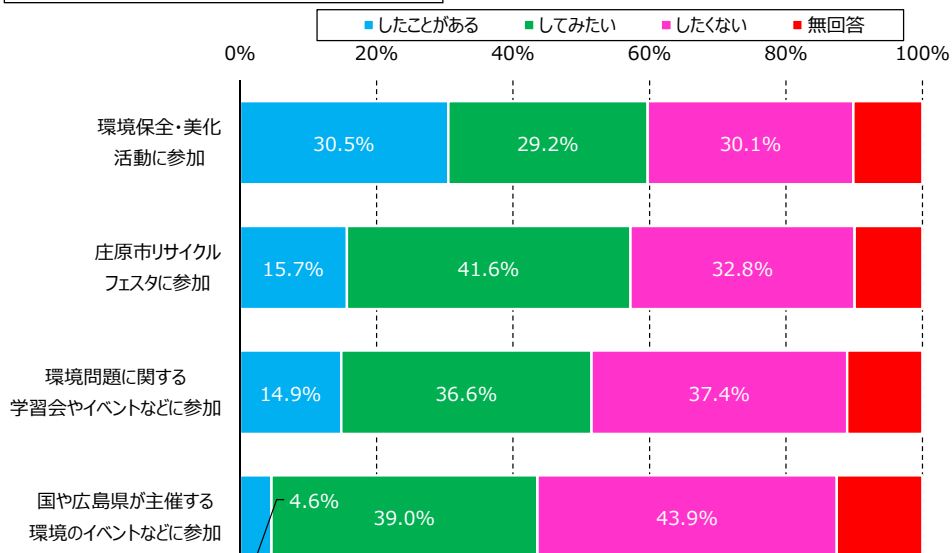


高校生（最近、増えてきたと思う植物）

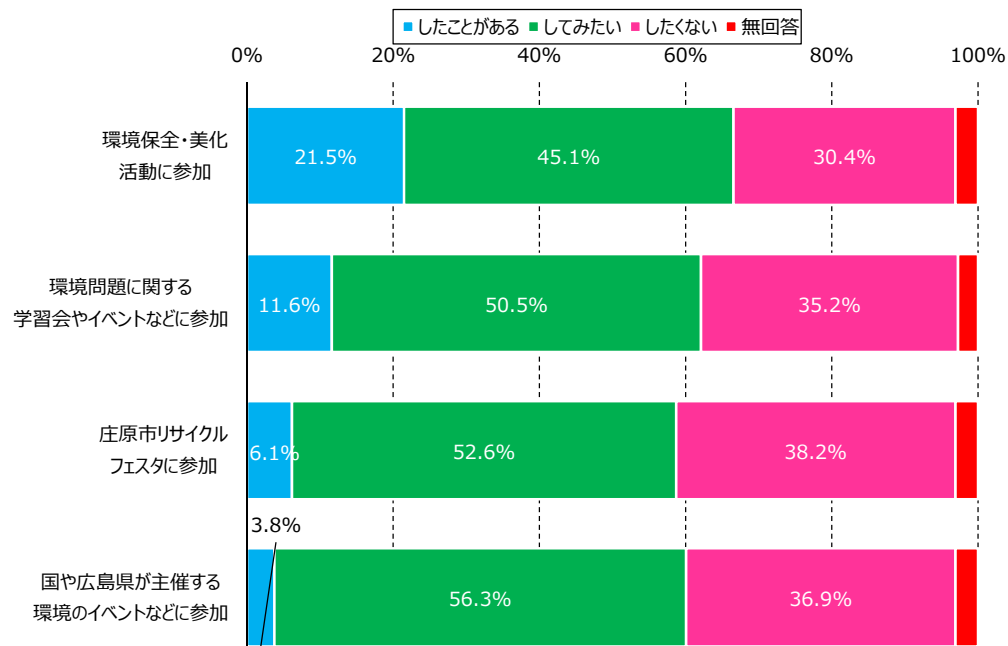


問8 環境に関わる学習会やイベントなどの参加について、お尋ねします。あなたは、参加したことがある、または、参加してみたいと思いますか。

市 民

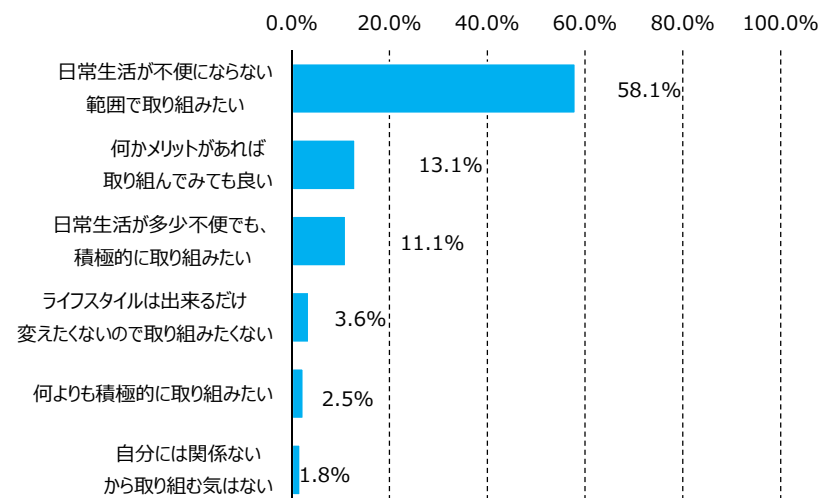


高校生

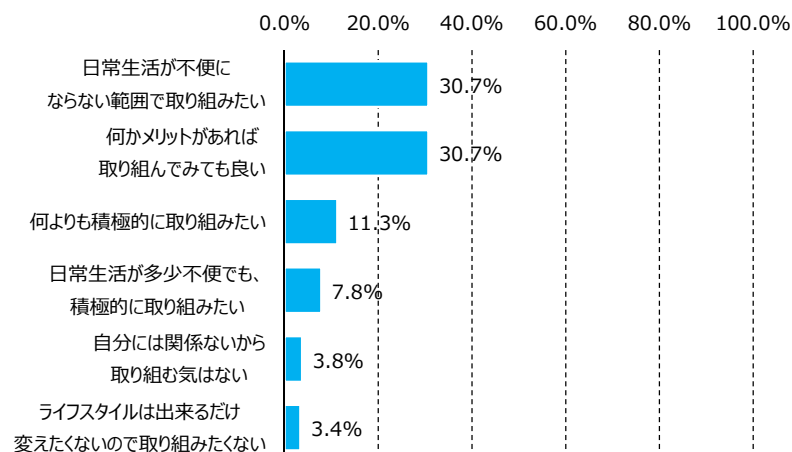


問9 あなたは、環境保全に向けた取り組みについて、どのようにお考えですか。

市 民

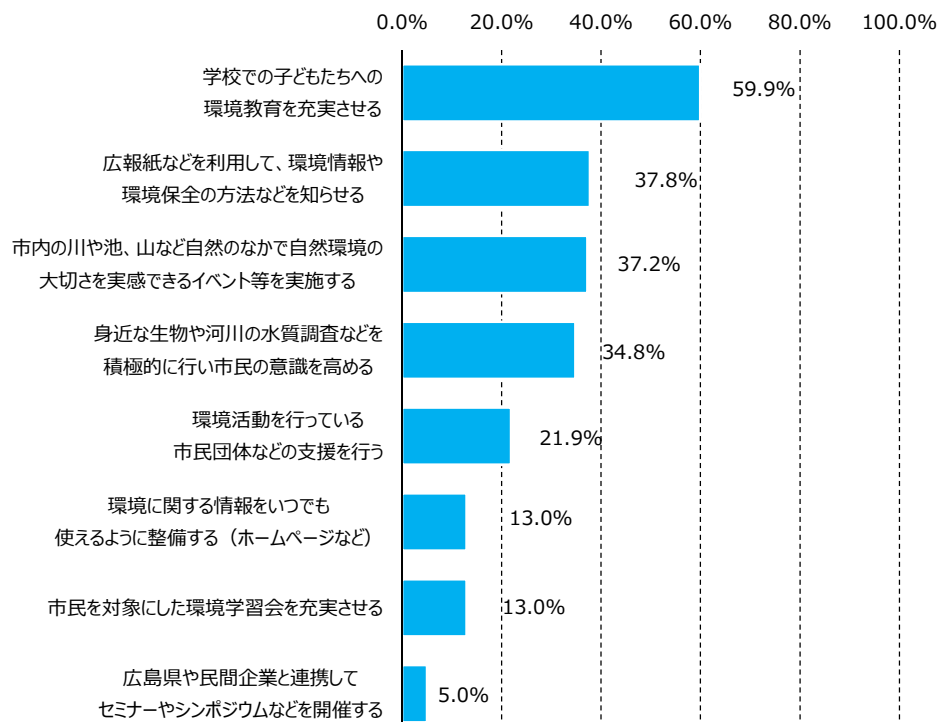


高校生

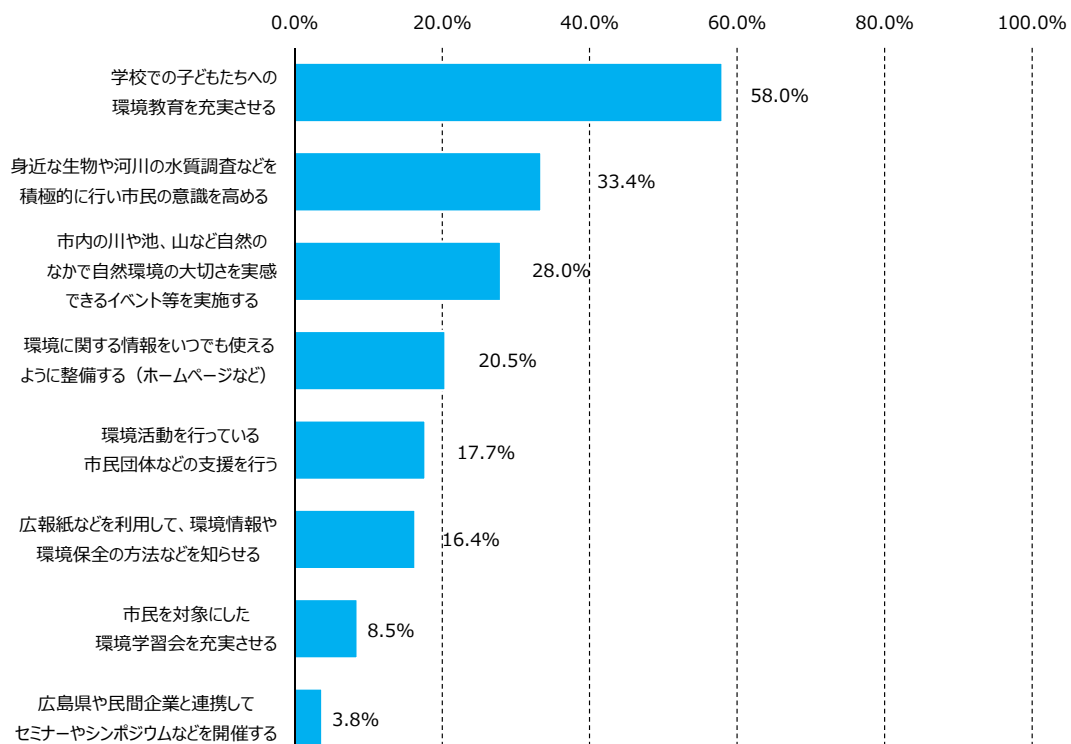


問 10 環境教育や環境学習について、庄原市はどのように進めて行けば良いと思いますか。

市 民

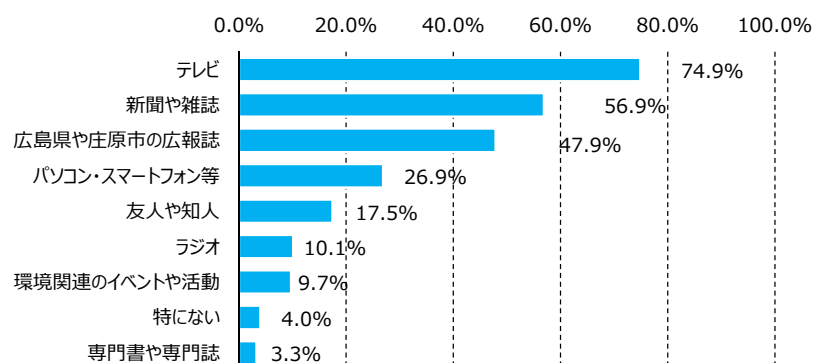


高校生

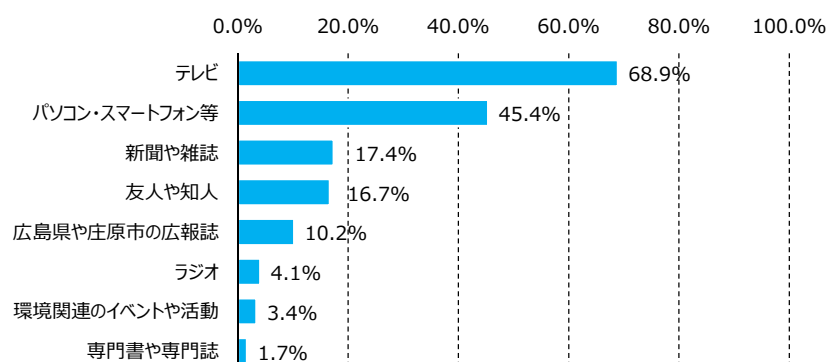


問 11 あなたは、環境に関する情報を主にどこから入手していますか。

市 民

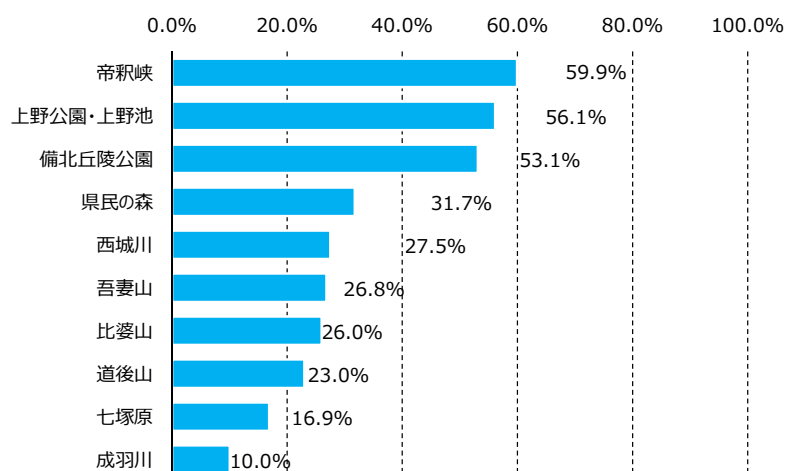


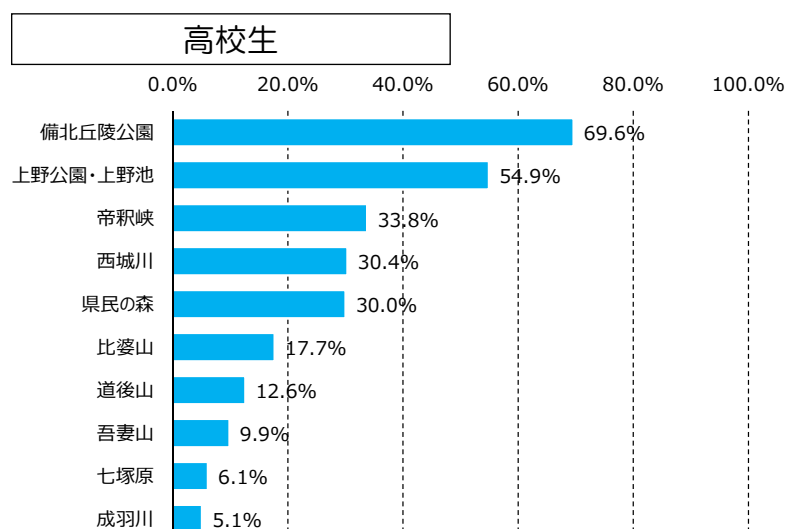
高校生



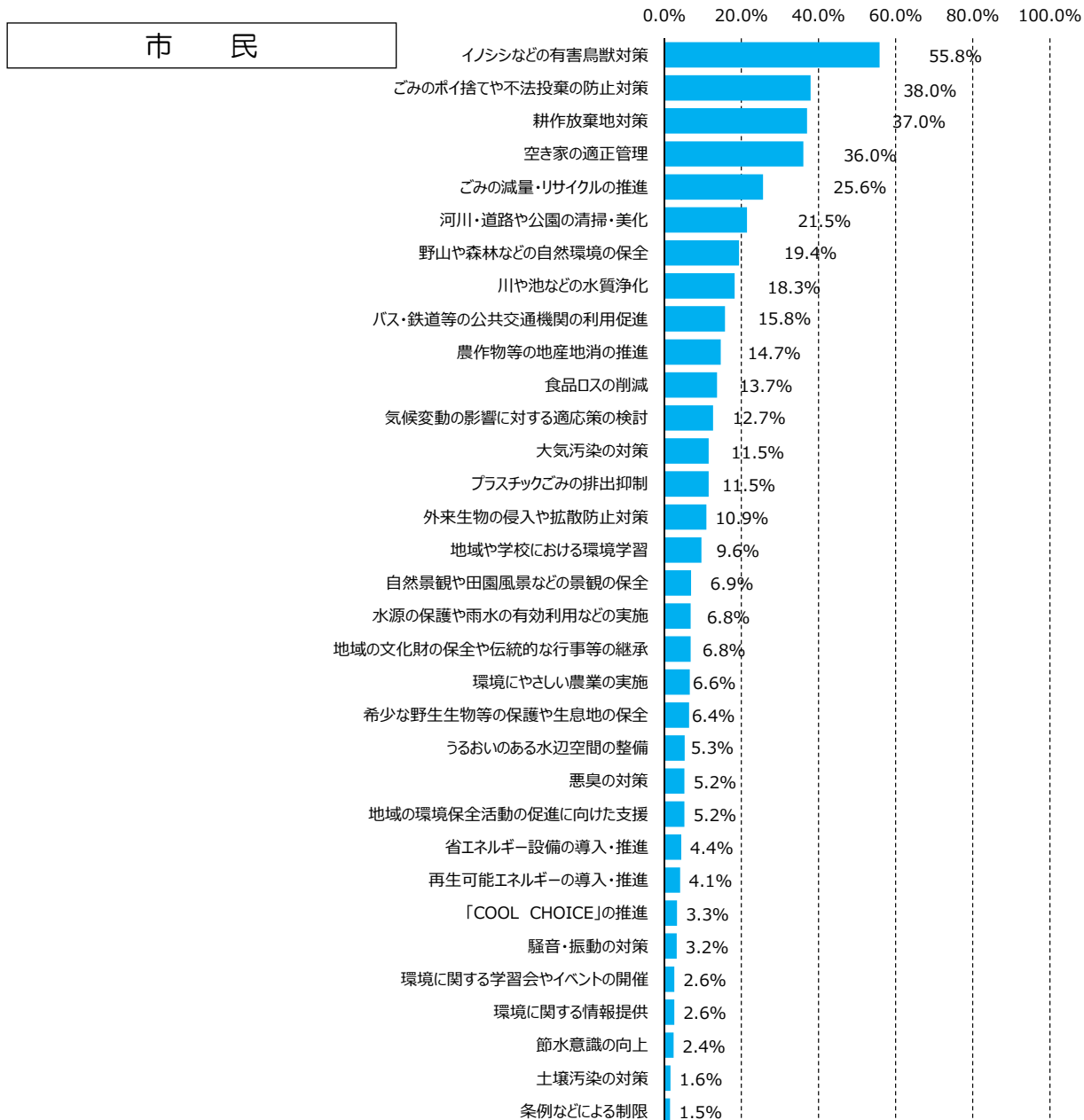
問 12 ずっと大切にしたい、庄原市に残しておきたいと思う場所や、風景などがありますか。

市 民

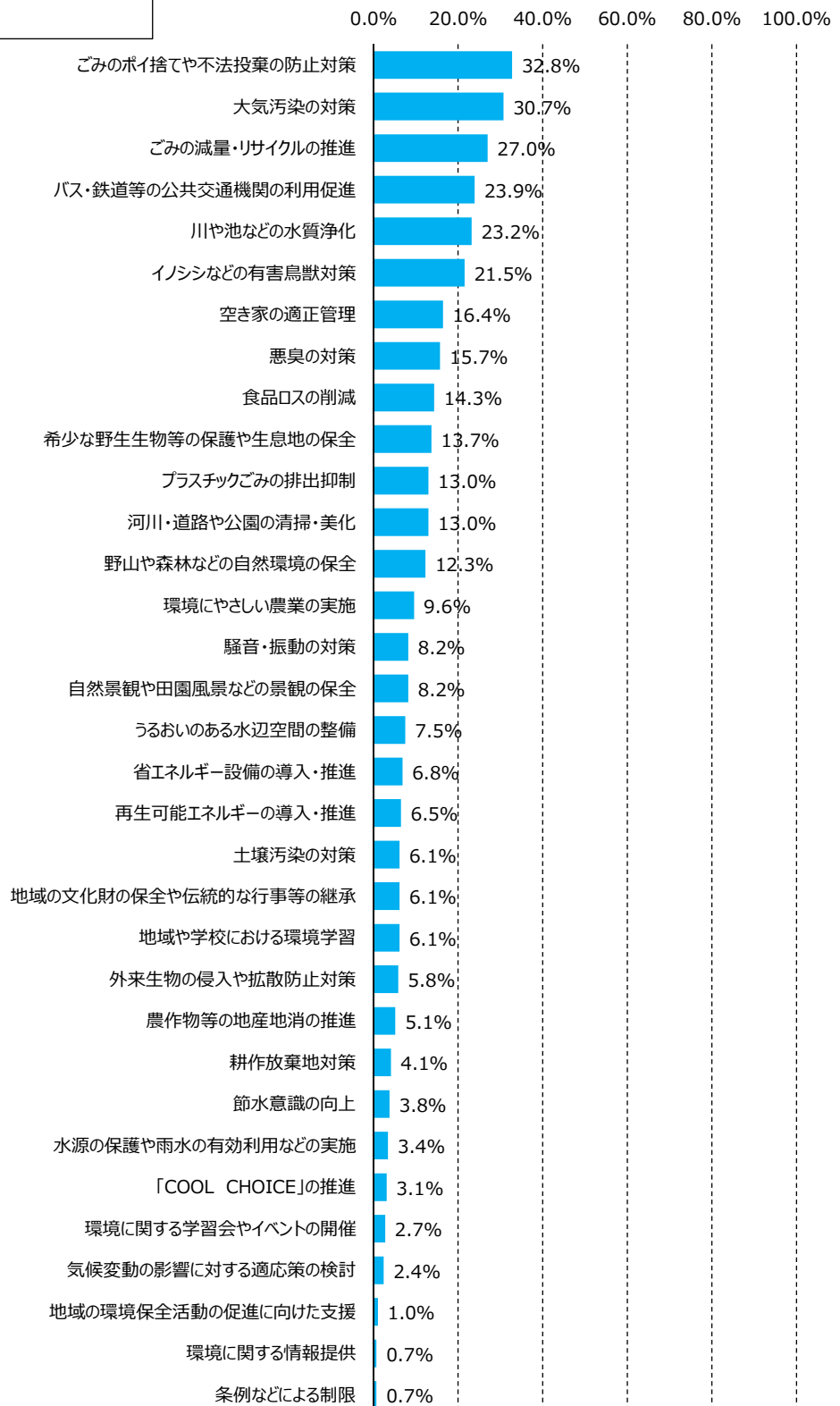




問 13 より良い環境づくりを進めるために、今後、庄原市として、どのようなことに力を入れて取り組むべきだと思いますか。



高校生



4. 事業者アンケート調査結果

(1) 調査の目的

本調査は、事業者の方々の環境行政に対する意見・要望について把握することを目的としました。

(2) 調査の項目

アンケート項目	設問の内容
問 1 属性	業種、所在地域、従業員数
問 2 事業所と環境の関連について	事業活動と環境問題の関連
問 3～7 環境保全の取組について	環境関連業務を担う部署の設置 EMS の認証取得状況、取得意向 環境保全に向けた行動の状況 環境保全に取り組むことの理由・認識 環境保全に取り組む上での問題・課題
問 8 情報の入手手段について	環境に関する情報の入手手段
問 9 環境保全等に関する情報について	環境保全等に関する情報の取得状況
問 10～11 省エネルギー診断について	無料省エネ診断の認知、受診意向
問 12～13 再生可能エネルギーについて	設備や機器の利用状況・導入意向
問 14 市の取り組みについて	市が取り組むべき施策
問 15 活動への参加について	環境保全に関するセミナーや活動等への参加意向
問 16 自由意見等	環境全般についての意見・要望など

(3) 調査の対象

無作為に抽出した庄原市内の 300 事業所

(4) 調査の実施方法

実施期間：2020 年 9 月 4 日（金）～9 月 30 日（水）

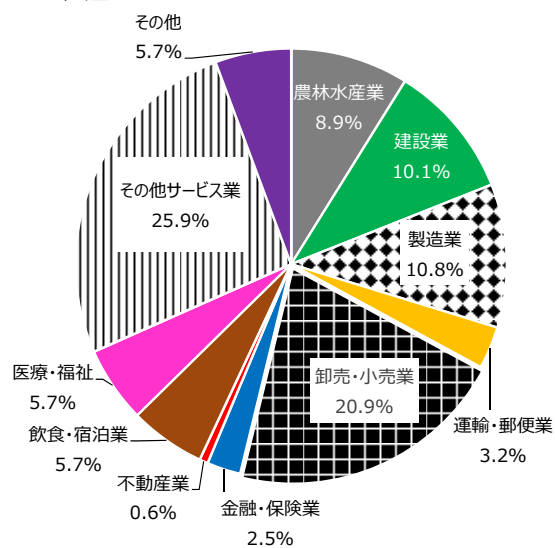
配布及び回収方法：郵送配布、郵送回収

(5) 回収結果

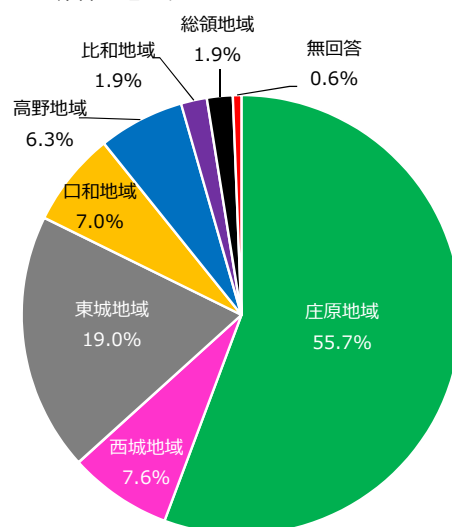
	送付数	回収数	回収率
事業所	300	158	52.7%

問1 貴事業所について、お尋ねします。

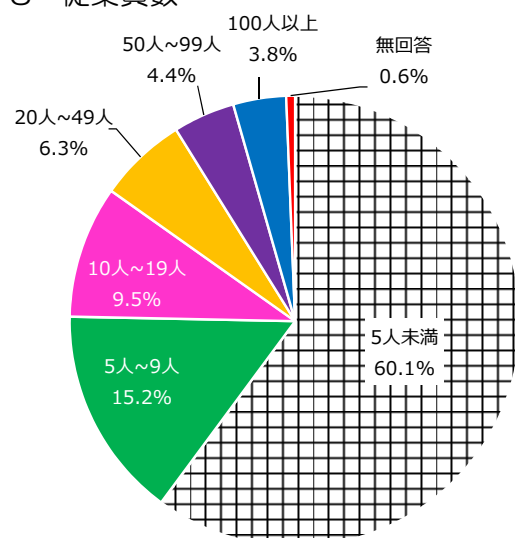
1 業種



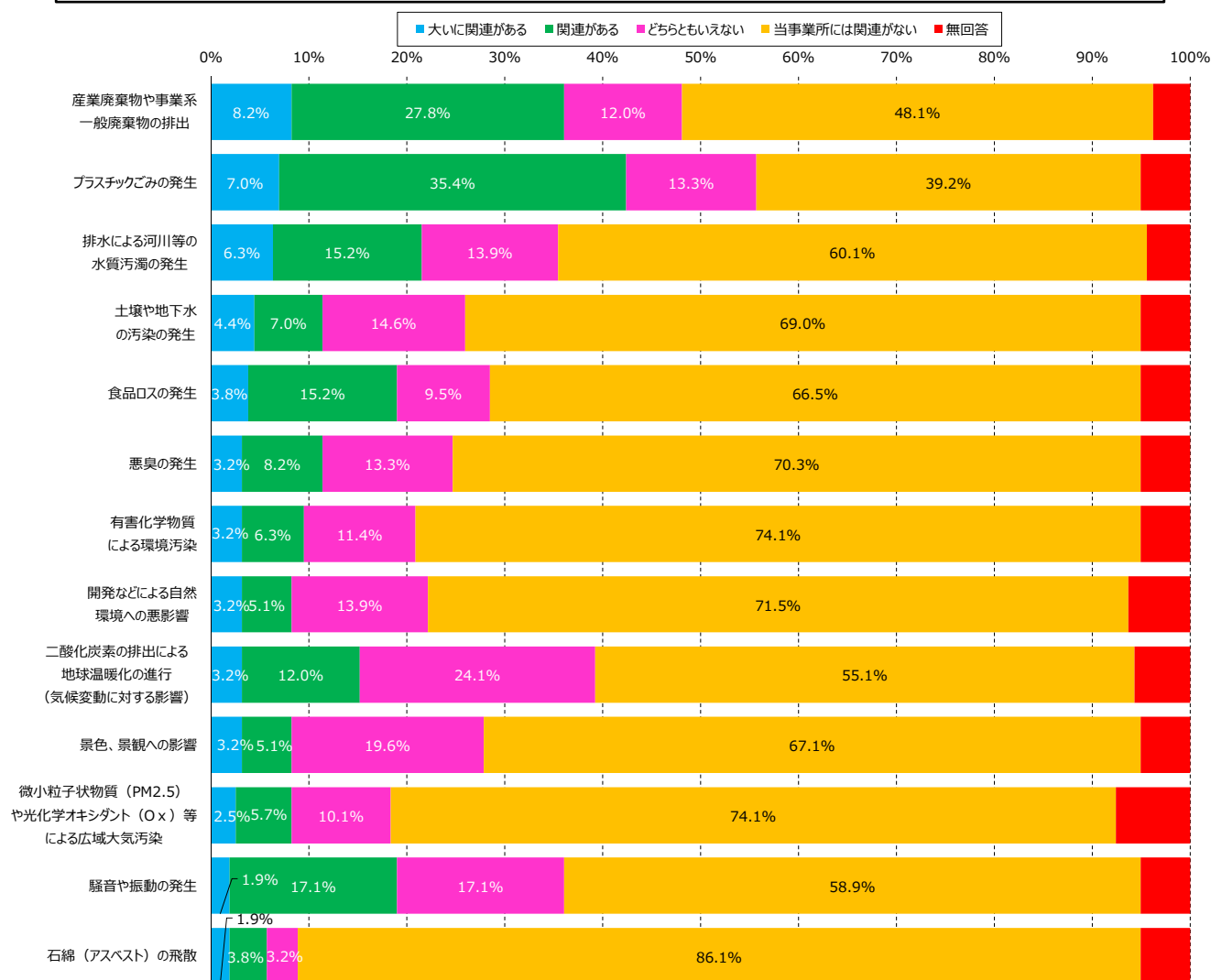
2 所在地域



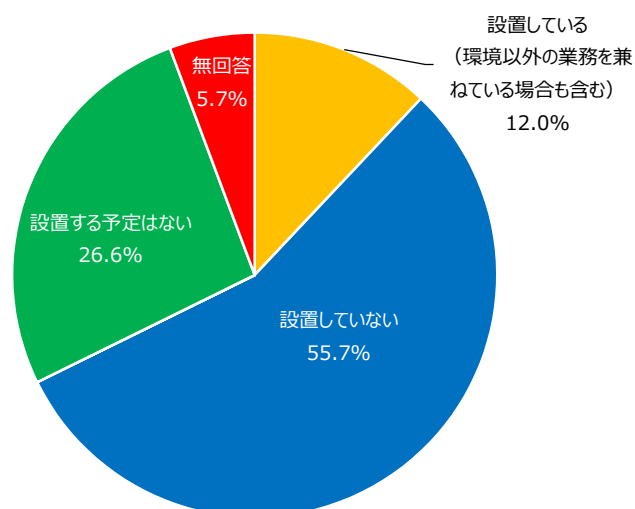
3 従業員数



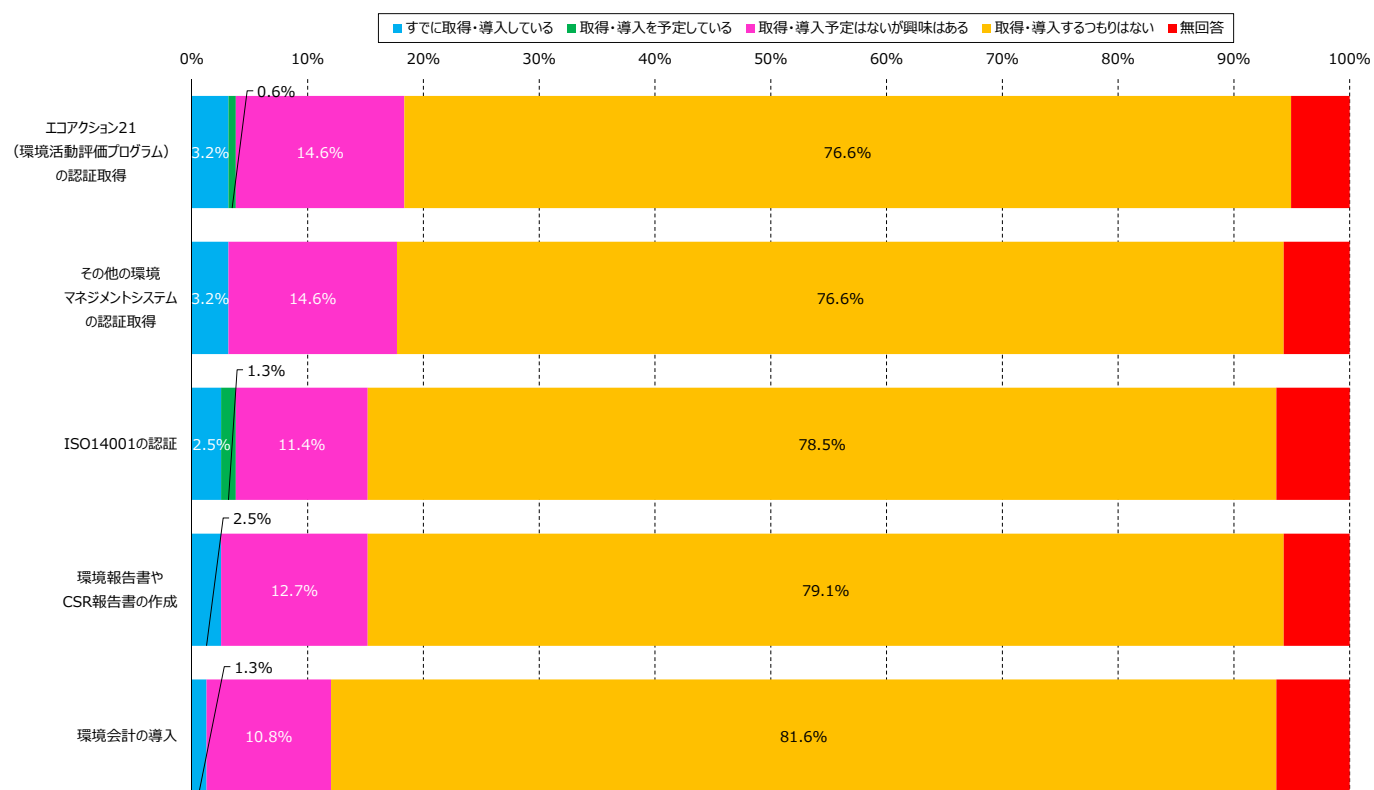
問 2 貴事業所の事業活動は、次の環境問題と関連していると思いますか。



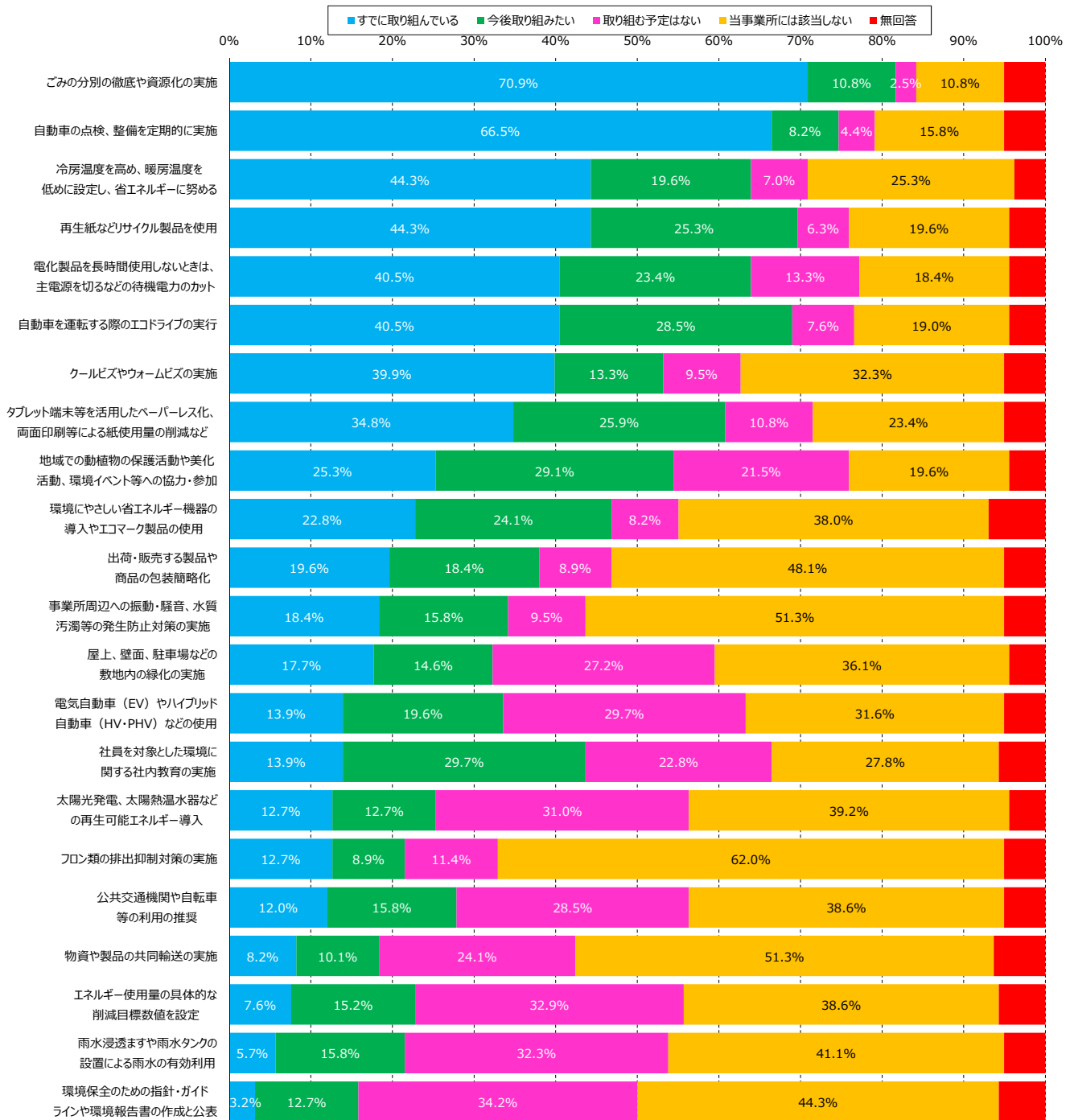
問 3 貴事業所では、環境関連の業務や作業を取り扱う部署を設置されていますか。



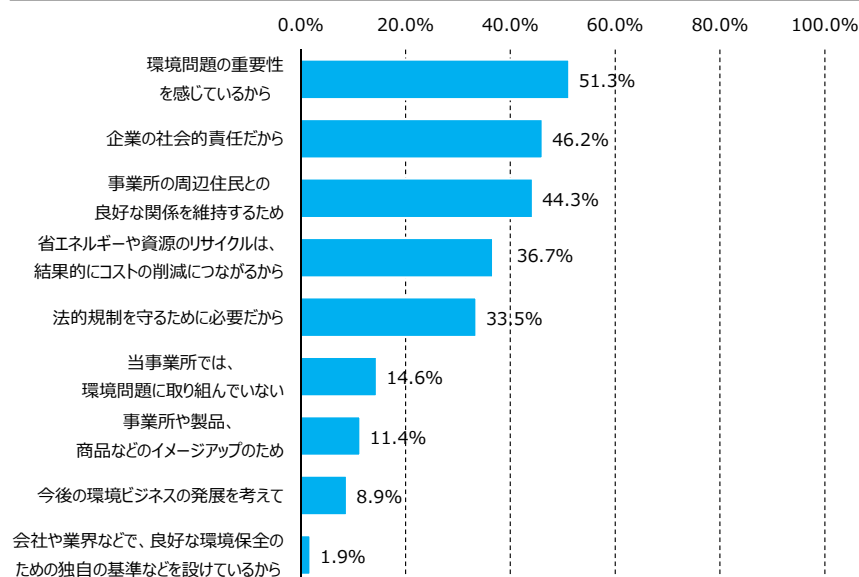
問 4 貴事業所では、環境に配慮した経営管理手法の取得・導入について、どのように取り組まれていますか。



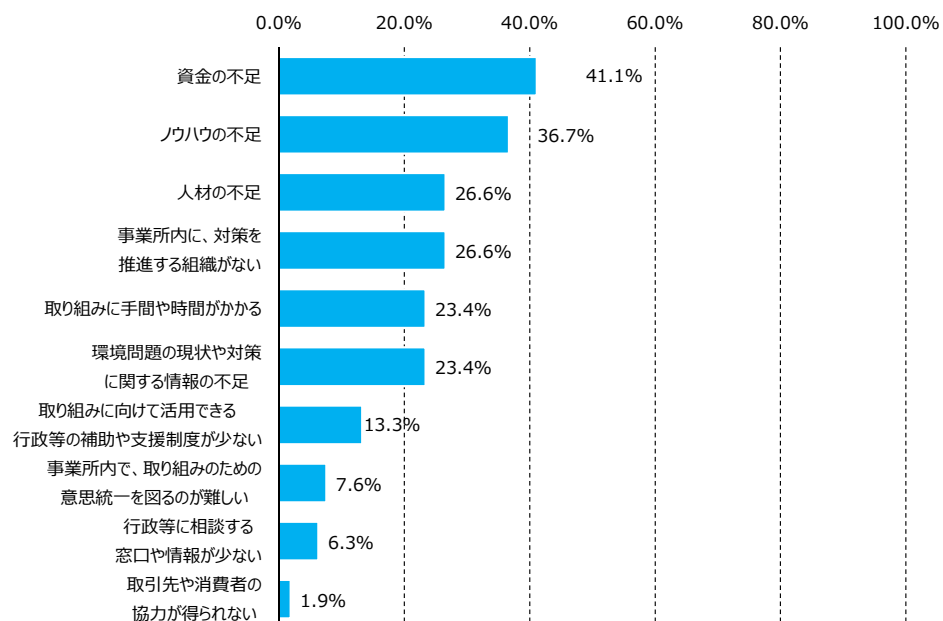
問5 環境を良くするための取り組みについて、お尋ねします。貴事業所では、環境保全のための取り組みを日頃、どの程度、実施していますか。



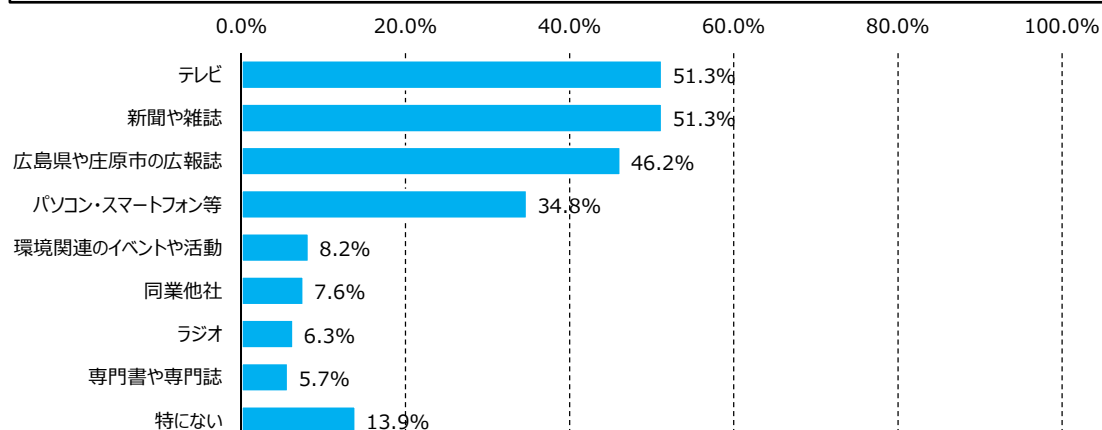
問 6 貴事業所において、環境保全に取り組む理由として、どのようなものが該当しますか。



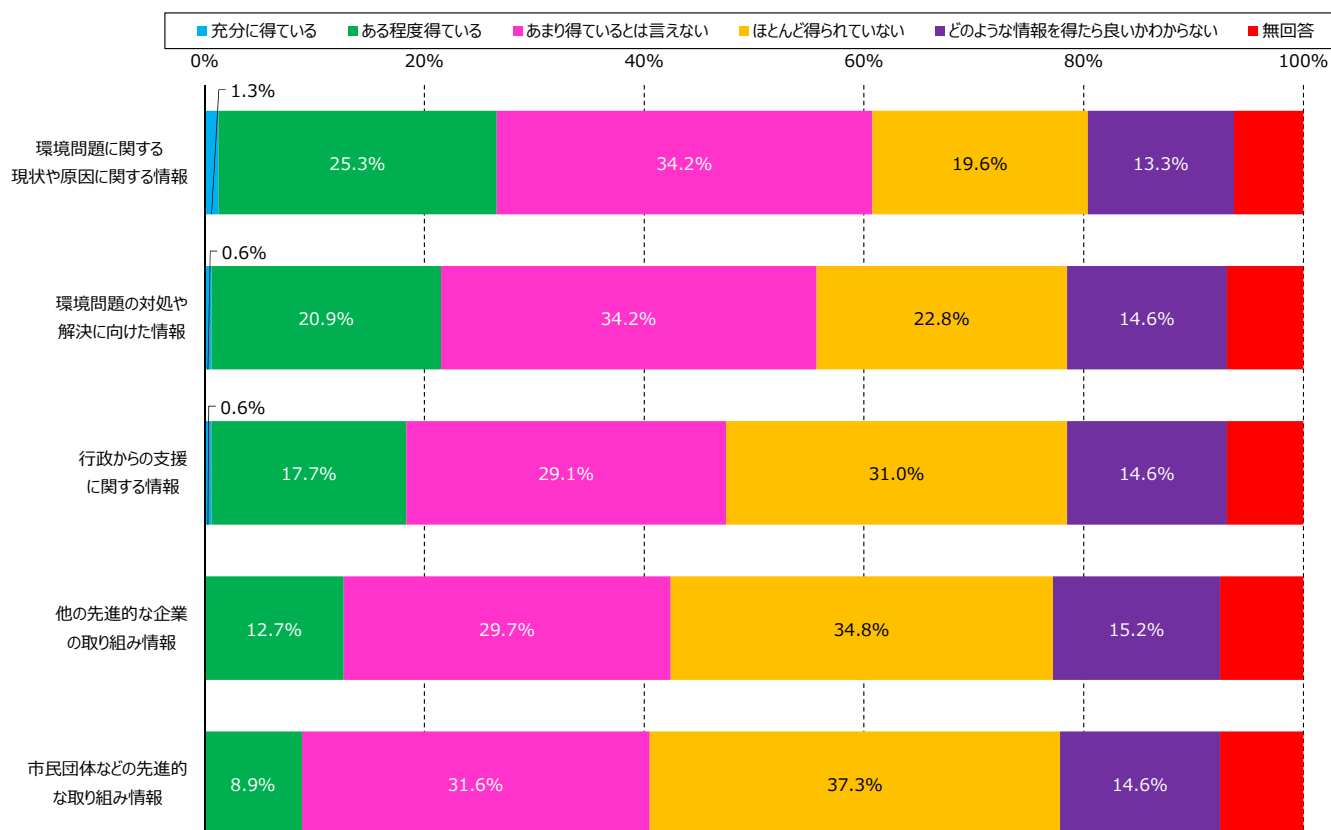
問 7 環境保全に向けた取り組みを進める上での問題・課題について、特に重要と思われることとして、どのようなものが該当しますか。



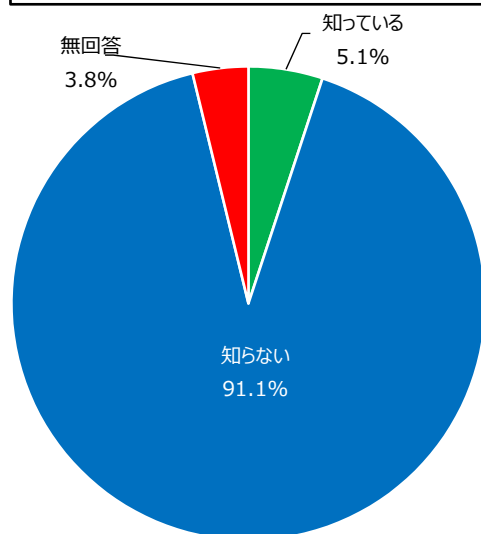
問 8 貴事業所では、環境に関する情報を主にどこから入手していますか。



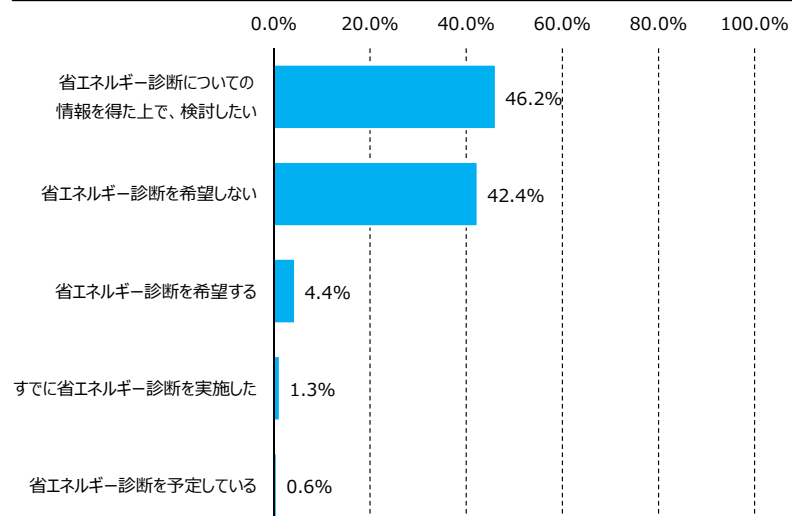
問 9 貴事業所では、環境保全等に関する情報をどの程度、得ていますか。



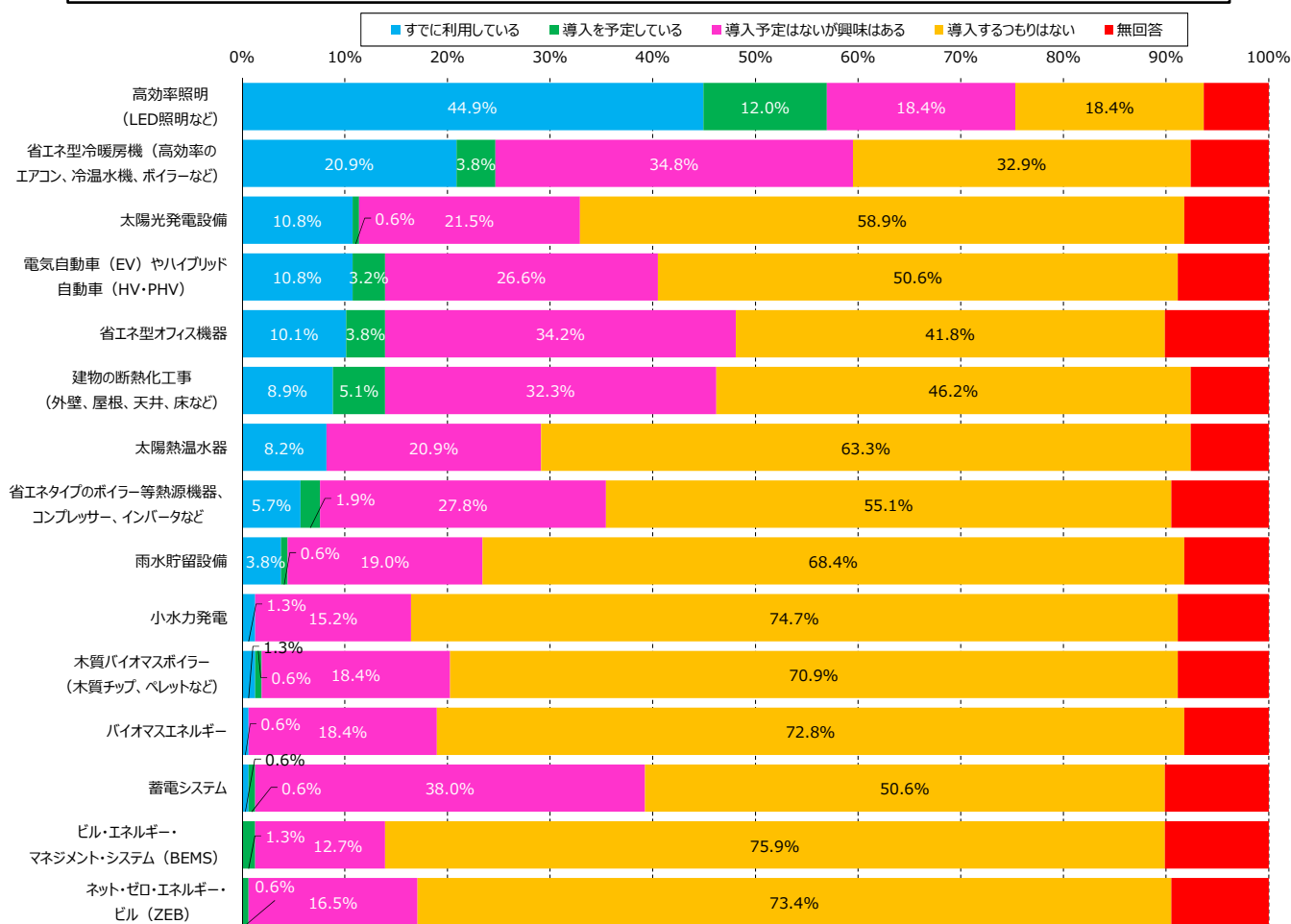
問 10 （一財）省エネルギーセンターが実施している「無料省エネ診断サービス」をご存知ですか。



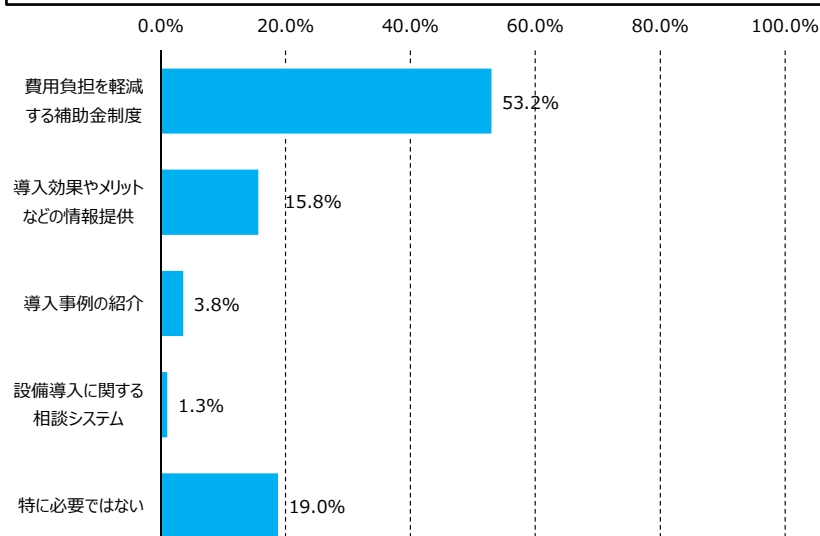
問 11 「無料省エネ診断サービス」を実施したいと思いますか。



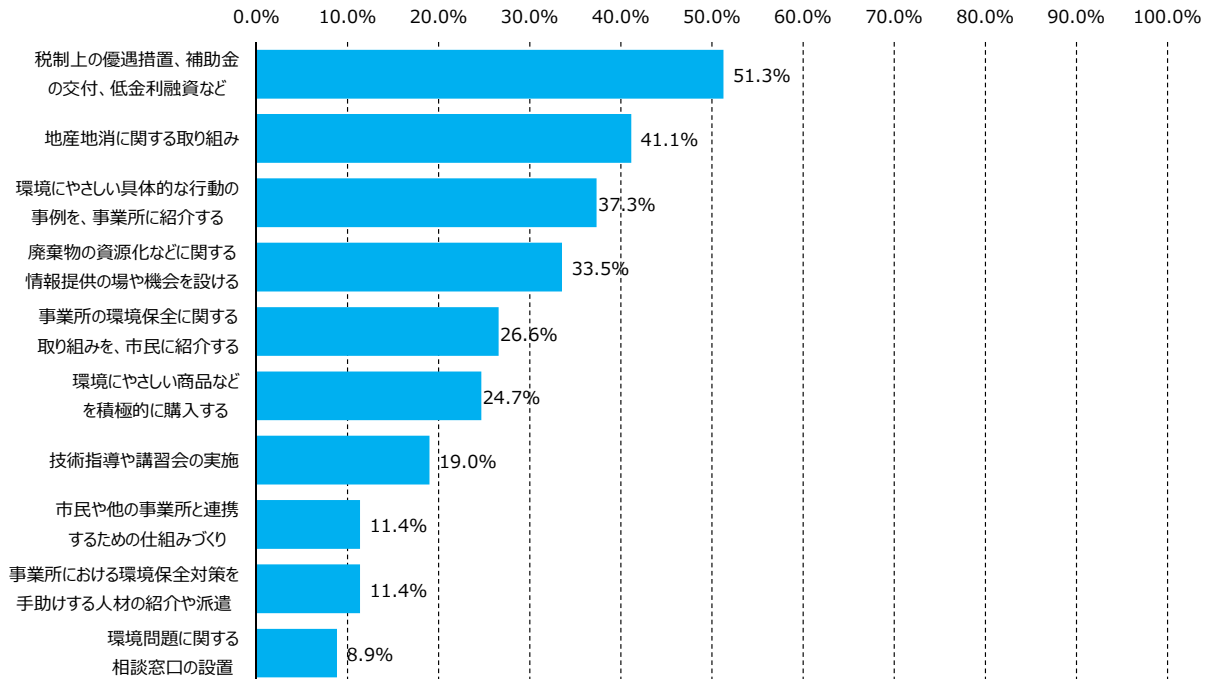
問 12 貴事業所では、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を利用していますか。



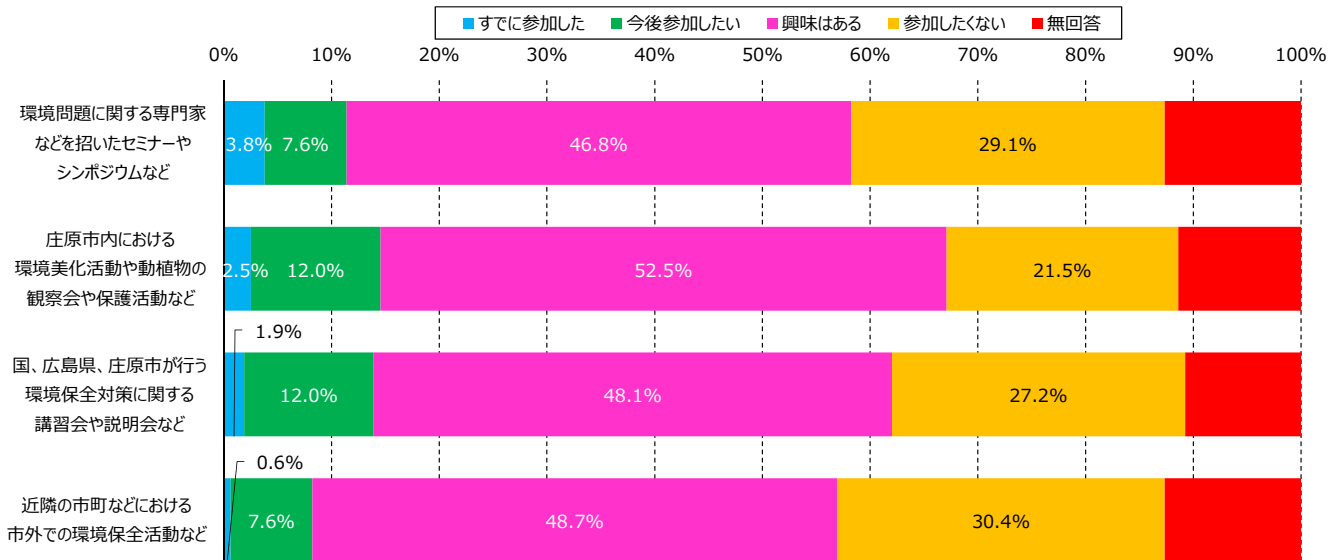
問 13 再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器を導入するにあたって、どのような支援があれば有効であると思いますか。



問 14 環境保全に向けた取り組みを進める上で、庄原市は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。



問 15 環境保全に関するセミナーや活動等に参加してみたいですか。



5. 庄原市温室効果ガス排出量算定方法

(1) 排出量算定の概要

庄原市区域の温室効果ガス排出量算定にあたり、基本的な考え方について整理する。

(2) 温室効果ガス算定の区分

区分		現行計画
産業部門	製造業	【全国の業種別・エネルギー種別エネルギー消費量 ^{※1} 】÷【全国の製造品出荷額等 ^{※2} 】×【市の製造品出荷額等 ^{※2} 】×【エネルギー種別 CO ₂ 排出係数 ^{※3} 】
	非製造業	【全国の業種別・エネルギー種別エネルギー消費量 ^{※1} 】÷【全国の非製造業就業者数 ^{※4} 】×【市の非製造業就業者数 ^{※4} 】×【エネルギー種別 CO ₂ 排出係数 ^{※3} 】
民生部門	業務 その他	【全国の業種別・エネルギー種別エネルギー消費量 ^{※1} 】÷【全国の業務その他就業者数 ^{※4} 】×【市の業務その他就業者数 ^{※4} 】×【エネルギー種別 CO ₂ 排出係数 ^{※3} 】
	家庭	【エネルギー種別世帯当たり年間光熱費 ^{※6} 】÷【エネルギー単価 ^{※7} 】×【市の世帯数 ^{※8} 】×【エネルギー種別 CO ₂ 排出係数 ^{※3} 】
運輸部門	自動車	【全国の新車種別・燃料種別 1 台当たり年間燃料消費量 ^{※9} 】×【市の車種別車両保有台数 ^{※10} 】×【エネルギー種別 CO ₂ 排出係数 ^{※3} 】
	鉄道	【JR 西日本の鉄道運行による CO ₂ 排出量 ^{※14} 】÷【JR 西日本の営業キロ数 ^{※14} 】×【市の営業キロ数 ^{※15} 】
廃棄物部門		【全国の廃棄物焼却に伴う CO ₂ 排出量 ^{※16} 】÷【全国の人口 ^{※8} 】×【市の人口 ^{※8} 】
CH ₄		【全国の排出源別 CH ₄ 排出量 ^{※16} 】÷【全国の排出源別の指標(人口 ^{※8} 、農業就業者数 ^{※4})】×【市の排出源別の指標(人口 ^{※8} 、農業就業者数 ^{※4})】 <注> 消化管内発酵、家畜排せつ物管理、稲作については、家畜頭数及び水稻作付面積から積み上げて算出。
N ₂ O		【全国の排出源別 N ₂ O 排出量 ^{※16} 】÷【全国の排出源別の指標(人口 ^{※8} 、農業就業者数 ^{※4})】×【市の排出源別の指標(人口 ^{※8} 、農業就業者数 ^{※4})】 <注> 家畜排せつ物管理、農用地の土壌については、家畜頭数及び水稻作付面積、作付面積当施肥量から積み上げて算出。
F-gas		【全国の排出源別 F-gas 排出量 ^{※16} 】÷【全国の排出源別の指標(製造品出荷額等 ^{※2} 、世帯数 ^{※8} 、人口 ^{※8})】×【市の排出源別の指標(製造品出荷額等 ^{※2} 、世帯数 ^{※8} 、人口 ^{※8})】

※1：エネルギー消費統計（資源エネルギー庁）

※2：工業統計（経済産業省）（見直し案（製造業）の全国の製造品出荷額等については、市で計上されている業種のための合計）

※3：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令

※4：国勢調査（総務省）

※5：都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁）

※6：家計調査（総務省）

※7：電力単価（中国電力）、LPG、灯油単価（石油情報センター）

※8：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

※9：自動車燃料消費量統計（国土交通省）

※10：自動車保有台数（一般財団法人自動車検査登録情報協会）

※11：軽自動車車両数（一般社団法人全国軽自動車協会連合会）

※12：総合エネルギー統計（資源エネルギー庁）

※13：広島県統計年鑑（広島県）

※14：CSR 報告書（JR 西日本）

※15：地図上から読み取り

※16：日本の温室効果ガス排出量データ（温室効果ガスインベントリオフィス）

(3) 温室効果ガス排出量算定結果

庄原市区域の 2017 年度の温室効果ガス排出量を以下に示す。結果では 295,965t-CO₂ となっている。

区分	2017 年度 (t-CO ₂) ※		
	算定結果		算定結果
二酸化炭素 (CO ₂)	産業部門	製造業	23,206
		非製造業	8,231
	運輸部門	自動車	93,900
		鉄道	2,487
	民生業務部門		76,869
	民生家庭部門		59,383
	廃棄物		3,034
メタン (CH ₄)			8,589
一酸化二窒素 (N ₂ O)			5,800
代替フロン類 (F-gas)			14,465
合計			295,965

※：端数処理の関係で合計が一致しない。

6. 環境用語集

あ 行

■悪臭防止法

「悪臭防止法」は、規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うことなどにより生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

都道府県知事が、市町村長の意見を聴いて規制地域を指定し、また、環境省令が定める範囲内で規制基準を定めて、悪臭を規制し、指定後は市町村長が規制実務を行い、悪臭公害を防止することを主な内容としている。

■ESD（イーエスディー：持続可能な開発のための教育）

Education for Sustainable Development の略で、「持続可能な開発のための教育」のこと。

現在の世界には環境、貧困、人権、平和、開発といったさまざまな問題があり、ESD はこれらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことによってそれらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動などが該当する。

■一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、法で特定した 20 品目の産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（家庭系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。

また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。発生源別に、生活系と事業系の 2 つに区分される。

■うちエコ診断

家庭における年間のエネルギー使用量や光熱水費などの情報を基に、専用のソフトを使用し、住まいの気候や家庭のライフスタイルに合わせた省エネ、省 CO₂ 対策を提案するもののこと。

■エコドライブ

二酸化炭素（CO₂）や大気汚染物質の排出削減のため、環境に配慮した自動車の運転を行うこと。

具体的には、駐停車時に原動機を停止する（アイドリングストップ）、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えめにするなどが挙げられる。

■SDGs（エスディージーズ：持続可能な開発目標）

2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標のこと。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念に、人類、地球及びそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

■オゾン層

地上から 10～50km の高度で地球をとりまく成層圏に存在するオゾン濃度の濃い大気層。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。

オゾンは生物に有害な波長をもつ紫外線を吸収するが、フロンガスなどによるオゾン層破壊が問題となっている。

そのため、オゾン層の保護等に取り組むことを目的に特定フロン(CFC・HCFC)、代替フロン(HFC)への移行が進んでおり、さらにフロンの生産、管理、回収、処分を適正に行うため、「フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)」が2015年4月に施行された。

■温室効果ガス

大気中には、太陽から地球へ降り注ぐ光のエネルギーを通し、地面から放射される赤外線熱を吸収するガスがある。こうした性質をもつガスは、地球の平均気温を温室のように一定に保つ役割を果たしていて「温室効果ガス」と呼ばれる。

主な温室効果ガスには二酸化炭素(CO₂)、一酸化二窒素(N₂O)、メタン(CH₄)、フロン類などがある。人間の活動によって、大量の温室効果ガスが大気中に放出され、地球温暖化の原因となっている。

か 行

■家電リサイクル法

一般家庭や事務所から排出されたエアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電製品から有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

■カーボンニュートラル

市民、企業、NPO・NGO、自治体、政府等の社会の構成員が自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガスの排出量を認識し、主体的に削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量を他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること、或いは他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施などによって、その排出量の全部を埋め合わせた状態のこと。

■カーボンリサイクル

二酸化炭素(CO₂)を炭素資源(カーボン)と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用(リサイクル)すること。

■環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

典型7公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下の3つを除いた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の4つについて環境基準が定められている。

■環境基本法

「公害対策基本法」で公害対策を、「自然環境保全法」で自然環境対策を行っていたが、複雑化・地球規模化する環境問題への対応に限界があるとの認識から、環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993年に制定された。

基本理念としては、(1) 環境の恵沢の享受と継承等、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。また、6月5日を環境の日とすることも定められている。

■環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。「環境基本法」では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

■環境保全型農業

「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」のこと。「食料農業農村基本法」においても、国全体として適切な農業生産活動を通じて国土環境保全に資するという観点から、環境保全型農業の確立を目指している。

■環境マネジメントシステム

企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステムのこと。

■景観計画

「景観法」（2004年6月制定）に基づく「景観行政団体」に指定された自治体は、景観保全のために、建物のデザインや壁面の位置、色の規制などを盛り込む「景観計画」を定めることができる。計画が適用された「景観計画区域」では、建物の新築や改築などの際に、都道府県や市町村に届け出が必要となる。

■光化学オキシダント（Ox）

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより、生成されるオゾンなどの酸化性物質の総称のこと。

さ 行

■再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

■再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度）

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間、電気事業者に調達を原則義務づける制度。2012年7月1日開始。

電気事業者が再生可能エネルギーに起因する電気の買い取りに要した費用は、電気料金の一部として、賦課金という形で利用者の負担となる。

■3R（サンアール・スリーアール）

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」、「リユース（Reuse＝再使用）」、「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

■酸性雨

二酸化硫黄（SO₂）や窒素酸化物（NO_x）などを起源とする酸性物質が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象。河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与える。（気象庁：酸性雨に関する基礎的な知識）

■循環型社会形成推進基本法

廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律として 2000 年に制定され、資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的にしている。

■振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する振動を規制する地域を指定し、指定された地域内にあって著しい振動を発生する施設（「特定施設」という）を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための所要の措置を講ずることになる。

■生物化学的酸素要求量（BOD：ビーオーディー）

Biochemical Oxygen Demand の略で、微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量のこと。河川で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

■生物多様性

地球上の生物は、生命の誕生以来、さまざまな環境のもとで絶滅と進化を繰り返し、未知のものを含めると 3,000 万種ともいわれる多様な生物が存在している。生物多様性とは、ひとつひとつに個性がある生命が、網の目のようにさまざまな関係でつながっていることをいう。

「生物の多様性に関する条約」（1993 年 12 月発効）では、生物多様性を「すべての生物に違いがあること」と定義しており、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の 3 つのレベルがあるとしている。

■騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する騒音を規制する地域を指定し、指定された地域内にあって著しい騒音を発生する施設（「特定施設」という）を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための措置を講ずる必要がある。

■大気汚染防止法

この法律は、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、(1) 工場及び事業場における事業活動や建築物の解体に伴う「ばい煙」や「粉じん」の規制、(2) 有害大気汚染物質対策の推進、(3) 自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどが盛り込まれている。

■地域循環共生圏

地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。地域における SDGs の実践（ローカル SDGs）を目指すもの。

■地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）

国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定める法律。地球温暖化に関して、地球温暖化対策計画の策定や社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずることなどによって、地球温暖化対策の推進を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。

■地産地消

地域で生産された農林水産物などを、地域内または出来る限り近い地域で消費すること。

■電気自動車（EV）

バッテリー（蓄電池、二次電池とも呼ばれる）に蓄えた電気をモーターに供給し、走行のための駆動力を得る自動車のこと。

走行時に大気汚染物質を全く出さないため、低公害車と位置づけられ、走行に伴う騒音も大幅に低減される。

電源構成の化石燃料の比率が高まるほど、二酸化炭素（CO₂）排出量も増えることになるが、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーから作られた電力を使用し、充電して走行する場合は、二酸化炭素（CO₂）排出量が実質的にゼロになる。モーターやバッテリーの効率の向上により、火力発電等の化石燃料が主体の電源構成であってもガソリン車より二酸化炭素（CO₂）排出量が少ないという試算もある。

■二酸化硫黄（SO₂）

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。

不純物として石炭中に最大 2.5%程度、原油中に最大 3%程度含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油などの燃焼時に発生する。

また、鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出する。

主要大気汚染物質のひとつであり、窒素酸化物とともに、酸性雨の原因物質として知られる。

二酸化硫黄（SO₂）による大気汚染は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。代表的な例として、1961 年頃より発生した四日市ぜんそくが挙げられる。

■二酸化窒素（NO₂）

窒素の酸化物で赤褐色の気体。

発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。

燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素（NO）として排出され、大気中で二酸化窒素（NO₂）に酸化される。

また、生物活動に由来する自然発生もあり、地球規模では、二酸化窒素（NO₂）のほとんどが生物活動から発生している。二酸化窒素（NO₂）そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダント（Ox）の原因物質でもある。

■燃料電池自動車

燃料電池で水素と酸素を化学反応させて発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。走行時には、水蒸気しか発生せず、大気汚染の原因となる窒素酸化物（NO_x）や地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）を排出しない。

は 行

■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの 2 つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車のこと。

■パリ協定

2020 年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みのこと。1997 年に定められた「京都議定書」の後継となるもので、2015 年にパリで開かれた「国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）」で合意された。

世界共通の長期目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること、できる限り早い段階で世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21 世紀後半には、温室効果ガス排出量と吸収量のバランスをとることが掲げられている。

■ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉であるが、特に都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間づくりが行われる。

■微小粒子状物質（PM2.5）

粒径が 2.5 μm（1 μm（マイクロメートル）＝1mm の千分の 1）以下の粒子状物質（PM）。粒子状物質のアルファベット PM は、「Particulate Matter（粒子状物質）」の頭文字。肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられている。

■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質（PM）で、代表的な大気汚染物質のひとつ。「環境基本法」（1993 年）に基づいて定められる環境基準では、粒径 10 μm 以下のものと定義している。

発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界に由来（火山、森林火災など）するものがある。

また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子があり、粒径によっては呼吸器系の各部位へ沈着し、人の健康に影響を及ぼす。

■フロンガス

炭化水素の水素原子のいくつかが、塩素原子やフッ素原子で置き換ったものの総称。熱に強く冷媒、溶剤としてすぐれた性能をもち、クーラーや冷蔵庫等のほか、半導体産業での洗浄剤としても広く利用されている。しかし、成層圏のオゾン層を破壊し、その結果地表の紫外線を増加させ、人間や生態系に影響を及ぼすおそれがあるとして一部を除いて生産が中止された。

■BEAMS（ベムス）

Building Energy Management System の略。ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム（人感センサーや自動調光などによる室内環境の自動管理や機器設備・配管等の温度・流量・圧力などのデータを収集し、運転管理者に対して評価を表示することなどが挙げられる。）のこと。

ま 行

■緑のカーテン

「ゴーヤ」や「アサガオ」などのツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったもの。

窓から入る直射日光をさえぎるので、室内温度の上昇を抑えとともに、植物が根から吸った水分を葉から蒸発させ周りの温度を下げる「蒸散作用」効果がある。

や 行

■有害化学物質

有害化学物質は、環境を経由して人又は動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称である。具体的には、人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」などで指定されたものは有害化学物質といえる。

ら 行

■リサイクル率

リサイクル率（％）＝総資源化量÷ごみ総排出量×100



庄原市 環境建設部 環境政策課

〒727-0003

広島県庄原市是松町 20-25 リサイクルプラザ内

TEL 0824-72-1398 FAX 0824-72-5517

E-mail kankyo-seisaku@city.shobara.lg.jp

URL <http://www.city.shobara.hiroshima.jp/>